

## 第5回理事会日程

令和6年9月5日

### ◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 各部門委員会について（儲かる業づくりをめざして）（口頭）
3. 第1回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について（資料2）
4. 韓国との理美容技術文化交流について（資料3）
5. 第191臨時総会・評議員会の運営について（資料4）
6. 令和6年度厚生労働大臣表彰受賞者の決定について（資料5）
7. 令和6年度全国生衛中央会理事長表彰受賞者の決定について（資料6）
7. 理事研修会の講師およびテーマについて（資料7）
9. 「全理連指定旅館友の会」の利用促進について（資料8）
10. 関係団体の各種会議について（資料9）

### ◎協議事項

1. 令和5年度生活衛生関係対策事業(令和5年度補正予算)(儲かる業づくり)について(資料10 差替資料)
2. 令和6年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について（資料11 当日配布）
3. 理容サロンの地震対策・意見募集について（資料12）
4. 令和6年度上半期事業報告について（資料13）
5. 令和6年度各種表彰式典について
  - (1) 運営について（資料14）
  - (2) 令和6年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者について（資料15）
  - (3) 令和6年度全国理容連合会理事長表彰候補者について（資料16 差替資料）
6. 「講師旅費・謝礼支給基準」の一部改訂（案）について（資料17）
7. 大会名称・呼称について（資料18）
8. 「ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会）」について
  - (1) 出場選手（決定）数について（資料19）
  - (2) タイムテーブルについて（資料20）
  - (3) 賞状・賞品について（資料21）
  - (4) 入場区分について（資料22）
9. 2024パリ世界大会選手団の派遣について（資料23）

# 資料1

## 会 議 日 誌

令和6年6月19日～8月27日

### 6. 6/19 第3回正副理事長打合会

#### ◎打合せ事項

1. 令和6年能登半島地震への対応について（第7回対策会議） ----- 了承

#### ◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 副理事長の担当並びに各部門正副委員長および各委員について ----- 了承
3. 関係各機関への役員等の推薦について ----- 了承
4. 全国理美容NP0法人の役員（理事・監事）について ----- 了承
5. 令和5年度生活衛生関係対策事業（令和5年度補正予算）（儲かる業づくり）について 了承
6. 令和6年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について（案） ----- 了承
7. 理容サロンの地震対策・意見募集について ----- 了承
8. 退任理事に対する慰労金および感謝状の贈呈について ----- 了承
9. 理事研修会・各部門委員会・第5回理事会の日程について ----- 了承
10. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について ----- 了承
11. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂（案）について ----- 了承
12. 連合会理事の「全理連ナショナルチーム育英支援の会」への協賛について ----- 了承
13. 2024パリ世界大会（個人戦・ジュニア部門）出場選手の募集結果について ----- 了承
14. 韓国での技術セミナーの開催について ----- 了承
15. HAIR WORLD・ジャパンカップオープン2024（第76回全国理容競技大会）（於：愛媛県）  
について
- (1) 大会役員について ----- 了承
- (2) HAIR WORLD2024ウエルカムパーティーについて ----- 了承
16. 理事の顔写真の撮影について ----- 了承
17. 全理連ビル2階のテナント退去および入居について ----- 了承
18. ジュニアパートナー制度について ----- 了承
19. 組合・連合会のパソコンの入替えおよび共用プリンターの取扱いについて ---- 了承
20. 関係団体の各種会議について ----- 了承
21. 令和7年春の黄綬褒章候補者の推薦について ----- 了承
22. 第3回常務理事会（6/20）並びに第4回理事会（6/27）の協議日程について ----- 了承

### 6. 6/20 第3回常務理事会

[当日配布]

#### ◎協議事項

1. 令和6年能登半島地震への対応について（第8回対策会議） ----- 了承

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
  2. 全理連ナショナルチーム育英支援の会 監査報告について ----- 了承
  3. 関係団体の各種会議について ----- 了承
- [当日配布]

◎協議事項

1. 副理事長の担当並びに各部門正副委員長および各委員について ----- 了承
2. 全国理美容NPO法人の役員(理事・監事)について ----- 了承
3. 令和5年度生活衛生関係対策事業(令和5年度補正予算)(儲かる業づくり)について 了承
4. 令和6年度生活衛生関係対策事業(デジ活!儲かる塾)について ----- 了承
5. 理容サロンの地震対策・意見募集について ----- 了承
6. 退任理事に対する慰労金および感謝状の贈呈について ----- 了承
7. 理事研修会・各部門委員会・第5回理事会の日程について ----- 了承
8. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂(案)について ----- 了承
9. 連合会理事の「全理連ナショナルチーム育英支援の会」への協賛について ----- 了承
10. 2024パリ世界大会(個人戦・ジュニア部門)出場選手の募集結果について ----- 了承
11. 韓国での技術セミナーの開催について ----- 了承
12. HAIR WORLD・ジャパンカップオープン2024(第76回全国理容競技大会)(於:愛媛県)について  
(1) 大会役員について ----- 了承  
(2) HAIR WORLD2024ウエルカムパーティーについて ----- 了承
13. 理事の顔写真の撮影について ----- 了承
14. 全理連ビル2階のテナント退去および入居について ----- 了承
15. ジュニアパートナー制度について ----- 了承
16. 組合・連合会のパソコンの入替えおよび共用プリンターの取扱いについて ---- 了承
17. 第4回理事会(6/27)の協議日程について ----- 了承

6. 6/27 第4回理事会

◎協議事項

1. 令和6年能登半島地震への対応について(第9回対策会議) ----- 了承

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 全理連ナショナルチーム育英支援の会 監査報告について ----- 了承
3. 関係団体の各種会議について ----- 了承

◎協議事項

1. 副理事長の担当並びに各部門正副委員長および各委員について ----- 了承
2. 全国理美容NPO法人の役員(理事・監事)について ----- 了承
3. 令和5年度生活衛生関係対策事業(令和5年度補正予算)(儲かる業づくり)について 了承

4. 令和6年度生活衛生関係対策事業（デジ活！儲かる塾）について ----- 了承
5. 理容サロンの地震対策・意見募集について ----- 了承
6. 退任理事に対する慰労金および感謝状の贈呈について ----- 了承
7. 理事研修会・各部門委員会・第5回理事会の日程について ----- 了承
8. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂（案）について ----- 了承
9. 連合会理事の「全理連ナショナルチーム育英支援の会」への協賛について ----- 了承
10. 2024パリ世界大会（個人戦・ジュニア部門）出場選手の募集結果について ----- 了承
11. 韓国での技術セミナーの開催について ----- 了承
12. HAIR WORLD・ジャパンカップオープン2024（第76回全国理容競技大会）（於：愛媛県）  
について  
  - (1) 大会役員について ----- 了承
  - (2) HAIR WORLD2024ウエルカムパーティーについて ----- 了承
13. 理事の顔写真の撮影について ----- 了承
14. 全理連ビル2階のテナント退去および入居について ----- 了承
15. ジュニアパートナー代表者の登録について ----- 了承
16. 組合・連合会のパソコンの入替えおよび共済用プリンターの取扱いについて ---- 了承

6. 7/18 第4回正副理事長打合会

◎打合せ事項

1. 令和5年度生活衛生関係対策事業（令和5年度補正予算）（儲かる業づくり）について了承
2. 韓国との理美容技術文化交流について ----- 了承
3. 令和6年度各種表彰式典について  
  - (1) 運営について ----- 了承
  - (2) 令和6年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者について ----- 了承
  - (3) 令和6年度全国理容連合会理事長表彰候補者について ----- 了承
4. 「全理連指定旅館友の会」の利用促進について ----- 了承

<連合会関係団体>

=全国理容政治連盟中央会=

6. 6/19 第5回正副会長・幹事長打合会
6. 6/20 第5回常任執行委員会
6. 6/27 第5回執行委員会
6. 7/18 第6回正副会長・幹事長打合会

=一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会=

6. 6/24 第1回理事会、第193回総会

=公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター=  
6. 6/24 第1回評議員会、第2回理事会

=公益財団法人 日本エステティック研究財団=  
6. 6/25 第14回評議員会

=公益社団法人 日本理容美容教育センター=  
6. 6/26 第12回定時総会

=公益財団法人 理容師美容師試験研修センター=  
6. 6/28 第12回評議員会

# 資料2

## 第1回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会

### 議事次第

日時：令和6年6月18日（火）14:00～16:00

場所：厚生労働省 省議室（9階）

#### 1 開会

#### 2 議題

1. 理容師・美容師専門委員会の設置・運営等について
2. 理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について
3. 当面のスケジュール（案）について
4. その他

#### [資料]

資料1 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師  
専門委員会委員名簿

資料2-1 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師  
専門委員会の設置について（令和6年5月15日厚生科  
学審議会生活衛生適正化分科会決定）

資料2-2 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師  
専門委員会運営要綱（案）

資料3 理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について

資料4 当面のスケジュール（案）について

参考資料1 参照条文（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）他）

参考資料2 美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料3 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和  
5年度以降の対応

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会 委員名簿

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 遠藤 弘良  | 公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 |
| 大森 利夫  | 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長      |
| 谷本 穎昭  | 公益社団法人日本理容美容教育センター理事長   |
| 内藤 由紀子 | 北里大学医療衛生学部教授            |
| 芳賀 康浩  | 青山学院大学経営学部教授            |
| 藤田 由紀子 | 学習院大学法学部政治学科教授          |
| 藤原 國明  | 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長    |
| 増田 悦子  | 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長    |
| 松野 玲子  | 生活協同組合パルシステム東京理事長       |
| 宮崎 孝治  | 江戸川大学学長                 |

(五十音順、敬称略)

2024-6-18 第1回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第1回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で御発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

本専門委員会の進行につきまして、委員長が選出されるまでの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきます健康・生活衛生局生活衛生課の岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本専門委員会の開催に当たりまして、健康・生活衛生局長の大坪局長から御挨拶を申し上げます。

○健康・生活衛生局長 皆様、今日は足元が悪い中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、平時から様々な御助言をいただいておりますことにもこの場を借りて感謝を申し上げたいと思っております。

これまで理美容の世界の制度の見直しにつきましては、局長の下で私的検討会をつくらせていただいて、都度、見直しを図ってきたところでございます。直近ですと、平成29年にもたくさん御助言をいただいて見直しは行われたと承知をしております。

ただ、今回、このような形で厚生科学審議会の下に専門委員会を設けさせていただくことといたしましたのは、近年、消費者のニーズも様々変化がございましたり、高度化・多様化をしていくような時代でもございます。また、その役割ですとか技術の進歩も著しいところでもありますので、一時的な局長の私的検討会ではなく、公設的にこのような会議体を設けたいと思ひまして、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の御了解をいただき、その分科会の下に理美容に関する専門委員会を立ち上げさせていただきました。

これまでも幅広く御意見を頂戴してまいりました皆様方にこの会議体の中で集まっておりますこと、また改めて今後とも御指導をいただけたらと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 大坪局長、ありがとうございました。



続きまして、本専門委員会の委員について御説明させていただきます。お手元の参考資料1の参照条文10ページ、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則」を御覧ください。第二条第2項で「専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する」とされており、このたび生活衛生適正化分科会長から指名された委員の皆様方を御紹介させていただきます。あわせて、お手元の資料1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿」の順に御紹介させていただきます。

まず、公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長の遠藤弘良委員です。

○遠藤委員 遠藤です。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長の大森利夫委員です。

○大森委員 大森です。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 公益社団法人日本理容美容教育センター理事長の谷本穎昭委員です。

○谷本委員 谷本です。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 北里大学医療衛生学部教授の内藤由紀子委員です。

○内藤委員 内藤です。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 青山学院大学経営学部教授の芳賀康浩委員です。

○芳賀委員 芳賀でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 学習院大学法学部政治学科教授の藤田由紀子委員です。

○藤田委員 藤田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長の藤原國明委員です。

○藤原委員 藤原と申します。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長の増田悦子委員です。

○増田委員 増田でございます。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 生活協同組合パルシステム東京理事長の松野玲子委員です。

○松野委員 松野です。よろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 江戸川大学学長の宮崎孝治委員です。

○宮崎委員 宮崎です。どうぞよろしくお願いたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 以上10名となります。

本日は10名全員に御出席いただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第二条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告させていただきます。

きます。

続きまして、厚生労働省の事務局の出席者を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました、大坪健康・生活衛生局長です。

- 健康・生活衛生局長 改めてよろしくお願ひいたします。
  - 健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 諏訪生活衛生課長です。
  - 健康・生活衛生局生活衛生課長 よろしくお願ひいたします。
  - 健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 中川生活衛生課課長補佐です。
  - 健康・生活衛生局生活衛生課課長補佐 よろしくお願ひいたします。
  - 健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 同じく生活衛生課指導係長の岡でございます。
- 本日はよろしくお願ひいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第、座席表がございまして、続いて資料1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿」、資料2-1「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会の設置について（令和6年5月15日厚生科学審議会生活衛生適正化分科会決定）」、資料2-2「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会運営要綱（案）」、資料3「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」、資料4「当面のスケジュール（案）について」、参考資料1「参照条文（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）他」、参考資料2「美容師の養成のあり方に関する検討会開催要綱」、参考資料3「『美容師養成の改善に関する当面の方針』に係る令和5年度以降の対応」となっております。

過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。

それでは初めに、資料2-1の「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会の設置について」を御覧ください。こちらは、5月13日から15日にかけて、第43回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を持ち回り審議で開催いたしまして、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に理容師・美容師専門委員会を設置することについて、議決権を有する全委員の賛成により了承されました。

あわせて、先ほどの参考資料1の参照条文10ページを御覧ください。こちらの運営細則第二条の第1項に専門委員会の設置、第2項に分科会長による委員等の指名、第3項に委員長の選任、第5項に委員長代理の指名に関する事、第6項に委員以外の出席に関する事、また、第三条及び第四条に会議や議事録について原則公開とすることなどについて規定されております。

こちらの運営細則第二条第3項に「専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する」とこととございます。これに従い、委員長の選任を行います。

委員長の選任について、どなたか御推薦はございますでしょうか。

宮崎委員、よろしくお願ひします。

○宮崎委員 本委員会の親会である生活衛生適正化分科会において、分科会長として分科会の議事運営及び進行を務めていらっしゃる芳賀委員が適任だと思います。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ただいま宮崎委員より芳賀委員を推薦するとの御意見をいただきました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

御意見がないようでしたら、芳賀委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ありがとうございます。

御賛同いただきましたので、芳賀委員に委員長をお願い申し上げます。

それでは、委員長に御就任いただきます芳賀委員長より御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○芳賀委員長 改めまして芳賀でございます。

大変僭越ではございますけれども、御指名をいただきましたので、進行役として委員長を務めさせていただきます。何分門外漢ですので、皆様にはそれぞれの御専門の立場から教を請うことが多いかと思えます。この委員会が実りのあるものになるといいなと思っておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長をお願いしたいと思います。芳賀委員長、お願いいたします。

○芳賀委員長 それでは、本日の議事に入りたいと思えます。

初めに、本委員会の構成等について、1点お諮りさせていただきたいことがございます。

まず、運営細則第二条第5項に、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、委員長が出席できない場合に備えて私のほうで指名させていただきたいと思えます。

私といたしましては、宮崎委員に委員長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀委員長 異議なしということでございますので、宮崎委員に委員長代理をお願いいたします。

宮崎委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎委員 よろしく申し上げます。

○芳賀委員長 それから、最後の運営細則第七条に、専門委員会の議事の運営に必要な事項は委員長が定めるとございます。お手元の資料2-2の「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会運営要綱(案)」を御覧ください。

本運営要綱には、専門委員会の目的と所掌を規定しております。「目的」に記載のとおり

り、本専門委員会では、理容師制度及び美容師制度の在り方等に関する事項について審議することとしたいと思っておりますので御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って議事を続けたいと思っております。

議題2「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」と議題3「当面のスケジュール（案）について」をまとめて事務局から資料の説明をお願いします。事務局からの説明後、委員の皆様から意見を聞き審議するという段取りで進めたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課課長補佐 それでは、事務局より御説明させていただきます。座ったままで失礼いたします。

お手元の資料3、A4横の資料を御覧ください。「理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について」ということで、1枚おめくりいただきまして、目次の3つのテーマに沿って本日は御説明させていただきます。

まず1つ目が理容師制度・美容師制度の概要について、2つ目が制度を取り巻く現状について、最後に制度に係る提案の動向についてそれぞれ御説明いたします。

2ページ目、理容師制度・美容師制度の概要についてです。理容師・美容師免許は理容師法、美容師法に基づく国家資格で、業務独占資格の一つとして位置づけられております。免許を取得するためには、高校卒業後、理容師・美容師養成施設で原則2年間必要な学科・実習を修了した後、国家試験に合格する必要があります。

また、管理理容師・管理美容師につきましては、理容師である従業者の数が常時2人以上である理容所の開設者は、施設を衛生的に管理させるため、利用所ごとに管理者を置かなければならないとされているところでございます。美容師についても同様でございます。

3ページ目、理容師・美容師の資格取得の流れの図となっております。修業期間は昼間・夜間課程は2年以上、通信課程は3年以上となっております。

また、平成29年の制度改正により新たに修得者課程という教科課程を設けまして、理容師または美容師のどちらかの資格を有する方が他方の資格を取得する場合に、修業期間を短縮できるような取扱いとなっております。理容所または美容所で3年以上従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した資格認定講習会を修了しますと管理理容師・管理美容師の資格を取得することができるようになります。

4ページ目は、それぞれの国家試験についてでございますが、理容師法及び美容師法の規定に基づきまして、指定試験機関に行わせることができることとされております。平成12年に公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施しております。試験の課目は、同法施行規則において筆記試験と実技試験に分かれており、資料に記載している課目を行っているところでございます。

5ページ目は、理容師・美容師制度の主な変遷となっております。平成7年の理容師法・美容師法改正では、科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化・多様化に対応して、議員立法により平成7年に法改正され、理容師・美容師免許を都道府県知事免許から当時の厚

生大臣免許とすることとされました。

理容師・美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施することとされました。厳しい労働環境下に置かれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった実地習練を廃止し、理容・美容実習については養成施設で行うことが基本とされました。

なお、養成施設の判断で、年間60時間、2年で120時間以内で理容所・美容所での実務実習を行うことは可能となっているところがございます。下の図で、法改正前後の主な制度の違いを太字、下線としてお示ししております。

続きまして、6ページ目、理容師・美容師制度につきましては、高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的としまして、これまで平成20年、平成29年、累次にわたり見直しを行ってきたところがございます。

平成20年の制度改正では、実習の見直しを行い、養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後おおむね6か月を経過してから」の制限を撤廃するとともに、理容・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間、必要に応じて4時間以内の制限を撤廃しました。また、教科課程の見直しに当たり、理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう、教科課目の教育内容を見直しております。

続いて、平成29年の制度改正では、理容業・美容業に特化した内容となるよう、教科課目の教育内容、単位数を見直すとともに、同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加したところがございます。また、理容師または美容師が他方の資格を取得しやすくする対応として、いわゆるダブルライセンスについて、理容師養成施設に美容修得者課程、美容師養成施設に理容修得者課程を創設しました。重複する課目の免除、再履修時間の短縮により、昼間・夜間課程を2年から1年、通信課程を3年から1.5年とすることとしました。また、理容師または美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、技術理論を除く筆記試験を免除することとしました。

7ページ目につきましては、平成29年の制度改正における教科課目の見直しの概要図となっております。必修課目のうち、理容と美容で別々の教科課目であったものを共通のものに見直しを行うとともに、物理・化学については、器具の取扱いを技術理論へ移行し、化粧品化学に特化するような見直しを行っております。また、文化論のデザイン、色彩等についても技術理論に移し、理容と美容で同じ教科課目へと見直しを行ったところがございます。

8ページ目につきましては、教科課目ごとの単位数と変更内容をまとめた表となっております。変更後の単位数は赤字でお示したものです。各課目について理美容業務に特化した内容へ見直すとともに、実習部分をより手厚くする見直し等が行われております。

9ページ目、理容師養成施設及び美容師養成施設における教科課程の昼間課程または夜間課程については、それぞれの養成施設指定規則において、養成施設で履修する教科課目及び単位数を規定しております。左側の表が通常課程で2年以上、右側が修得者課程で1

年以上となります。表の外に記載しております注釈の2つ目でございますが、必修課目の理容実習については、生徒の技術習熟状況に応じて管理理容師を配置する理容所において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能となっております。こちらは、美容実習についても同様の取扱いとなっております。

10ページ目は、通信課程です。左側の表が通常課程で3年以上、右側が修得者課程で1.5年以上となっております。

11ページ目、2つ目のテーマとしまして、それぞれ理容師・美容師制度を取り巻く現状について御説明いたします。

12ページ目は、理容師数と理容師国家試験合格者の推移のグラフとなっております。黄色の縦棒が従業理容師数で、水色の縦棒が免許登録者数累計、緑色の折れ線が合格者数となっております。令和4年度時点では、従業理容師数は20万4883人、免許登録者数累計は61万585人、合格者数は1,597人となっております。

13ページ目は、理容所数の推移でございます。グラフとしては年々減少傾向になっており、令和4年度時点で11万2468施設となっております。

14ページ目は、美容師数及び美容師国家試験合格者数の推移でございます。緑色の縦棒が従業美容師数で、赤色の縦棒が免許登録者数累計、緑色の折れ線グラフが合格者数となっております。令和4年度時点では、従業美容師数は57万1810人、免許登録者数累計は140万2567人、合格者数は1万9411人となっております。

15ページ目は、美容所数の推移でございます。こちらは年々増加傾向にあり、令和4年度時点で26万9889施設となっております。

16ページ目は、理容業・美容業の事業所数及び従業者数等についてまとめたものでございます。令和3年の理容業の1店舗当たりの従業者数は1.94人、事業所の法人比率は7.9%で、個人事業主が大半を占めております。また、従業者数の男女比は、男性対女性が56対44となっております。美容業につきましては、1店舗当たりの従業者数は2.52人、事業所の法人比率は19.8%で、こちらも個人事業主が大半を占めております。また、従業者数の男女比は、男性対女性が29対71という状況となっております。

17ページ目は、主な経営上の問題点ということで、日本政策金融公庫が令和6年1月～3月期に、生活衛生関係営業者の主な経営上の問題点を調査したものとなっております。有効回答数は3,125企業、うち理容業が423企業、美容業が463企業となっております。理容業及び美容業のいずれも経営上の問題点として最も多く挙げられたのが「顧客数の減少」で、続いて「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」、また「客単価の低下」の順となっております。

18ページ目は、従業員の過不足感について調査したものでございます。日本政策金融公庫が令和5年10月～12月期を対象として、生活衛生関係営業者の従業員の過不足感の特別調査を行いました。有効回答数3,142企業、うち理容業420企業、美容業459企業となっております。理容業における従業員の過不足感としましては、適正が80.5%となっている一方

で不足が16%、また、美容業における従業員の過不足感としては、適正が70.8%となっている一方で不足が25.7%。一方で、資料左下の⑦ホテル・旅館業については、インバウンド等の影響により従業員の不足感が多い結果となっているものでございます。

19ページ目は、理容・美容の消費動向でございます。1世帯当たりの年間平均支出金額をグラフ化したものでございます。折れ線グラフの青色は理髪料で、令和5年の1世帯当たりの平均支出額は4,732円で前年比385円の増、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は99となっております。オレンジ色はパーマ代で、令和5年の1世帯当たりの平均支出額は2,328円で前年比48円の減、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は51.5となっております。赤色はカット代で、令和5年の1世帯当たりのカット代の平均支出額は6,049円で前年比259円の増、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は110.5となっております。

続いて20ページ目の消費動向につきましては、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが調査した生活衛生関係営業経営状況調査報告でございます。円グラフの左側が理容店、右側が美容店です。上側の円グラフが令和5年4月～6月のもの、下側の円グラフは参考情報として平成27年の情報を掲載しております。

理容店1回当たりの費用3,000円台が41.4%と最も多く、4,000円台が33.7%、2,000円台が9.7%と続いております。また、美容店1回当たりの費用は6,000円～7,000円台が33.9%と最も多く、4,000円～5,000円台が23.9%、8,000円～9,000円台が21%と続いております。こちらは異なる調査を引用しておりますため単純な比較はできませんが、平成27年度と比較して1人当たりの平均利用金額は上がっていることが見てとれるデータとなっております。

21ページ目は、新規短大等卒就職者の産業別離職状況で、就職後3年目までの離職状況を厚生労働省の調査から引用したものでございます。表の上から順に、平成28年～令和2年の各年の就職者数と3年目までの離職者数を示したもので、標準産業分類の調査産業計と大分類の生活関連サービス業、娯楽業で比較したものです。

生活関連サービス業、娯楽業には、中分類の理容・美容のほかに洗濯や浴場業、その他生活関連サービス業として旅行業、また映画館等の娯楽業が含まれておりまして、理容師・美容師に特化した数値ではございませんが、短大等を卒業した就職者のうち、就職3年目までの離職率は生活関連サービス業、娯楽業で約6割となっております。調査産業計の約4割と比較してやや高い結果となっております。

ただし、この離職者数には全く別の業界に転職した者のほか、同じ業界内で別のお店に転職した者も含まれるため、理容業・美容業の離職状況を精緻に反映したものではございません。

22ページ目は、厚生労働省の統計調査である賃金構造基本統計調査の調査結果のデータです。左側のグラフは、令和2年～令和5年の各年別に所定内給与額、いわゆる残業手当を除く決まって支給する現金支給額のことですが、こちらを青色の産業計、赤色

の大分類、緑色の中分類、また、紫色の分類は職種の最小単位で合わせた理容師・美容師をそれぞれ比較したものとなっております。

理容師・美容師の所定内給与額は、産業計及び大分類よりもおおむね低い水準となっておりますが、中分類よりは高い水準となっております。また、令和5年度の理容師・美容師の所定内給与額がほかの年度より伸びている要因までは、このデータからは特定できないところでございます。

また、右側のグラフは年間賞与その他特別支給額、いわゆるボーナスとなっております。理容師・美容師の年間賞与その他特別支給額は、産業計や大分類と比較しても最も低い水準となっております。

なお、出典の下に記載してございますが、本統計の最小単位が企業規模計約10人以上となっております。理容業界及び美容業界の営業形態からしますと、調査対象の多くが法人ではないかと推測しております。

続きまして、23ページ目でございます。こちらは、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、利用者または消費者の利益に資することを目的とし、厚生労働大臣が当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることとされているものでございます。指針は、営業者、消費者及び学識有識者から成る厚生科学審議会生活衛生適正化分科会における意見を聴取した上で、おおむね5年に1度改正を行っております。理容業及び美容業の振興指針は、令和6年4月1日付で改正したところでございます。資料の下段は、指針の構成の見本となっております。左下の第三の振興の目標に関する事項について、次の資料で抜粋しております。

24ページ目、資料の上半分は理容業でございます。例えば、中ほどに太字で「業界をあげて女性や若者の理容業のイメージ刷新に取り組んでいくことが事業の活性化の観点からも重要」と明記されているところでございます。資料の下半分の美容業は、おおむね理容業と同じ内容ではございますが、「高齢者や障害者等のニーズに的確に即応すること」、下ほどの「また」以降に「新たな技術やサービスへの対応については、美容師の養成段階はもとより、美容師免許取得後も新たな技術への対応のための取組が求められる」とされているところでございます。

25ページ目は最後のテーマでございます。理容師・美容師制度に係る提案の動向について御説明をいたします。

26ページ目、令和3年7月に「規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ」において、美容師制度の在り方が議題に取り上げられました。美容業の2団体である全日本美容業生活衛生同業組合連合会と一般社団法人日本美容サロン協議会、厚生労働省へのヒアリングが行われました。ヒアリング項目は、美容師国家試験制度や実務実習制度、外国人美容師に関する就労、美容師の働き方改革、新型コロナウイルス対応についての5つであり、このうち1と2のヒアリング概要について次の資料に概要をまとめております。

27ページ目、美容師国家試験制度についてですが、現行制度では、筆記試験と実技試験



があり、実技試験は第1課目のカットのほか、第2課目のワインディングまたはオールウェーブセッティングの2課題の中から試験ごとに1課題を指定することとなっております。

ヒアリングでは、現場で使われていないオールウェーブセッティングではなく、現場で求められるカラーや接客・接遇の実技試験課題への導入や、まつげエクステンションの教育の必修化及び実技試験の導入といった言及がある一方、実技試験の課題は美容師として必要な知識・技術を身につけることにつながる課題、国家試験として基本的技術が集約されている課題でなければならず、課題の見直しは関係者の意見を集約した丁寧な検討が必要といった言及がございました。

また、2番目の実務実習制度につきましては、現行制度では美容実習のうち、生徒の技術習熟状況に応じて養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、美容師の適切な指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能となっております。団体へのヒアリングでは、養成施設における実務実習計画の管理が煩雑であり、実務実習が効果的に運用されるよう生徒の学生証のみで実施できる実務実習制度の導入といった言及がございました。

28ページ目は、規制改革推進会議投資等ワーキング・グループで厚生労働省が説明した資料でございます。今後の対応としまして、学生時代の現場の在り方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、必要な改善策を検討するため、関係者等から成る検討会等を設置し議論を進め、年度末をめどに一定の結論を得ることとされたところでございます。

こちらの議論を受けまして、29ページ目でございます。厚生労働省では、実技試験や養成校在籍時の実習等について、「美容師の養成のあり方に関する検討会」を立ち上げました。令和4年1月の第1回を皮切りに計5回開催し、令和5年7月に「美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応」が取りまとめられました。その概要を次の資料でまとめております。

30ページ目では、大きく3つの項目のうち、国家試験（実技試験）の改善についてまとめております。まつげエクステンションの実技試験の導入については、全国の美容師養成施設において生徒が実習で学んでいることが前提であり、全国の美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された時点で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討することとなっております。

また、2つ目のオールウェーブを含む実技試験で問うべき課目の整理では、平成3年に美容師を対象に行った意識調査によりますと、美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく国家試験として問う必要性は低いと思うという回答が51.5%ございました。これらを踏まえ、令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」という通知を発出し、美容師養成施設に対し、生徒がオールウェーブセッティングを学習する際にその意義や将来の活用場面などを含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹

底を図れるよう、依頼したところでございます。

令和5年度以降の対応としましては、オールウェーブセッティングは美容に必要な基礎的技術の集約であることから、毎年度、厚生労働省によって都道府県を通じて調査を行い、教育状況について公表することとなっております。また、様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、オールウェーブセッティングの要素を含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行うこととされており、こちらは、令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を日本理容師美容師試験研修センターで検討いただいているところでございます。

続きまして31ページ目は、養成段階の知識技能の取得の促進としまして、2番目でございますが、美容所における実務実習について、厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出しまして、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」において、管理美容師を配置する美容所において、適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業を行うことが望ましいとされております。通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識していただくよう依頼したところでございます。また、令和5年度以降は、毎年度厚生労働省から美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について調査を行い、公表することとしております。

3番目としましては、令和5年度以降の対応として、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑、効果的になされるよう、厚生労働省において美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について好事例を調査し、美容師養成施設や美容所に周知するとともに、美容所における人材育成の取組を推進するため、これらの重要性について厚生労働省から通知を発出することとしております。

32ページ目については、先ほど御説明した令和4年8月に発出した通知の内容を参考に添付しております。

続きまして、33ページ目、令和5年12月に「国家戦略特区ワーキング・グループ」において、理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案が議題として取り上げられました。提案者の一般社団法人日本ビューティー創生本部から2つの提案がございました。提案内容の詳細は次の資料を御覧ください。

34ページ目、案1の提案内容は、現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮となっております。左側が既存課程で、右側が新課程として提案されたものとなっております。衛生管理や関係法規等は法律的知識であるため現状維持とし、現場で必要とされているカット、シェービング、シャンプーに特化することにより、現状の半分程度の時間で履修させることができるというもので、そのほかのヘッドスパ、ヘアカラー等は資格取得後に現場で身につけることにしているものでございます。

続いて、35ページ目は案2でございまして、実務実習に重点を置いた教科課程の新設となっております。現行制度において、理容実習は既存課程で2年間で900時間、そのうち実務

実習は年間60時間までとされておりますが、提案の課程では、現行制度で定められた総枠の2,010時間は維持しつつ、1年目は養成施設内で座学や実習を行い、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うというものでございます。また、選択科目は学校の判断で適切な科目を設定することとされておりますけれども、提案の課程では、養成施設内で150時間実施し、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替え、これらによって、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことが可能とされているものでございます。

続きまして、36ページ目、37ページ目は、特区ワーキンググループにおいて提案に対する厚生労働省の考え方を説明した資料でございます。案1の現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮につきましては、理容師制度・資格の位置づけとしましては、そもそも理容師養成制度は、その時々、社会的背景や科学技術の進歩等に応じて、時代のニーズに沿った知識や技術を修得できるよう、学識経験者や関係団体等の議論を踏まえ、随時見直しを行ってきたところでございます。また、提案のコア技術に特化した教科課程は、本来理容師として修得すべき知識・技術の一部を修得したものにすぎず、理容師と同等の資格付与は困難であり、また、仮にヘアカラー、パーマ等の技術を資格取得後に取得したとしても、それを業として行うことは、免許制度の趣旨に反するため許されないということを説明しております。

また、2番目としまして、仮に提案内容を認めた場合の懸念としまして、1つ目は、制度の管理を行う都道府県等は、理容所及び理容師への監視・指導を実施しておるところでございますが、こうした限定的な知識・技術を有する者がコア技術以外の理容行為を行った場合には、無資格者による理容行為となり、同一店舗内で区別してその実態を監視・指導することについては現実的に困難であるため、両者が併存する制度は許容し難いと考えていることを説明しました。

2つ目は、限定的な知識・技術を有する者は、将来にわたり、本来理容師に求められるサービスを網羅的に提供することができないため、例えば就職できる地域や店舗が限定的となったり、就業年数を重ねても指導的立場へのキャリアアップは困難になるなど、キャリア形成に大きな支障を来すものと考えられる旨を説明しました。

続きまして、37ページ目の案2の実務実習に重点を置いた養成課程の新設等に対しては、平成7年の理容師法改正の目的としましては、この改正により、実務習練制度は廃止されており、現在の養成制度は、養成施設の教科課程の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術を網羅的に修得させることを目的としたものでございます。

提案の内容は、従前の実務習練と同等の仕組みであり、実習の大半を各店舗に委ねる形態の下では技術の修得という本来の役割を果たしていないといった、平成7年法改正前と同様の問題が生じるおそれがあるものと考えている旨を説明しております。

仮に提案内容を認めた場合の懸念としましては、養成課程では、生徒の学習状況や習熟度などを踏まえつつ、理論と実習を相互に関連付けた履修が効果的であり、提案のように

1年目の座学と2年目の実習を分離し、偏重した教育を行うべきではないこと。また、実習の受入れ店舗の営業形態や顧客ニーズは様々であり、個々の地域店舗によって修得できる技能には当然ばらつきが生じ、全ての生徒が均質的に理容師に必要な基礎的技術を修得することは期待できないこと。店舗によっては、客が不在となる時間等も発生し、理容行為の実習時間としては期待できないことなどが懸念されることから、御提案の履修制度を活用することは適当と言いき難いということを説明いたしました。

38ページ目、こうした特区ワーキンググループでの議論を踏まえまして、令和6年6月に開催された閣僚級による第63回「国家戦略特別区域諮問会議」において、様々な分野で提案を受けた「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」が取りまとめられ、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に対する対応方針が示されました。具体的な内容は枠囲いを御覧ください。

枠囲いの下半分でございますが、「理容師制度における養成制度の検討」というタイトルで、理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行うことが投げかけられております。この後の当面のスケジュール（案）のところでも御説明しますが、本提案については本専門委員会において検討を行っていただきたいと考えているところでございます。

以上、資料3の御説明となります。

続きまして、資料4をお手元に御用意をお願いいたします。こちらは1枚紙となっております。それでは、当面のスケジュール（案）について御説明いたします。

本日の第1回目は、次第の議事どおり、事務局から理容師・美容師専門委員会の設置・運営等と理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について御説明したところでございます。

今後、第2回目以降につきましては、緑色の枠囲いの上段に記載してありますとおり、国家戦略特区提案等を踏まえ、直近の平成29年制度改正のレビューを行いつつ、理容師及び美容師の養成制度の在り方等について重点的に検討することとしてはどうかと事務局では考えております。

今年の夏頃に行う予定の第2回専門委員会では、本日この後に委員の皆様から御発言いただく意見等も踏まえまして、事務局において検討に当たっての主な論点（案）をお示しさせていただくことを予定しております。

また、先ほどの資料3の美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応で御説明しました厚生労働省が毎年度行う美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度の調査結果を報告させていただくとともに、関係者へのヒアリング等を行うことを考えてございます。

また、今年秋以降の開催を予定しております第3回目以降につきましては、引き続き養

成施設や事業者団体等の関係者へのヒアリングを行いつつ、各論点を検討し、論点整理を行うこととしておまして、今年度いっぱいをめどに、理容師及び美容師の養成制度の在り方等の当面の方針の取りまとめを行うといったスケジュール感で進めてはどうかと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

事務局より、理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向及び当面のスケジュール(案)について御説明いただきました。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう御協力のほどお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

大森委員、お願いします。

○大森委員 大森でございます。

理美容師の制度の在り方について委員会で御協議をいただくことにつきましては、心から御礼を申し上げます。

これよりは座ったまま説明をさせていただきますが、平成29年ということでダブルライセンスというお話が先ほど出てまいりましたが、あのときにも、もう一方の免許を取りやすいようにということで御協議をいただいて、そしてダブルライセンス時代に入ったと記憶をいたしております。

そんな中で、その後に出た話ですけれども、今後は改革委員会等でも、業界自体からその時代に合った改革案を出してというような言葉が聞かれました。そこで、2024年度中に制度について具体的な検討をというお話が今ありましたが、私どもも自分たちの業界で、将来像検討委員会等々を開きながらこの問題に触れております。そこで、私のほうから取りまとめてお話をさせていただきます。

まず、社会ニーズの観点から物事を捉えておるのが1点です。2点目は国際化社会の視点から物事を考えていこうということ。3点目は、理容師養成校の運営について。この3点について、私から説明をさせていただきます。

理容サロン、美容サロンを選ぶのはやはり社会、お客様の視点で考えていくのが一番いいのだと思いますから、社会ニーズの観点から話させていただきます。今や社会的問題になっております少子高齢化が大変進んでおまして、地方は特に後継者不足が進んでおります。そんな中で理容サロンの減少も進んでおりますから、それについて語らせていただきますと、高齢者のカットや顔そりについては、特に山間・僻地といいますか、地方においては、もうヘルパーがやっていかなければならないような時代で、タクシー業界のことですけれども、ライドシェアの例は対岸の火事のように私は思っておりましたが、考え方では急速に進んでまいりますから、こうなりますと、むしろそこらをしっかり捉えて、我々は対岸の火事ではないのだ、日本全体が各事業所また業種もそういうものも含んで考

えていかなければ、なかなか対応できない時代が来るのではないかと捉えております。

最近では理美容サロンの差がなくなっております。特にジェンダーレス化が進んで、新たな競争の中から生産性向上を目指すことが求められているように思っております。その中で、理美容の免許の統合も含めてこれから進めていくべきと考えております。

そんな中でもう一点、インバウンド等がコロナ禍前に戻って、外国人の観光客も非常に多くなっていることが言われております。そんな国際化が進む中ですが、実は理美容師が出場できる競技大会があります。それは技能五輪国際大会といい、業種も多様の幅広い大会であります。

この大会でもですが、世界的には理容・美容を分けられていない国が多く、競技は理美容双方の技術が求められていて、日本はそういう意味においてどうしても上位入賞ができない状況にあります。これはやはり理容・美容の片方の技能しか修得できないことが大きな要因と考えております。日本の理容・美容は世界に誇る高度な技術であることは間違いのないのです。ところが、そういった弊害があるということも含んでおいてください。

そしてまた、理容・美容のお互いの特徴をこれから取り入れて、むしろ日本の理美容の技術がより発展していくように考えていったほうが、しかもそれは一つのサロンでサービスメニューが多くなってまいりますから、そうなりますとサロンの収益向上にもつながりますし、お客様の満足度の高まりにもなると私は考えております。

最後に、私どもの全国会議での問題ですが、3点目は理美容師の養成校の関係者から意見が出るのですが、生徒減少が非常に大きくなってきて、我々は慈善事業で養成校を運営しているのではないのだという意見であります。これについては、先生や教室のロスをなくするためにも早急に検討を願いたいのです。

日本の理容はとてすばらしい技術、これは美容も含むのですけれども、日本の理美容はまず衛生的であり、そして高度な技術、これはもう世界のどの国よりも抜け出ていると自負をしておりますけれども、国際化や消費者ニーズに合わせた、もちろんこれは美容さんの意見も大事で、これからの中でまたお話を聞きながら進めていかなければいけないと思っておりますが、ぜひ議論の中で適正なる方向にまとめてくださいますよう、むしろ委員の皆さん方をお願いを申し上げます。

大変時間を取りましたけれども、私どもの意見です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、高齢化とか国際化ということで理容・美容に対する消費者ニーズも多様化しているでしょうし、変わってきている。そういった変化に対応すべく、どういう理容師とか美容師を養成していかなくてはいけないのか、そのときにどういう技術とか技能が必要になるのか、そういう観点から教育内容について我々は検討していかなくてはいけないということで、理容・美容の壁というのは果たして消費者にとって本当に意味があるものなのか、そんなことも考えながら進めていかなくてはというふうに理解いたしました。ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。

それでは、谷本委員、お願いいたします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。

今、大森委員がおっしゃっているのは、理容と美容という中で一緒にということですが、  
れども、もう一方の団体の美容のほうはどう考えておられるのかというのを聞かないと、  
片一方だけの話を聞いていても分からないので、ぜひ美容の理事長に、その辺の事情を一  
遍説明していただければと思います。

○藤原委員 美容連合会の藤原です。

まず、私たち美容業界に携わる者としては、消費者、お客様に対して、常に安心して安  
全な環境の中で質の高い美容サービスを提供する、そのためにはこの制度はなくてはなら  
ないものであると考えております。

同時に、この制度については、事務局からも説明があったとおり、時代の趨勢、変化に  
合わせて随時見直しをされてきているということではありますが、何としても今の養成制度・  
資格制度の骨格はしっかり守っていくべきものであるというのが1点と、理容・美容につ  
いて国際化というお話がございましたが、私は何が何でも国際化という流れに沿う必要が  
あるのだろうか、日本には理容・美容それぞれの歴史を経てお客様に定着している制度が  
あり、文化といえるものがあるわけですから、それらをしっかりとわきまえた上で進むこ  
とが必要であると考えております。

ということで、我々としては、現状では理容と美容の免許を一本化するという考えは全  
く持っておりませんで、以前にも私どもの組織の代表が言ってきたところですが、理容・  
美容がそれぞれの特徴を生かしながら、消費者に選択の幅を広げて与えてあげることがむ  
しろ消費者にとって必要なことではないかと考えているところでございます。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

一方で消費者の選択ができるようにバリエーションがあったほうが良いという御意見だ  
と思います。

お話を伺っていて思ったのですけれども、我々、理美容師の養成に関する教育を考えた  
ときに、恐らく国家資格を与えるための教育と、その後、サロンでプロの理容師あるいは  
美容師として一人一人のお客様の要望に応じていくための技術を一旦分けて考える必要も  
あるのかなど。要するに、全ての消費者に対して保障すべき安心・安全という部分と、プ  
ラスアルファのそれぞれのサロンなりお店なりでの創意工夫に基づく部分というのは、も  
しかしたら養成という観点でいうと別の次元のものがあるのかもしれないと感じました。  
ありがとうございました。

ほかの委員の皆様から、お願いします。

増田委員、お願いします。

○増田委員 全国消費生活相談員協会の増田でございます。

消費生活相談員の団体でございまして、日々消費者からの御相談を受けている立場でございまして。

エステサロンに比べて理美容の御相談は非常に少ないです。やはり国家資格を取得されている方が実施しているということで、国家資格たるゆえんというのが、施設の衛生と安全性の確保、最低限度の技術を身につけているだろうという消費者からの期待や信頼がある。それに一定程度きちんと応えていただいていると思います。

ただ、その中におきましても、カットが違っていたとかイメージが違うということのほか、パーマとかヘアカラーは非常に危険な素材を使いますので、それによるアレルギーや火傷ということも御相談の中にはあります。それは非常に多いわけではありませんで、そのサロンとの関係で解決していただくようお願いしているところがございます。ということで、国民からしますと、安全・衛生に関しては高い信頼が求められているところですので、その実技に関してはしっかり確保していただきたいと思います。

今、理美容の施設の環境を御説明いただきましたけれども、個人経営のところが多中で、サロンにその技術修得をお願いするのは非常に実現性が低い。OJTを行うには、やはりそこにしっかりと先輩がついていかないといけないわけで、ちょっと話は違いますが、私ども消費生活相談員も資格を取っただけでは非常に不安なところがございます、間違っただけを情報提供しますと二次被害になりますので、そういうことがないようにやはり先輩がしっかりと教えていくことが非常に重要なことで、経験が物を言う世界でございます。それよりもっと経験が重要視されることだと考えております。

今後については、障害のある方、高齢になっていくこと、これが将来的にもっとニーズが必要になってきますので、例えば、高齢者は髪の毛が薄くなりますので、オールウェーブですか、上手なパーマをすることで本当に見違えるようになって、精神的にも豊かになるということは私の家族を見ていても実感しているところがございます。そのほか、ヘッドスパ、フェースエステ、メイク、そういう特別な技術をきちんと取得できるような、そちらのほうはハードルが低く取得できるようになっていくと、キャパシティが非常に広がるのではないかなと思っております。

まずは消費生活相談の現場から意見をお伝えいたしました。以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今のお話を伺ってふと思ったのですが、実習の話で、サロンに教育、養成、特に高度な部分を委ねるのはやはり現実的ではないというお話があつて、確かなかなか難しいだろうなと思われました。

そういうことを考えますと、我々の一つの今後の検討課題として、先ほどまでの何を教えるかという教育内容もさることながら、どう教えるかという教育メソッドとかその仕組みについてももう一つの大きな検討課題なのかなと思われました。ありがとうございました。

ほかの委員の方。谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。



先生方がおっしゃっているのは、学校では基礎の国家試験のことだけというような感じですが、去年か一昨年にJABSの問題があって、そのときにもお話をしたのですけれども、サロンが何万軒もある中でやり方はみんな違うのです。それを学校でやれと言われても無理です。それは無理なのですよ。それはサロンがやるのです。

ただし、特に問題に出た、いわゆる即戦力が欲しいと業界から言ってくるから、だから教育センターとしては即戦力の事業も去年からもうスタートしていますし、そういう形で学校側は一生懸命やっているけれども、そのときの課題になったことを業界の人たちは守っているのか、守っていないのか。一方的に学校が悪い、この教育が国家試験の勉強をしているからこんなのだと言うけれども、サロンへ行ったときにそのサロンがきちりとした教育をしているのか。いや、少子化だとみんなすぐ言うのですよ。

少子化といっても、子供たち、世間の人たちは、こういう職場に勤めたいなというような職場であれば人は流れるのです。少子化の問題で、人が入らない、人材不足だということを全部学校側に持ってくる。今回のこれも一緒ですが、例えば、サロンに行ってもすぐに辞める。それは学校の問題ですか。サロンの問題でしょう。サロンは自分のところの責任を全てどけて、学校の教育が悪い、これが悪い。その一方では、シャンプー一つやるのに6か月もかける。前はそんな話でした。シャンプー一つ教えるのに4か月も6か月もかかるサロンに技術的なものをお願いして間に合うのでしょうか。私はそう思っているのです。

だから、子供たちが要求しているようなことをきちんとサロンも教えていく。子供たちが入ってきやすいような職場環境なり、そういうのを全部やる。今、はっきり言って全美連の先生方とは産学連携就職情報交換事業の中で、そういう意味では、サロンは社会保険に入っていないというのもたくさんあったのですよ。それも入っていただくようにして、サロン側が努力する。それはしんどいと思います。お金もかかる。でも、そうやっていて、教育センターの今の産学連携就職情報交換事業の中では400人近い子供たちが全美連の先生方の配下のサロンに勤めている。理容は2人です。

まずやることは、例えば、理容に行きたい、美容に行きたいという環境をつくってから、それでも少子化とか何かと言うのだったら、それは一緒に考えることもできるかもしれない。

私たちは18歳になった子供たちを高等学校に行って集めようとする。でも、美容室なり理容室に行っているその子供たちが、美容は好き、理容は好きだけれども、そんな職場だったら嫌だということを自分たちでつくっておいて、人が足りない、人が足りないという話ばかりされたのでは、私はとてもではないけど我慢できない。まず入ってくるようにしてくださいということです。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

今のお話ですごく共感したというか思ったのは、私はたまたま今年の春に美容学校生と美容のアシスタントさんたちの技術修得に関する調査に関わったのです。その中で、美容

学校生とか若いアシスタントさんたちは、すごく夢と希望に溢れて勉強されているのですよ。自分もカリスマ美容師と呼ばれるような美容師になりたいと思って、調査にも協力してくれているのですけれども、現状を聞くと、おっしゃるとおり必ずしもサロンの教育制度が充実していなかったりについていけなくなってしまうという現実がある。本当に夢が持てる業界になるといいなということを思っています。

そのためには、一つにはそれぞれのサロンの教育機能の底上げみたいなことが必要だということですか。

○谷本委員 そうではないですか。人が足りないとか来ても辞めるとか、はっきり言って学校の責任でも何でもありません。サロンに行った子が気に入らなくなって辞めるのです。先生がおっしゃるように、自分が夢を持って入ったにもかかわらず、ここにいてもその夢が実現できるのかと考えたときに、もういいと、夢を追う子はそこを辞めて違う店には行っているのです。

○芳賀委員長 そうしますと、優れた教育・育成をやれているサロンもあるということだったら、その教育の仕組みを我々も学んで、それを広く情報共有していくようなこともきっと必要なのでしょうね。ありがとうございます。

お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原です。

私の考えている免許制度というのは、増田委員からもありましたように、基本ライセンスであるのだろうと考えておきまして、2年間の中で美容師としての基本的な技術、知識を身につける。問題は、ライセンスを取って実際に現場に入ってからが問題なのだろうというのが現実としてあろうかと思えます。

それに対して、我々連合会としては教育の継続性を考えまして、連合会としての評価認定制度という制度もつくっておきまして、これは、営業種目の拡大とお客様がメニューを選択する際の指標とするもので、その中で、ネイル、エステ、メイク、着付、接遇・マナーの種目について、現役の美容師さんたちにも勉強してもらおうということをやっているということでもあります。

そうは言っても、なかなかそれについてこられない小型サロンもありますけれども、そういう制度をつくってそれを広めていくということは技術、知識を身につける上で随分大きな違いが出てくると思えますし、現状では、我々連合会としては、養成施設で学ばれた若い人たちを業界に受け入れて、それから継続的に我々業界団体として教育していくことが非常に大切だろうと考えておきまして、この制度をつくり、現在も推進しているところでもあります。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

まさにそういうことが業界団体の役割かもしれませんよね。ありがとうございます。

ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

藤田委員からお願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田です。

私は専門が行政学ですので、特別この理美容業界に詳しいわけではございませんので、これまでの議論とか現状などはこれからの会議でも勉強させていただきたいと思っております。

その上で幾つか感じていることがございます。まず1つは、規制改革とか国家戦略特区でも御提案がございましたけれども、そういった観点から論じられてしまいますと、経営の効率性とか経済性といった観点が重視されてしまいまして、特区のほうに寄せられた提案などを見ても、理容師あるいは美容師の養成とかキャリア形成といった人材育成の観点が捨象されているのではないかと思います。

本日のこれまでの議論もお伺いしましたとおり、理容師・美容師という一つの職業人を養成するという観点から、先ほどもお話がございましたが、若い方に目指していただけるような職業人としてのロールモデルと申しますか、どういう人に育ってもらいたいのか、そういうところをきちんと議論してロールモデルとして示していくことが大事なのではないかと思われました。

また、これまでの議論を伺ってまいりますと、やはり実習が一つのポイントかなと思っております。その点で、今、藤原委員からお話ございましたけれども、免許を取って終わりというわけではなくて、そのほかのプロフェッショナルの各分野でも継続教育の重要性というのは認識されておりますので、そのところを考えていく必要があるということと、養成施設と現場の美容所・理容所の連携をもっと取っていく必要があるのではないかと感じました。

そういった面で、参考資料3の最後のところの好事例集を集めてそれを周知する、横展開していくことによって、全体の状況をよいものにレベルアップを図るというような取組は非常に大事だと思っております。

あと最後の点ですけれども、これまでも平成20年と29年で教育の見直しをされているかと思うのですが、その改正による効果は検証されているのかどうか、質問としてお伺いしたいと思います。

実習の見直しとか課目なども全体的な傾向として試験の負担を軽くするという方向で、恐らく学ぶ内容は減ってきている状況だと思うのです。それによって、例えば、養成所の人数が増えたのか、あるいは試験の合格率が上がったのか、過去の制度改正によってどんな効果が得られたかというのが、今後の養成の方法を改善していく中で一つ参考になるのではないかなと考えましたので、もしその点で把握しているところがありましたら御教示いただきたいと思います。

長くなりました。以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

御質問のところは平成7年の改正の効果ということですか。

○藤田委員 20年とか。

○芳賀委員長 すみません。29年の改正ですね。

○藤田委員 特に限るわけではないのですが、これまでのそういった養成の内容の変更が何らかの効果を生んでいるのか、その効果を把握されているのかという質問です。

○芳賀委員長 これについてお答えできる方はいらっしゃいますか。

お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

これまで主な制度改正ということでお示しをさせていただいたところでございます。それによる効果でございますけれども、教育課程をこのような形で見直したことによって数字的にはこのように出ましたという定量的な分析は、これまでお示しできるようなデータとしては手元になかなかないかなと思いますけれども、それぞれダブルライセンス等々を創設した後、どれだけ活用いただいているのか、それによってできるだけ早くもう一方の資格を有したいという方々のニーズにどの程度お応えできているのか等々、資料については、次回以降、制度改正のレビューをお願いしたいと考えておりますので、できる限りのものはお示しできればと考えてございます。

以上です。

○芳賀委員長 分かりました。次回までにできる範囲でお願いいたします。

お願いします。

○大森委員 大森です。

ダブルライセンス制度になって生徒が非常に増えてきたという学校が出ていまして、定数の40名が満たされると聞いているのが横浜、そしてその制度が活きているのが鹿児島、新潟とか、いろいろ出てきております。双方の免許を取るのは、それだけ必要であるということでは先ほど1つにしたらいいと言ったのです。

このことは規制改革委員会である委員より、お父さんが理容師の免許を取っている、娘さんが美容の免許を取った、なぜ1か所で働けないのですかと質問されたのです。何で2人が力を合わせてそこで働いてお客さんにサービスができないのですかと問われたのです。私もこのことについてはもう答えようがなかったのです。ただ、「法律がそうなっているのです」では、だからそれを変えたらいいでしょうと、なるでしょう。

だから、その場ではまた火をつけるようなものなので黙って我慢して、これからの問題として考えていきますという答弁をしていたのですが、まさに今日の会議は理美容の在り方について、制度の改正についてがずっとつながってきていることであって、今ほどの養成校と店との問題に絞られたのでは、本来の理美容の在り方委員会は、もっと重要視する問題だろうと私は思っているのです。

冒頭に申し上げました内容や、規制改革委員会等々で質問された内容について、世の中の流れというものに応えていかなければいけないと思っています。ですから、養成校とサロンの問題というのは、養成校も考えるでしょう。そこらは両方交ぜて今後検討してほしいと思います。○芳賀委員長 ありがとうございました。

まさに養成の目的みたいな話になると思いますので、それも考慮に入れた上で検討していきたいと思います。ありがとうございました。

松野委員、お願いします。お待たせいたしました。

○松野委員 パルシステム東京の松野と申します。

2つの視点で意見を申し上げたいと思います。ただ、私も特に理美容についてはよく分からない部分があって、的外れなことを申し上げるかもしれませんが、御容赦ください。

まず、理美容の学校では次の担い手の方を、皆さんが育てていただいているということで、人の育成というところで本当にお願ひがあります。夢と希望、そして誇りを持った社会人を育てていただきたいなと思っています。

私の友達で高校の進路指導をやっている人は、理美容に行く子供は本当にちゃんとした子ではないと送り出しませんと言っています。なぜかというと、刃物を使う、お客様のそばでちゃんと話を聞く大事な仕事だからと。そんな思いで子供たちを送り出しています。地方なので、そのまま地方で働いている子も多く、皆さんで見守っています。データによりますと個人営業になられる方が多いですね。そういう方たちが働く中で孤立しないような教育も必要だと思っています。今の学校の制度はすごいなと思っているのは、常に学習しながら、学びのネットワークを組みながら仕事ができる体制ができていることです。そこは私も美容院に通いながら思っているところです。養成にあたってはしっかりと子供たちをなり手として育てていただきたいという思いがあります。

そして、先ほど藤田委員がおっしゃっていたみたいに、時々技術をアップデートしてしっかり蓄積を持っていただく。そういうアフターフォローがあってこそ、個人経営での経営基盤も安定するのではないかなと思います。ぜひ学校のほうでもそういうところをしっかりと、今教えているものを削っていく方向ではなくて、できればもっと多くのものを教えていただいて、地域に戻って貢献できるような人を育ててほしいなと思います。若い子は、おしゃれな子が大体理美容に行くのですが、地域への関心はまだない。でも生活していくに従ってだんだん地域のことを考えるようになるし、それは個人営業では必要な視点かなと思います。長く働いていくためにも、学生にはより多くを学んでいただいた上で送り出していきたいというのが1つ目です。

2つ目は地域のこと、先ほど、増田委員とか皆さんがもうおっしゃっていましたが、高齡化社会の視点です。髪を整える、身だしなみを整えるというのは暮らしの彩りです。私は、お店での営業だけではなく、高齡者のことをよく知ることや介護の現場に来ていただく「出張」のような、そういうところもしっかり授業を入れていただけるといいなと思っています。これは私がここで生活者としてお願ひしたいところです。

地域では、個人の理美容院はコミュニケーションの中心です。それが高齡化社会で、どんどん大事になってきています。1人暮らしで孤立している人たちにとって理美容院がコミュニケーションの中心になっています。ちょっと危ないところが出てきたというかだん

だん衰えてきた人のことを察知したり、安心しておしゃべりするなど本当の意味でのサロンになったりしていたり、これからそういう場になるのではないかなと思っています。なので、実習もできれば介護や出張などの実習を入れていただきたいなと思っています。

実際、出張で高齢者施設に来てくださる方が本当にいません。いても、あまり上手ではなかったり、配慮が足りなかったりと、不足感があります。心の彩りになる理美容をしっかりやっていただけると助かります。今後、高齢化社会だからこそ出張で介護施設だけでなくどこかの集会所に行って近所の方に来ていただいて、髪を整えてあげる、ちょっと肌の手入れをするとか、そういうことでも地域の活性化につながられるのではないかなと思いますので、プラスアルファの資格でも何でもいいので、そういうことをぜひ取り入れていただけるとありがたいです。身近な地域に美容師さん理容師さんがいることでそういう美容師さんになりたいとか、そういう理容師さんになりたいという子供も出てくるのではないかなと思いますので、ぜひ地域に戻れるような、地域貢献的な教育も入れていただけるとすごくうれしいなと思っています。

これから何度か皆さんと勉強しながら意見を言わせていただこうと思いますが、最初の思いを申し上げました。よろしく願いいたします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

私も説明を聞いている中で、理容師・美容師の育成を考えたときに、その教育内容は技術的なことについて目が行きがちだったのですけれども、今の御意見をいただいてふと目が覚めたといいますか、刃物を持つだけではなくて、人と人が2時間一緒にいて身近なところでサービスをするという業種はあまりないですね。

ふと思い出したのが、変な話なのですが、この間、ビールメーカーの方に話を聞いて面白いと思ったのが、コロナを経て世の中の人、若い人たちでも、人のぬくもりが足りていないのではないかと、そういうのを渴望している人は多いのではないかと、ぬくもりをコンセプトにしたビールを売ったらヒットしているのです。あれのことかなと思い出しました。そういうものがあるかもしれないけれども、もう1年以上売れているのだそうです。

そういう居場所ですとか、まさにコミュニティーですとか、お互いに顔と名前が分かっている人とのコミュニケーションみたいなものは、理容・美容サービスに求められるベネフィットの一つなのではないかなということも改めて思いました。

国家資格にどういう形でそのことが関係するのかとか、あるいは育成で教育内容としてどういうことをやればいいのかは私も今思いつかないのですが、優れた理容師・美容師として地域貢献とか社会貢献ができる人材を養成することを考えたときに忘れてはいけないことなのかなとふと思いました。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 理容師美容師試験研修センターの遠藤です。

今、委員長から国家資格という言葉が出ましたので、私どもが実施しております国家試験の立場で一言申し上げるといいますか、御理解をいただきたい点がございます。

私どもの国家資格は、これまで各委員からもお話がありましたように、養成施設で生徒さんが習われた、身につけられた、学習された基本的な技術とか技能、知識を公平・公正に評価をすることが使命だと考えております。プロフェッショナルというのは卒業したら終わりではなくて、今までの議論にもありましたように卒業した後も恐らく生涯学んでいかななくてはいけない。その一つの節目として国家試験があると理解しております。

これまでも、事務局から冒頭に御説明がありましたように平成20年あるいは29年の制度改革を受けて、国家試験の内容、やり方についてもその都度変革に努めております。ただ、御理解いただきたいのは、私どもの国家試験は筆記試験と実技試験と両方を実施しております、とりわけ実技試験というのは、先ほど申し上げた国家試験の基本であります公正・公平な評価をどういうふうにできるかというのが大変重要になってまいりました。これまでの制度改革におきましても、その趣旨を忘れずにベストな試験方法を検討し、実施してきているつもりであります。

今回もこの検討会での御議論の結果を得て、恐らく一部国家試験の在り方についても反映すべきことが出てくるかと思いますが、そのときにはまた私どもの立場でいろいろ御提案があってもそれはそのとおりに応えられるような国家試験にできるかどうかというのはまた難しいところで宿題になるのですが、そういったことがあるということだけ現時点で御理解いただければと思っております。どうもありがとうございました。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

いろいろなことを言ってしまいましたけれども、最終的に公正・公平、客観的に評価をしなければならないというのもすごく難しい。私どもの入試なども、文科省から結構無理難題を言われたりして、無茶だと思ふことがあったりして、それを思い出しました。どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員 江戸川大学の宮崎です。

私は平成29年の改正から関わらせていただいて、そのときも大きな改正で、かなり突っ込んで技術的なところから、教科書がつかれるのかとか、教える人がいるのだろうかというところでいろいろ議論が出てきて、そのときの知恵の結集で29年の改正になったのだと思っています。今までと比べてもかなり大きな改正で、これは生徒さんもサロンのほうもよかったのではないかなと思っているのですけれども、先ほど藤田委員からもありましたけれども、実際にそれがどう行われているかというところ、例えば、実習に関してなのですが、本当はサロンで実習できることに制度上はきちんとなっているのですけれども、実はそれがまだうまく使われていない。これは前回の検討会でもそれが出てきて、今度うまくやっている事例を厚労省のほうできちんとして、そういうところで学校とサロ

ンが協力してうまく育てていくところを目指していきましようということで、まずその調査をということになっているかと思えます。

また、前回の検討会で美容師の養成というところもあったのですが、基本的には、学校とかサロンで意見をたくさん聞いていくと、いろいろな意見があるというところで、強い人の意見だけが全てではないというのを調べていくと分かる気がしていますので、その辺のところは、時間はかかるかもしれませんが、いろいろな意見を酌み取って、これを改正するときは29年のことを考えますといろいろな調整が必要なことがたくさん出てくるかと思えますので、拙速にならずに、きちんとデータというか声に基づいて審議していくのが非常に大切かなと思っています。

当面のスケジュールを見せていただくと、ヒアリングであるとか毎年調査するような形になっていて、それをここで出してくれるということですので、それをきちんと踏まえながら議論していければ非常に有意義な会議になるかなと思っています。

抽象的な意見ですみません。以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

先ほど委員の先生方からも時々お話が出ていますけれども、先進的な取組とか積極的な取組をやっているサロン、あるいは学校もあるのだと思います。我々はそういった事例を学んで、それを共有していくのが一番先決なのかなと思っています。

私も先ほど春に調査に参加したという話をしましたけれども、美容などで教育メソッドの話なのですが、VR教材を使った特に高度な技術の修得の実験などをちょっとやってみたのですが、それなりに効果がありそうということが分かっております。そういう教材を導入しているサロンとか専門学校もございました。そういうところで、教えることに熱心な先生方やサロンの美容師さんは、積極的に活用していきたいという意見をおっしゃっていました。大学でもそうですけれども、オンライン教材が図らずもコロナで普及したのですけれども、意外といいところがあるぞみたいなのところもあるので、そういったところを使える場面も活用しようということもあるのかもしれませんが。

そういうことも含めて、多分ここにいる全員が、夢と希望と誇りが持てる業界、仕事にしたいというところは共通しておりますので、そこに向けて一歩進んでいけるといいなと思っています。

いかがでしょうか。

内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員 北里大学の内藤でございます。

公衆衛生学の専門で参加させていただいております。なので、理容・美容の業界については本当に勉強させていただいております。

2点、お話ししたいと思います。1つ目は衛生管理のことなのですが、分科会のほうにも参加させていただいて、そこでいろいろ御苦勞を聞いております。特に、コロナ禍でも大変御苦勞されて、衛生管理をして営業されているということで、その点に



つきましては、これからいろいろ改革していかなければいけないことはあると思いますけれども、これまでと同様に維持していただければと思っています。それが1つ目です。

もう一つは、私の所属している大学では、医療系の国家資格を取得する大学なのですが、そこではどうしても学生の最終目標が試験の合格になりがちなどころがあって、実はそこは入り口であって、その先で現場に出ていろいろな新しい技術とかそういうものを身につけていかなければ、きちんと患者さんのニーズには応えられないよということを教えているところです。この理容・美容の業界においても恐らく同じではないかなと思いますので、またそれも一緒に検討していければと思っています。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

まさに国家資格を取った後に関して言うと、医療の業界で本当に勉強なる、参考になることがあるかと思います。またいろいろと教えてください。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から多分御意見いただけたと思います。活発な御意見、ありがとうございました。追加でまだおありになる方はいらっしゃいますか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本です。確かに養成施設、理美容学校というのは、国家試験を取らなければいけないというのが第一義であることは間違いない。これをさけて言うことはあり得ない。しかし、私は決して業界の人たちとけんかするわけではなくて、業界が求めて、これだったら養成施設もできるという形の中で、先ほどから出ていますけれども、子供たちが夢を持って勉強もし、夢を持って職場に行って、その職場で壊れないようにしていただきたいということを言っているだけのことです。業界が何だということではないのです。

要は、そういう形でせつかく夢を持って、職業がいっぱいあるにもかかわらず、理・美を選んでくれたのだったら、その人たちがその夢をずっと追っていけるように、確かに最初に言いましたように、正直言って合格させなければいけないということで、理美容学校が今まではほとんどが国家試験のためにあったことは事実です。それはだんだん変わってきている、今変わりかけているというのは、この間のJABSの話の中でも、即戦力がどうだと。私はそんなものはできないと言ったものの、結局、各養成施設ではこれからはこうしなければいけないから、即戦力をやっつけようということやっていって、一個一個取り入れるようにはしているのです。ということだけは付け加えておきたい。けんかしているみたいな感じに思われるかもしれないですが、そうではないのです。ぜひお願いしたいと思います。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、一通り御意見をいただけたと思いますので、肝心の当面のスケジュール(案)についてこのように進めていきたいと思っておりますけれども、これについてはよろしゅうございますでしょうか。

特に、次回ですと、お呼びしてヒアリングするという予定ですよね。もし、こういう方をぜひ呼んでいただきたいというのがありましたら、事務局にリクエストをしていただくということよろしいですか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 次回以降のヒアリングにつきましては、事務局のほうでも、どのような方かというのは検討させていただきますし、また委員の皆様方から何か御意見がございましたら、その推挙を得て検討させていただきたいと思います。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今回皆様からいただきました御意見を踏まえながら、当面のスケジュール(案)については事務局と調整した上でこのような案に沿って進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

以上で本日の審議は終了とさせていただきたいと思います。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 事務局でございます。

本日は活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏まえて、次回以降の議事について調整させていただければと思います。

本日の議事は以上となります。

なお、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、確認いただいた上で、厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せて御確認のほどよろしくお願いいたします。次回の開催日程は追って事務局から御連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を終了いたします。本日はお忙しいところ、御参集いただきまして、どうもありがとうございました。



## 資料 3

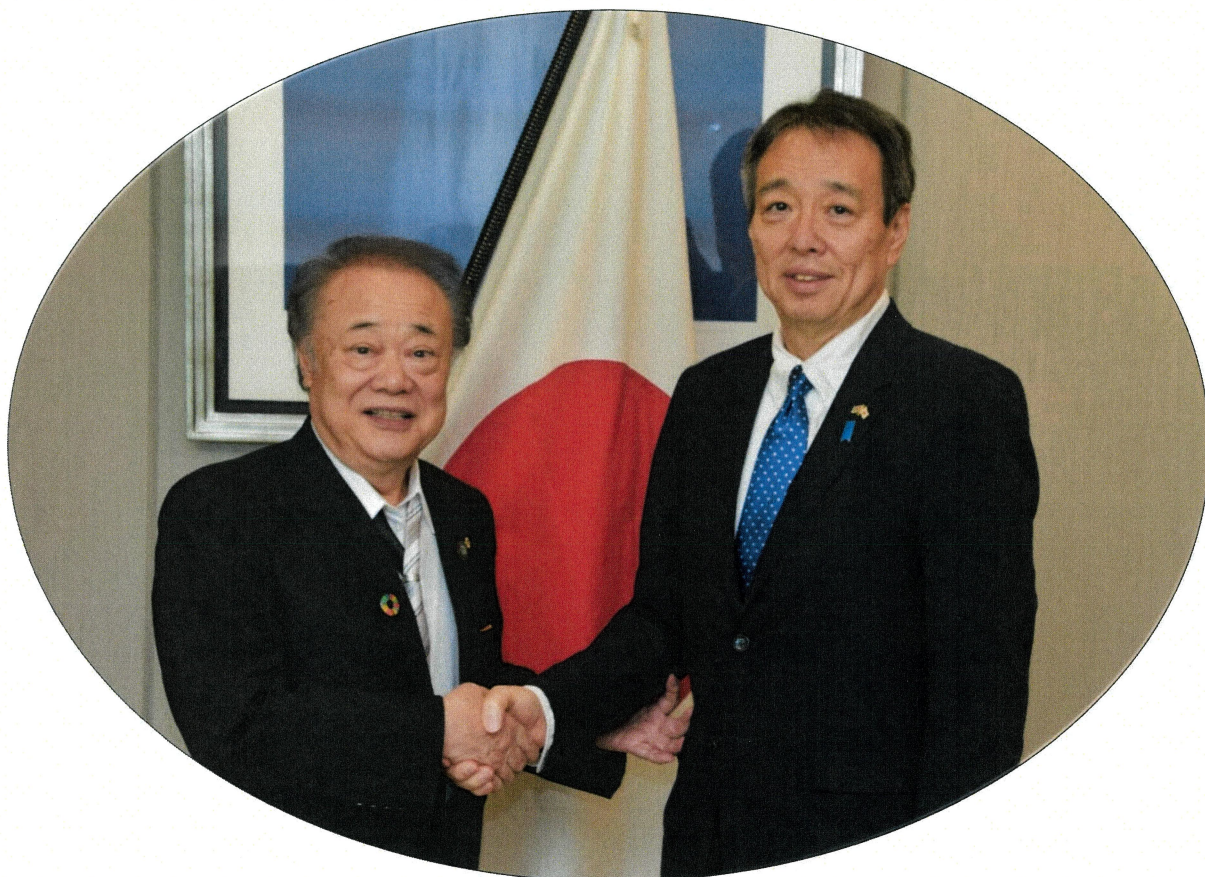
### 大韓民国との理美容技術文化交流会について

#### 一. 日程

- 2024年7月8日 日本出国 韓国入国（仲山浩史・2022世界チャンピオン）  
7月9日 日本出国 韓国入国（大森利夫理事長、鈴木章太全理連事務長）  
◇理美容技術セミナー〈1〉  
7月10日 水嶋光一大韓民国日本国大使館、特命全権大使との面談  
（社団法人）韓国理容社会中央会との交流会議  
◇理美容技術セミナー〈2〉

#### 二. 概要

1. 水嶋光一大使との面談（7/10 10:00～ 於：在大韓民国日本国大使館）



大森理事長 日本は世界大会に選手を派遣してきましたが、世界で NO.1 の技術を持つ日本の大会に世界から選手を集めて実施するのが、経済的にも効果的であり、日本での「HAIR WORLD2024」として開催することにしました。開催地の特色が感じられるように愛媛・松山が舞台の夏目漱石の小説にちなんで「坊っちゃん・マドンナカット」競技も実施するんです。

水嶋大使 今は円安ですから外国人も日本に行きやすいですよ。インバウンド需要に期待です。また坊っちゃん・マドンナカット競技って面白そうですね。

大森理事長 海外との交流を深めるには、文書を送っただけではなかなか進まないんですよ。そこで今回は理容のセミナーを通じた技術文化交流の推進と、選手招致をめざして韓国入りしたんです。

水嶋大使 すばらしいですね。実際に見て、会って、話すことで信頼も生まれるし、場の空気を感じる事が大切ですからね。講習をやってみて、韓国のレベルはどうですか？

大森理事長 高くなっていますよね。流行を追った美容的な仕事では韓国の方が上かもしれません。

水嶋大使 韓国コスメなど、美容への意識の発展はすごいんですよ。大会が行われる四国へは飛行機で1時間ちょっとでしょう。ゴルフもできるし、温泉もあるし、食事も美味だし、韓国にとっては言うことなしの地域です。大会をきっかけに一層日韓の交流を進めてください。

## 2. 日本と(株)韓国理容社会中央会との交流会議（7/10 12:00～ 於：世宗文化会館）



韓国理容師社中央会のキム・ソンヒ会長、キム・ヨンドク研究所長ら9名とHAIR WORLD2024 への選手招致や今後の日韓の交流について打合わせを行った。

キム会長からは「2015年の相互技術交流増進のための協約後、交流が止まっていましたが、今回またこうして大森理事長とお会いし、改めて交流を進められることを嬉しく思います。10月には、10名程度の選手を派遣したいと考えてい

ます」とあいさつがあり、大森理事長は「日韓友好賞」を手渡すとともに「今回のようにセミナーに出向き、日本の大会にも韓国の選手を招くような交流を毎年続けていきたい」と述べた。

韓国側からは「今年11月にコンテストを開催するが、日本からの選手派遣は可能か？」などと質問があり「選手は募集してみないとわからないが、大会にヘアショーに講師を派遣することは可能」と回答した。

3. 理美容技術セミナー（7/9 「CE' ATE' 理容美容」、7/10 「大成スカイレックス」）



10月のHAIR WORLD・ジャパンカップオープン2024の競技種目である「坊っちゃん刈り・マドンナカット」の技術や日本のトレンドヘアについてセミナーを行った。

大森理事長は「衛生的で高度な日本の理容技術は世界一だと思っている。私たちはその技術をとおして国際交流への貢献を目指している。今日はそれをよく学び、ぜひ日本の大会に参加してほしい」とあいさつした。セミナーでは仲山講師が技術解説しながら実際の競技時間である35分で坊っちゃん刈りとマドンナカットのデモンストレーションを行った。

※なお、7月23日、大森理事長は衆議院議員開会にて訪韓に関しても力添えのあった城内実（静岡）議員に謝意を伝えた。

# 資 料 4

## 第 191 臨時総会・評議員会の運営について

日 時 令和 6 年 10 月 20 日 (日) 午後 1 時

場 所 ANA クラウンプラザホテル松山 4 階 ダイヤモンドボールルーム

### ◎令和 6 年度各種表彰式典

次第 (司会進行 小副川総務委員長)

1. 理事長式辞
2. 表彰
3. 来賓祝辞
4. 謝辞

### ◎第 191 臨時総会・評議員会

次第

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 附議事項審議

議案第 1 号 令和 6 年度上半期事業報告に関する件

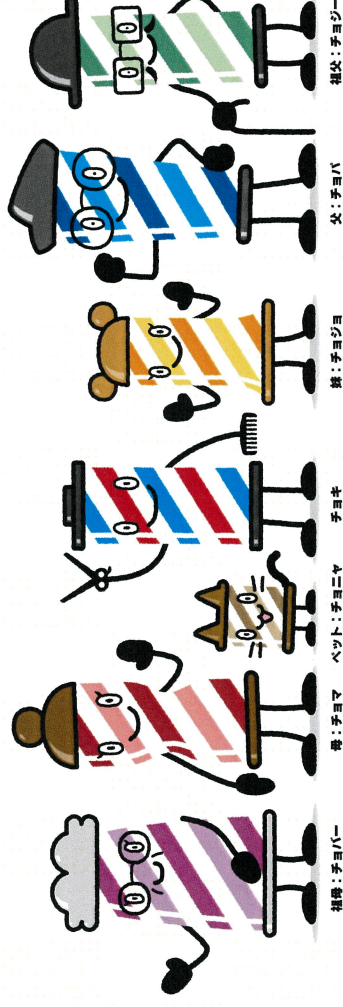
5. 閉会

注 1. 来賓ご案内先：厚生労働大臣、厚生労働省・生活衛生課長、(株)日本政策金融公庫常務取締役、理政中央会顧問議員 (衛藤、加藤)

注 2. スローガンは第 190 通常総会・評議員会と同じ文言とします (次ページ参照)。

# 総会・評議員会——未来につなげられスローガン

- I. 国際化への対応
- II. 社会や顧客へ向けられるDXや、IT化を活かしての組織改革
- III. 理容サロンをサポートする儲かる塾づくり
- IV. 時代を捉えた希望ある業づくり
- V. 未来につながる健全なる連合会運営





# 資料5

## 令和6年度厚生労働大臣表彰受賞者の決定について

### ◎厚生労働大臣表彰（13名）

#### 〔連合会推薦 2名〕

くろさわせんたろう  
黒沢宣太郎（理事、青森県組合理事長）

やまお ひさお  
山尾 久夫（評議員、兵庫県組合副理事長）

#### 〔都道府県推薦 11名〕

てるい きよし  
照井 喜芳（秋田県組合常任理事）

すなが かんじ  
須永 寛司（群馬県組合理事）

すえき ひさひろ  
末木 久公（山梨県組合副理事長）

ごみ ひろいち  
五味 博市（長野県組合副理事長）

やまもと かずお  
山本 和雄（三重県組合理事）

たちか かずひろ  
田近 和浩（富山県組合常任理事）

ほうじょう としゆき  
北條 利幸（滋賀県組合常任理事）

おおた よしのり  
太田 佳徳（岡山県組合副理事長）

まつなが ただはる  
松永 忠晴（山口県組合副理事長）

みやざき ひでたか  
宮崎 秀貴（徳島県組合常任理事）

しらいし けんじ  
白石 賢次（愛媛県組合元理事）

注1. 役職名は令和6年4月1日現在。敬称略。

2. 表彰式典は、令和6年10月25日（金）、ホテルニューオータニ（東京都千代田区）に於いて開催されます。

3. 表彰式典終了後、同ホテルにてお祝いの会を予定しております。

# 資料6

## 令和6年度全国生衛中央会理事長表彰受賞者の決定について

### ◎全国生衛中央会理事長表彰（15名）

#### 〔連合会推薦 8名〕

やまぐち こういち  
山口 幸一（理事、群馬県組合理事長）

ふくしろ かずなり  
福代 一成（理事、島根県組合理事長）

おか きよただ  
岡 清忠（三重県組合理事）

いわさき みつのり  
岩崎 光哲（京都府組合理事）

こまつ よしひろ  
小松 芳浩（香川県組合副理事長）

たまる しんいちろう  
田丸伸一朗（徳島県組合副理事長）

いえもり ともあき  
家森 友昭（愛媛県組合理事）

たむら しんや  
田村 新矢（高知県組合理事）

#### 〔都道府県推薦 7名〕

まき きよじ  
槇 喜代二（山形県組合理事）

あくつ さとし  
安久津 諭（埼玉県組合理事）

せんが まさひこ  
千賀 正彦（岐阜県組合元常任理事）

さわ きよのぶ  
澤 清信（三重県組合理事）

かわべ こうじ  
川邊 広治（岡山県組合理事）

あつた みきお  
熱田 幹夫（島根県組合常任理事）

ほそかわ やしる  
細川 八代（高知県組合理事）

注1. 役職名は令和6年4月1日現在。敬称略。

2. 表彰式典は、令和6年10月25日(金)、ホテルニューオータニ（東京都千代田区）に於いて開催されます。

3. 表彰式典終了後、同ホテルにてお祝いの会を予定しております。

# 資料7

## 理事研修会の講師およびテーマについて

先般の第4回理事会（R6. 6/27）において正副理事長並びに総務委員長にご一任いただきました標記の件について、下記のとおりご報告いたします。

### 記

日 時 令和6年9月4日(水) 午前10時  
場 所 全理連ビル9階 会議室  
講 師 結城 大吾（渋谷消防署 原宿出張所所長）  
テーマ 「防災講話」  
講師料 無料

## 資料8

### 「全理連指定旅館友の会」の利用促進について

全理連指定旅館友の会制度は、組合員とそこご家族ならびに従業員の方々の福利厚生事業の一環として運営しており、各県に会員旅館・ホテルを設置することを目標としております。

現在、指定旅館友の会の会員を増加させるため、令和4年度から入会キャンペーンを実施しております。

入会金は無料、会費は1年間3,000円(途中加入は月割り)となっておりますので、この機会に、組合・支部の会合等でご利用されている旅館・ホテルなどがありましたら各組合2軒以上、指定旅館をご推薦いただきたくお願い申し上げます。組合からご紹介いただいた旅館・ホテルが友の会に入会した場合は、紹介組合に対し、1軒につき2万円の助成金をお支払いいたします。

また、令和6年4月1日から令和7年2月28日まで、指定旅館に宿泊した組合員および組合員の1親等の方3名まで、1名につき3,000円の補助金を支給しておりますので、役員、組合員の皆様にご伝声いただきますようお願いいたします。3,000円の補助金は先着250名様です。(7/17現在、56名支給済み)

宿泊証明書と請求書は全理連ホームページからダウンロードできます。ダウンロードした宿泊証明書に宿泊した方のお名前をご記入の上、旅館・ホテルの印をいただき、全理連へご請求下さい。

令和 年 月 日

全理連指定旅館友の会 御中

\_\_\_\_\_ 理容生活衛生同業組合

## 旅館・ホテル推薦書

全理連指定旅館友の会の会員旅館として、下記の旅館・ホテルを推薦いたします。

記

旅館・ホテル名	所在地 (担当者名)	電話番号
	〒  (担当者名)	
	〒  (担当者名)	
	〒  (担当者名)	

# 全理連指定旅館友の会データ表

令和6年 月 日記入

都道府県名				観光地名			
旅館・ホテル名				設立年月			
客室の種類	和室	室・洋室・	室・和洋室	室	合計	室	収容人員
代表者名		友の会担当者		現地			
連絡文書の送付先		現地・営業所		役職・氏名		営業所( )	
防災表示基準番号				消防署		号	
所在地	〒						
電話番号	TEL		FAX				
E-MAIL							
最寄駅			線		駅		車・バス・徒歩
営業所 ( )	〒		営業所 ( )		〒		
	TEL				TEL		
	FAX				FAX		
営業所 ( )	〒		営業所 ( )		〒		
	TEL				TEL		
	FAX				FAX		
<b>宿泊 料金</b>  <small>(サービス料 :消費税込)</small>	区 分	一般標準料金		理容組合員料金		備 考	
	平 日	円		円		名1室利用	
	休 前 日	円		円		〃	
	ゴールデンウィーク ( )	円		円		〃	
	夏季お盆 ( )	円		円		〃	
	年末年始 ( )	円		円		〃	
	そ の 他						
<p>(注) 1. <u>一般標準料金とは、部屋・食事内容が標準であることです。</u></p> <p>2. 理容組合員料金は、一般標準料金の10%以上の割引でお願いいたします。</p>							

施設・設備 連盟加盟等 の有無 有=○ 無=×	大浴場		露天風呂		家族風呂		サウナ	
	宴会場		会議室		プール		駐車場	
	レストラン		クラブ		カラオケルーム		ラウンジ	
	売店		食事処					
	アメニティ	タオル バスタオル 歯ブラシ 石鹸 シャンプー リンス ひげ剃り 化粧水 乳液 クシ ヘアブラシ ドライヤー ソーイングセット その他( )						
	政府登録				日本旅館協会			
	カード支払い	JCB VISA その他( )						
	消防設備内容	( )						
温泉	泉質( )		効能( )					

貴館アピールポイント(15字以内)

アピールポイント	
<p>観光名所</p> <p>旧跡</p> <p>その他アピールする点がありましたらご記入ください</p>	

<ご記入方法>

1. 宿泊料金について

- ・理容組合員料金は一般標準料金の10%以上の割引でご記入下さい。
- ・理容組合員料金については、フロント様への周知徹底をお願いいたします。

2. 営業所について

- ・宿泊予約ができる直営の営業所(案内所)のみで結構です。

全理連指定旅館友の会

# 宿泊証明書

利用年月日								
年		月		日	から	年	月	日
利用者名	続柄	組合名	支部名	店名				
上記のとおり宿泊したことを証明します。								
令和 年 月 日								
ホテル(施設)名								
⑩								



# 請 求 書

令和 年 月 日

全理連指定旅館友の会事務局 宛

令和6年度 『宿泊証明書』による宿泊料金を下記のとおりご請求します。

記

## ◎請求額

3,000円 × \_\_\_\_\_人分 ※組合員の1親等の方3名まで

請求額 \_\_\_\_\_円

## ◎振込先（※組合口座）

フリガナ									
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合							本店 支店	
口座種類	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

### —請求書送付先—

F a x 03(3378)9864

メール sales@riyo.or.jp

### —お問い合わせ先—

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル8F

全理連指定旅館友の会事務局宛

電話 03(3379)4114

(注1) 利用期間が、令和6年4月1日 ～ 令和7年2月28日 まで請求できます。

(注2) 請求期限は、令和7年3月15日 となります。請求期限が過ぎた「請求書」は無効となります。

# 資料9

## 関係団体の各種会議について

令和6年6月19日～令和6年8月27日

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

### ◎第1回理事会

日時 令和6年6月24日(月) 13時  
場所 全国生衛会館4階 大研修室  
議案 第1号議案 令和5年度事業報告の承認を求める件  
第2号議案 令和5年度収支決算報告の承認を求める件  
第3号議案 任期満了に伴う役員(理事・監事)の推薦に関する件  
その他

(概要) ・(第1号議案・第2号議案) 令和5年度事業報告(表彰事業、行政施策等に関する各全国連合会の意見の取りまとめ・陳情活動等、組織強化活動事業、業界関連情報の収集及び提供、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・原材料高等に関する要望活動の実施等)並びに経常収益計2,124万2,108円、経常費用計2,056万9,393円の収支決算が了承された。  
・(第3号議案) 任期満了に伴い、役員(理事17名、監事2名)が推薦された。

### ◎第193回総会

日時 令和6年6月24日(月) 理事会終了後  
場所 全国生衛会館4階 大研修室  
議案 第1号議案 令和5年度事業報告書の報告の件  
第2号議案 令和5年度収支決算報告書の承認を求める件  
第3号議案 任期満了に伴う役員(理事・監事)の選任に関する件  
その他

(概要) ・(第3号議案) 理事会より推薦のあった役員(理事17名、監事2名)が選任された。

### ◎第2回理事会

日時 令和6年6月24日(月) 総会終了後  
場所 全国生衛会館4階 大研修室  
議案 第1号議案 理事長・副理事長・専務理事の選定に関する件  
第2号議案 第3回理事会及び第194回総会の書面による開催に関する件  
その他

- (概要) ・(第1号議案) 理事長に大森利夫氏(理容連合会理事長)、副理事長に田村眞氏(喫茶連合会会長)、井上善博氏(旅館ホテル連合会会長)、佐々木伸一氏(興行連合会会長)中島ヒロ子(社交連合会会長)が、専務理事に伊東明彦氏(中央会)が選定された。また、政治連盟関係では委員長に田村眞氏(喫茶連合会会長)、幹事長に石田眞氏(浴場連合会理事長)が選定された。
- ・(第2号議案) 中央会の理事会、総会後に役員改選を迎える連合会があることから、代表者に変更があった場合には、理事会・総会を書面によって開催し、役員選任手続きを行うことが了承された。

◎第3回理事会(書面開催)

議案 第1号議案 役員(理事)の推薦に関する件

- (概要) ・(第1号議案) 第193回総会後に役員改選のあった連合会があり、新理事に齊藤育雄氏(飲食会長)を推薦することが了承された。

◎第194回総会(書面開催)

議案 第1号議案 役員(理事)の選任に関する件

- (概要) ・(第1号議案) 役員改選に伴い、齊藤育雄氏(飲食会長)が理事に選任された。

◎第4回理事会

日時 令和6年8月21日(水) 15時

場所 衆議院第1議員会館地下1階 大会議室

- 議題 (1)令和7年度 生活衛生関係予算概算要求案について  
(2)令和7年度 日本政策金融公庫(生活衛生貸付) 予算概算要求案について  
(3)令和7年度 税制改正要望案について  
(4)その他

- (概要) ・(議題(1)) 令和7年度の要求額は総額49.2億円(前年度比7.2億円増額。うち推進枠7.5億円)。1、生衛業者の振興や発展を図るため、都道府県生衛組合、全国連合会、全国生衛指導センター、都道府県指導センターに補助を行う生活衛生関係営業対策事業費補助金には11.7億万円(前年度比1,000万円増額)を計上。その他、新規に生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業として3.9億円、生活衛生関係営業経営支援事業として2.6億円を計上した。2、(株)日本政策金融公庫補給金は30.4億円(前年度比0.5億円増額)、その他、被災した生衛業者への支援として0.1億円(復興庁)が計上された。

(復興庁一括計上)

- ・(議題(2)) 日本政策金融公庫融資では、貸付計画額は1,150億円(前年度比同額)が計上された。
- ・(議題(3)) 税制改正では、共同利用設備購入に係る償却制度の延長、生衛組合等に係る法人住民税の免除措置の適用、その他、中小企業者等が設備取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長、中小企業者が特定経営力向上設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除の延長、中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充、法人版、個人版事業承継税制の見直し、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長等、要望が出された。

※未定稿・取扱注意（8/20時点）  
※要求額あり（世話人会当日は回収）

## 令和7年度生活衛生関係営業に係る予算概算要求等の状況

令和6年8月  
厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

### 予算

令和7年度概算要求 [令和6年度予算]

49.2億円 [42.0億円]  
(うち推進枠7.5億円)

#### 1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金【一部推進枠】

11.7億円 [11.6億円]

- 生活衛生同業組合、全国生活衛生同業組合連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに補助を行うことにより、生活衛生関係営業業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化及び衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。
- 生活衛生関係営業物価高騰等対応支援事業【推進枠】 3.9億円 [新規要求]  
業種ごとの全国生活衛生同業組合連合会において、物価高騰や人材確保等に対応するために必要な価格転嫁の広報、既存商品・サービスのブランド化、イベント等の取組等に対する支援を行う。
- 生活衛生関係営業経営支援事業【推進枠】 2.6億円 [新規要求]  
生活衛生関係営業業者の経営状況を改善して地域活性化を図るため、経営診断や補助金、税制優遇措置の活用を含めた相談支援など、専門家による多様な現場のニーズに応じた伴走型の支援を実施する。

#### 2. 株式会社日本政策金融公庫補給金

30.4億円 [29.9億円]

株式会社日本政策金融公庫が生活衛生資金貸付を行うために必要な利差補給を行う。

※ このほか、被災した生活衛生関係営業業者への支援として、東日本大震災復興特別貸付等を行うために必要な財政支援を行う（復興庁一括計上0.1億円）

### 日本政策金融公庫融資（生活衛生資金貸付）

○ 貸付計画額

1,150億円 [1,150億円]

## 税制改正

### 1. 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用要件の所要の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

### 2. 生活衛生同業組合等に係る法人住民税の免除措置の適用

〔法人住民税〕

生活衛生関係営業者に対して感染症や食中毒など公衆衛生面での対策が強く求められる中で、「非出資の生活衛生同業組合等※」の活動の公益性がますます高まっていることから、法人住民税の免除措置を講ずる。

※法人税は「公益法人等」に分類され、現状でも収益事業所得を除き非課税。

### 3. その他（関係省庁と共同要望）

#### ①中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除をする措置について、その適用期限を2年延長する。

#### ②中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

経営力向上計画に基づく機械装置、ソフトウェアや建物付属設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除をする措置について、その適用期限を2年延長する等の措置を講ずる。

#### ③中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の拡充

〔不動産取得税〕

認定を受けた経営力向上計画に基づき再編・統合を行う事業承継について、円滑な事業承継の実施のために、必要な拡充措置を講ずる。

#### ④法人版・個人版事業承継税制の見直し

〔相続税、贈与税〕

円滑な事業承継の実施のために、必要な見直し等を行う。

#### ⑤新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長

〔印紙税〕

◎第1回評議員会

日 時 令和6年6月24日(月) 14時10分

場 所 全国生衛会館4階 大研修室

議 題 第1号議案 令和5年度事業報告について

第2号議案 令和5年度決算報告(案)の承認を求める件

第3号議案 任期満了に伴う役員(理事・監事)の選任に関する件

その他

- (概 要)
- ・(第1・2号議案) 令和5年度事業報告案(連絡調整・指導事業、研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、生衛業経営基盤強化等事業、衛生水準確保・振興調査研究事業、受動喫煙対策事業、標準営業約款事業等)並びに決算案(経常収益合計6億7138万409円、経常費用合計6億4507万9316円)が承認された。
  - ・(第3号議案) 任期満了に伴い、役員(理事17名、監事2名)が選任された。

◎第2回理事会

日 時 令和6年6月24日(月) 15時20分

場 所 全国生衛会館4階 大研修室

議 案 第1号議案 理事長・副理事長・専務理事の選定に関する件

第2号議案 第2回評議員会の書面による開催に関する件

- (概 要)
- ・(第1号議案) 理事長に田中秀樹氏(麺類連合会理事長)、副理事長に石田眞氏(浴場連合会理事長)、浅野哲哉氏(すし商連合会会長)、野澤勝義氏(クリーニング連合会会長) 専務理事に伊東明彦氏(指導センター)が選定された。
  - ・(第2号議案) 指導センターの理事会、評議員会後に役員改選を迎える連合会があることから、代表者に変更があった場合には、評議員会を書面によって開催し、役員選任手続きを行うことが了承された。

◎第2回評議員会(書面開催)

議 案 第1号議案 役員(理事)の選任に関する件

- (概 要)
- ・(第1号議案) 第1回評議員会後に役員改選のあった連合会があり、桑原勝宏氏(飲食副会長)が理事に選任された。

◎第13回評議員会

日 時 令和6年6月25日(火) 10時30分  
場 所 航空会館ビジネスフォーラム901号室  
議 題

【決議事項】

- 第1号議案 議長の選出の件
- 第2号議案 議事録署名人の選出の件
- 第3号議案 2023年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び付属明細書並びに財産目録の承認の件
- 第4号議案 基本財産の取り崩しの件
- 第5号議案 役員及び評議員の選任の件

【報告事項】

2023年度事業報告及び付属明細書の内容報告

- (概 要)
- ・(第3号議案) 2023年度事業報告（会議関係、調査研究事業、エステティック業務の適正化事業、教育研修事業、啓発広報事業等）及び2023年度決算報告（経常収益合計1520万1817円、経常費用合計2398万1131円）について承認された。
  - ・(第4号議案) 基本財産1億5000万円から1000万円を取り崩し通常経費に組み入れることが承認された。
  - ・(第5号議案) 任期満了に伴い、役員（理事15名、監事3名）が選任された。また評議員の辞任に伴い、評議員（2名）が選任された。

◎第34回理事会（書面開催）

- 議 案 「理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任」の件
- (概 要)
- ・役員及び評議員が評議員会で選任されたことに伴い、役職理事が選定された。理事長は関東裕美氏（再任）。



◎第11回定時社員総会

日 時 令和6年6月26日(水) 15時  
場 所 日本理容美容教育センター6階  
議 事 議案

- (1) 令和5年度決算に関する件
- (2) 役員を選任に関する件

報告事項

- (1) 令和5年度事業報告に関する件
- (2) 令和6年度事業計画に関する件
- (3) 令和6年度予算に関する件
- (4) 料金の改定に関する件

その他

- (概 要)
- ・(議案(1)) 令和5年度決算報告(経常収益計11億8,525万896円、経常費用計10億8,306万9,928円)について承認された。
  - ・(議案(2)) 任期満了に伴い、役員(理事30名、監事2名)が選任された。
  - ・(報告事項(1)) 令和5年度事業報告について報告された。
  - ・(報告事項(2)(3)) 令和6年度事業計画案並びに経常収益計13億1,887万8,000円、経常費用13億9,842万9,000円の収支予算案が報告された。
  - ・(報告事項(4)) 紙代、印刷費等の上昇に伴い、令和7年度より教員資格認定研修会および ABE 指導者養成研修会受講料を、令和8年度より教科書価格と通信教育費を値上げすることが報告された。

◎臨時理事会

日 時 令和6年6月26日(水) 総会終了後  
場 所 日本理容美容教育センター4階  
議 事 協議事項

- 第1号議案 理事長、副理事長、専務理事の選定に関する件
- 第2号議案 指導調査委員会及び将来像検討委員会の委員の選任(案)に関する件

- (概 要)
- ・(第1号議案) 理事長に谷本穎昭氏(大阪美容専門学校理事長)、副理事長に田中志典氏(NRB 日本理容美容専門学校校長)、和田美義(国際理容美

容専門学校理事長)が、専務理事に小野清喜氏(教育センター)が選定された。

- ・(第2号議案)任期満了に伴い指導調査委員会及び将来像検討委員会の委員候補者が提案され選任された。

◎第12回評議員会

日 時 令和6年6月28日(金) 10時30分  
場 所 理容師美容師試験研修センター会議室  
議 事 第1号議案 令和5年度事業報告について  
第2号議案 令和5年度決算について  
第3号議案 理事の選任について

(概 要)

- ・(第1・第2号議案) 令和5年度事業報告並びに収支決算(経常収益合計9億2824万2275円、経常費用合計9億3414万4644円)が承認された。
- ・(第3号議案) 吉井真人理事より退任の届があったことに伴い、新たに藤原國明美容連合会理事長を理事に選任した。

# 資料10 差替資料

## 儲かる業づくり実施セミナーテーマおよび予算

2024.9.11現在

	1	2	3	4	予算合計
北海道	波巻きパーマ① 88,000	波巻きパーマ② 78,000	波巻きパーマ③ 84,000	波巻きパーマ④ 118,000	
	波巻きパーマ⑤ 94,000	波巻きパーマ⑥ 102,000	単品で売るシェービング&フェイシャル 94,000	バーバースタイル入門 134,000	792,000
青森	ヘアカラー実践講習、リタッチ技術講習4 139,440	ヘアカラー実践講習、リタッチ技術講習② 139,440	ヘアカラー実践講習、リタッチ技術講習③ 139,440	ヘアカラー実践講習、リタッチ技術講習④ 139,440	
	一歩先行く理容経営、ヘアナビ&SNS講習会① 119,940	一歩先行く理容経営、ヘアナビ&SNS講習会② 119,940	一歩先行く理容経営、ヘアナビ&SNS講習会③ 119,940	一歩先行く理容経営、ヘアナビ&SNS講習会④ 119,940	
	ヘルシーグレーカラー 263,100				1,300,620
秋田	シニア レディースヘア 216,000	シニア レディースヘア 228,000	シニア レディースヘア 228,000	ヘルシーグレーカラー 216,720	
	パーマスタイル 200,000				1,088,720
山形	もう一つ上の儲かるシェービング・エステ 230,982	復活！ アイロン技術でおしゃれヘア 220,000	サロン営業に直結する技術講習 250,600	地域密着型 儲かるセミナー 210,000	
	ヘルシーグレーカラー 237,540				1,149,122
岩手	メンズスキンケアセミナー 335,520	大人のENSOKU 筋力アップとストレッチングの方法・習得のセミナー開催 322,421	SNSでの情報発信 294,000	増収につながる「ヘルシーグレーカラー(白髪染)」とカラーチューブ回収事業の展開についてのセミナー① 158,891	
	増収につながる「ヘルシーグレーカラー(白髪染)」とカラーチューブ回収事業の展開についてのセミナー② 158,891	増収につながる「ヘルシーグレーカラー(白髪染)」とカラーチューブ回収事業の展開についてのセミナー③ 158,891			1,428,615
宮城	ヤングを取り組み技法 653000÷3	ヤングを取り組み技法 653000÷3	ヤングを取り組み技法	ヘルシーグレーカラー 229,240	882,240
福島	「頭皮」育毛ケア 115,000	スペインカール 74,500	ステンドカール 74,500	インバウンドに対応する英会話の習得 133,000	
	フェードカット&パーマヘア 131,000	メンズスタイルとメニューづくり 125,500	シェービング・フェイシャル・ヘッドスパ 96,000	ヘルシーグレーカラー 281,200	1,030,700
群馬	価値観をあげる為のセミナー(全組合員対象) 276,000	儲かるための経営講習(前橋・桐生・高崎・伊勢崎・太田・利根沼田支部開催) 278,000	儲かるための群馬エステ講習(渋川・甘楽・碓氷・吾妻・多野支部開催) 253,000	儲かるためのアイロンパーマ(邑楽支部開催) 215,000	1,022,000
栃木	AGA薄毛対策講習 210,000	リーダーシップセミナー 200,000	脱毛器導入 200,000	理容師健康セミナー 200,000	
	店販ポップセミナー 200,000	地域貢献イベント 200,000			1,210,000
新潟	単品で売るシェービング&フェイシャル 200,000	SNS教室 200,000	単品で売るシェービング&フェイシャル 200,000	ヘッドスパ 200,000	800,000
茨城	単品で売るシェービングセミナー 200,000				200,000
千葉	世界を勝ち取った技、それを目指した心自サロンの儲かるメニューにせまる 154,500	働き父さん、わくわく父さん 魅力的な30,40代メンズヘアの創り方 152,000	理容サロンで心のリハビリテーション シェービングとフェイシャルの女性向けリフレッシュメニュー 329,000	おしゃれシニアが街を明るくする 薄毛にも似合うヘアスタイルとカラー提案 152,000	787,500
神奈川	時流と共に進化を続ける個人サロン 200,000	儲かるダイバシティ経営 200,000	若者の心をとらえる繁盛サロン 200,000	高単価でお客様の心をつかむ 200,000	800,000
埼玉	おトクな投資～上手な経費の使い方 98,100	HairCreation 130,000	シニア メンズヘア 95,200	トレンド活用セミナー 132,000	
	HairCreation 147,440	営業支援のための講話 120,440	フルムーンヘア 84,367	SaitamaHairCollection 355,000	1,162,547
山梨	儲かる経営学	講師会全員の得意技講習会	AIを使った未来の理容業を考える		

東京	190,000 適正料金の引き上げについて	196,000 適正料金の引き上げについて	180,000 適正料金の引き上げについて	適正料金の引き上げについて	566,000
	180,000 適正料金の引き上げについて	180,000 適正料金の引き上げについて	180,000	180,000	
	180,000	180,000			1,080,000
長野	集客につながるサロンスタイル	基礎から学ぶ資産形成と補助金活用術	儲かるサロン経営(店づくり 顧客満足度の向上(仮))		
	192,560	170,000	180,000		542,560
静岡	ヘッドスパ	フェイシャル	シェービング	増収へ向けたシェービング&フェイシャル講座	
	73,106	62,980	68,680	90,316	
	リラクゼーションメニュー講座	小規模サロン生き残り経営セミナー(資産活用)	経営戦略、流行パーマ	毛髪&頭皮トラブル軽減	
	71,440	61,500	88,817	70,900	
	総合調髪レベルUP講座	事業推進会議	事業結果検証会議	単価UP経営セミナー 映像制作・映像配	
	95,540	56,900	56,900	236,500	1,033,579
愛知	デジタルを使いこなして売上UP				
	201,000				201,000
岐阜	パーソナルデザイン その可能性は無限大	単品で売るシェービング&フェイシャル	アイロンパーマ、ソフトアイロンパーマで儲けよう		
	188,000	198,000	199,000		585,000
三重	儲かるプラスヘアカラーメニューの提案	儲かる経営学	復活! アイロン技術で若者ヘア	はじめてのスマホでビデオ通話(シニア向けスマホ教室)	
	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000
石川	シェービングに付随するメンズフェイシャル	女性の為の「ダメージレスシェービング」	誰でもできる脱毛	儲かるSNS講座	
	217,000	170,000	227,000	196,000	810,000
富山	事業企画会議	あなたの知らないパーマの世界	魅力的な後ろ姿の創り方	ワンオペの高単価メニューでお客様の心をつかめ	
	98,000	24,800	36,820	43,300	
	明日から出来るフェイシャル技術	アイロン維新	繁盛店の経営	シニア世代のヘアスタイル	
	68,300	43,300	62,300	62,300	
	若者を捉える営業力とは	プラスαのカラー提案	理容サロンの魅力再発見	効果測定会議	
	62,300	62,300	43,300	71,000	678,020
福井	プラスメニューで単価アップ	接客マナー	復活! アイロン技術で若者ヘア	単品で売るシェービング&フェイシャル	
	198,770	189,870	227,740	214,920	831,300
大阪	世代別! 空前のパーマブームにのる方法。	インバウンド向けの実践英会話レッスン	インスタ映えするヘアスタイリングと撮影技術	顧客満足でファン層の厚みを増やす!!超簡単テクで流行りの「マッシュボブ」を作る	
	201,440	201,560	212,622	200,600	
	集客率UP!「今からでも始められるSNSセミナー」もう待ってるだけではダメ!				
	179,560				995,782
京都	カスハラ対策(カスタマーハラスメント、顧問弁護士による講習)	SNS教室	シニア レディースヘア	シェービングに付随するメンズフェイシャル	
	181,555	144,000	144,000	144,000	
	儲かる店のおもてなし				
	144,000				757,555
滋賀	店販商品を売って売上UP	店販商品紹介と売上UPメニュー提案	フェードカット提案	アイロンパーマ提案	
	231,300	390,666	249,266	314,946	
	組合員の繁栄と成長の提案				
	415,600				1,601,778
奈良	婚活サポーター監修就活ヘア	訪問介護カットセミナー	インバウンド集客セミナー	店販商品で売上UP	
	204,720	209,720	201,360	201,360	817,160
和歌山	最新の理容技術やトレンド紹介	最新の理容技術やトレンド紹介	SNSを活用した集客方法	SNSを活用した集客方法	
	177,200	177,200	138,940	138,940	632,280
兵庫	復活! アイロン技術でシニア向けヘア	復活! アイロン技術でシニア向けヘア	髪質改善トリートメント(ケミカルセミナー)	髪質改善トリートメント(ケミカルセミナー)	
	196,000	196,000	538,160	308,080	1,731,580
	韓流ダウンパーマ				
	308,080				
岡山	コミュニケーション「最強の雑談」テクニック	コミュニケーション「最強の雑談」テクニック	コミュニケーション「最強の雑談」テクニック	コミュニケーション「最強の雑談」テクニック	
	211,000	211,000	211,000	211,000	844,000

広島	技術&IT活用法 197,940 繁盛店の経営・集客 86,000	もっと活かそうアイロン技術 195,200 客単価アップにつながるヘアスタイル 78,000	バーバースタイル 81,433	新しい理容師計画 216,000	
山口	ハンサムショート 214,320 単品で売るシェービング&フェイシャル 189,340	韓流ダウンパーマ 85,730 スパイキーショート 81,730	理容サロンで使えるやさしい英会話 167,000	儲かる経営学 57,000	854,573
島根	儲かる経営学ヘアナビ 99,000 グレーヘアオシャレ染め 80,000 頭皮にやさしいヘアカラー 80,000	儲かる経営講習 89,000 ハンサムショート 85,000 売上UPヘアカラー 85,000	SNS教室 89,000 経営セミナー 89,000	バーバースタイル 80,000 脱毛エステ 80,000	795,120
鳥取	単価アップのメンズレディスエステ 250,000	AGA対策 250,000	メッシュキャップを使ったカラー講習 250,000	カスハラ対策 20,000	856,000
香川	理容師が老後に後悔しないための資産運 200,000	メンズメイク 200,000	SNS教室 200,000	儲かる経営学 200,000	770,000
徳島	中央講師セミナー 283,640	アイロン応用技術 270,240	定番商品として出来るハイトーン技術を学ぼうセミナー 242,580	スキルアップ髪ピー(ハッピー)セミナー 261,840	800,000
愛媛	地域貢献によるイベント効果での増客計画 ニューヘア実技講習(若年層ターゲットのヘアスタイル)メンズ・レディス・ヘッドスパ含 200,000 流行のパーマスタイルとテクニック 105,000 簡単ホームページを作ろう 100,000	繁栄店オーナーのルーティン 73,000 地元繁栄店から学ぼう 100,000	メンズ・レディスヘア講習 108,000 ロミキュア育毛治療 194,000	理美容人生を見つめ直し豊かな未来をつかむ 10年後のサロン経営について考えるセミナー 110,000 自店の弱点解消検討会 143,000	1,133,000
高知	メンズパーマ&アイロンパーマ 243,600	メンズパーマ&アイロンパーマ 243,600	メンズパーマ&アイロンパーマ 243,600	メンズパーマ&アイロンパーマ 243,600	974,400
福岡	メンズカット 214,400	メンズパーマ 214,400	メンズエステ 214,400	情報発信 214,400	857,600
熊本	頭皮クレンジング1 354,532 ステンドカーン2 248,400	頭皮クレンジング2 159,380	頭皮クレンジング3 143,100	ステンドカーン1 241,600	1,147,012
鹿児島	AGAの知識 200,860	濡れバンフェード 193,860	カラー講習 255,860	接客術 201,520	852,100
佐賀	もっと活かそうアイロン技術 210,420	店先を植物で飾って女性が入りやすい店づくり 208,000	時短フェードで調髪回転率アップ 203,300	ワンオペ単価アップメニューセミナー 217,460	839,180
長崎	究極のシャンプー&シェーブ 114,000 繁栄店オーナーのルーティン 102,000	究極のシャンプー&シェーブ 114,000 レディースヘア 119,000	シニア レディースヘア 119,000 SNS教室 110,000	アイロン技術 119,000 繁栄店オーナーのルーティン 100,000	897,000
大分	売上アップと働き方 217,300	男性の美意識向上に価値あるお顔剃り 210,840			428,140
宮崎	髪質改善トリートメント 200,500	髪質改善トリートメント 200,500	復活!アイロン技術で若者ヘア 200,400	押し売りしないで店販が売れる(メンズメイク・脱毛器含む。) 200,400	801,800
沖縄	メンズパーマ&アイロンパーマ 200,000	見直そうメンズシェービング、単品で売るレディスシェービング 200,000	施術メニューを見直そう 200,000	メンズ脱毛フェイシャル 200,000	800,000
					42,025,883

デジタル活用による店舗の活性化と新規顧客の獲得

2024.9.2現在

	成果目標	実施方法	予算合計
北海道	出席予定者17名。登録者数を現在の1割増の500名を目指す。将来的には組合員の約半数の600名を確保。	①「ヘアナビ」の基本的な使い方の復習 ②「ヘアナビ」の登録状況、現状の把握 ③普及・推進活動を行うに当たった課題の洗い出し	183,000
青森	Bプラン登録店目標:50店舗、店舗写真、メニュー、スタッフ紹介等 掲載	検討委員会開催、各支部講習会開催	198,150
秋田	高齢化によりデジタルに弱い。組合ホームページ、組合公式LINE、ヘアナビ、zoomなどのデジタルスキルを図る。	県内2～3ヶ所に「ヘアナビ」普及委員が 出向「ヘアナビ」サポートセミナーを開催し 基本的なスマホ操作の方法や「ヘアナビ」 登録をサポートする。	203,000
山形	受講者数50名「ヘアナビ」Bプラン登録店 舗数5店目指すは500店舗「ヘアナビ」A プラン登録店舗数2店目指すは100店舗「ヘ アナビ」Cプラン登録店舗数426店組合員 数626「ヘアナビ」デジタルスキル実 施店舗数目指すは600店舗	「ヘアナビ」の店舗情報登録方法が解らな い方に指導してもらう。各支部普及活動の できる人を一人養成し高齢経営者の協力 体制を作る。グループマイレージネや他の SNSを活用し「ヘアナビ」との紐づけの推 進をする。ホームページのある店舗に於い ては「ヘアナビ」との紐づけを推進する。 パソコンなどを持参していただき、実践的 なセミナーを開催する。「ヘアナビ」の店舗 情報が完成し自店の紐づけ終了後、店舗 のお客様にアピールできるよう推進する。 「ヘアナビ」未登録者に対しB・Cプランの いずれかに加入促進をする。	189,600
岩手	受講者100名「ヘアナビ」Bプラン50店舗 「ヘアナビ」Aプラン5店舗SNSとの紐づけ 55店舗目標	①担当講師による普及委員への「ヘアナ ビ」登録等の指導②普及委員による「ヘア ナビ」支部講習会開催③店舗訪問による ④データから見るネット予約の必要性② 「ヘアナビ」WEBサイトの開設③「ヘアナ ビ」基本設定＞予約設定方法④補足、質	200,000
宮城	令和7年2月16日ホテルクレセント講師神 丸直樹		214,850
福島	現状、組合員で活用無し、活用の仕方も 分からない。支部で(最低1名)活用・広報 を担当出来るように対応する。リーズナブ ルに活用することを周知し「ヘアナビ」を普 及させたい。	9月9日「デジタル活用！儲かる塾」開催の案内 送付9月30日出欠確認の締切10月28日 「デジタル活用！儲かる塾」開催	209,270
群馬	受講者数:150名 ヘアナビBプラン50件 ヘアナビAプラン(有料)10件	地区事で、リアル又はリモートを選択し講 習会を開催する。 第1回目:9/16 東毛地区 第2回目:10/7 西毛地区 第3回目:11/11 北毛地区 ヘアナビの活用方法についてマニュアル を基に説明を行い、プラン変更を促す。	257,000
栃木	受講者数50名、Bプラン登録店舗数20 件、Aプラン登録店舗数30件、グルー プマイレージ実店舗20件	県北・県南3ブロックの支部長、支部 教育部長、支部組織部長を中心に「ヘア ナビ」セミナーを開催する。各支部長が支 部普及委員に、教育・組織部長がサポー ト役となり、「ヘアナビ」登録店舗を普及す る。目標件数達成を目指す。	200,000
新潟	受講者数100名「ヘアナビ」Bプラン登録店 舗数200件「ヘアナビ」Aプラン登録店舗 数100件	「ベストスタイル」グループ2024「フォトコン テスト」を11月より実施する。①9/2に支部長 をコンテスト実験検討委員とするために	300,000
茨城	受講生40名程度(各支部2名)「ヘアナビ」 B100店舗	支部組合員に「ヘアナビ」の存在をア ピールに繋げる。「SNSを活用しての業務 の効率化とヘアナビの活用」講演を行う。	136,000
千葉	普及委員登録者数24名	①「ヘアナビ」普及委員による、zoomの使 い方を含めた養成講習会を開催②その 際、各SNSの特徴などを講習する。③ zoomを使用した講習方法のマニュアルを 作成・印刷する。④支部でzoom、LINEで の講習会を開催できるようにサポートして行 く。	270,000
神奈川	「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数を増やす	8, 9, 10月に常務理事及び担当講師にて 打ち合わせ会議を行う。11月に理事及び 支部担当者に「ヘアナビ」講習会を開催 する。	200,000
埼玉	計画書作成中		
山梨	各支部から2名受講してもらう。「ヘアナビ」 Bプラン登録店舗数:50店舗 Aプラン登 録店舗数:10店舗 グループマイレージ実 店舗数:5店舗	「ヘアナビ」普及委員の4名が講師となり、 9月に各支部の支部長・副支部長へ「ヘア ナビ」の各プランの利便性及び他SNSなど との紐づけなどウェアブサポートを活用したセ ミナーを開催する。支部普及委員が支部役 員を養成し、担当地域を決め普及を行う。	182,000

	成果目標	実施方法	予算合計
東京都	①マニュアル作成 3,000部 ②講習会参加予定数 100名 ③ヘアnavi登録数:組合員の90%以上 ④デジタルマイビジネスリンク実施店舗:講習会参加者の70%	①全理連ヘアnaviサイト及びゲーグルマイビジネスを営業に活用させるマニュアル書の作成 ②都内1カ所にて、東京都組合員を対象として講習会を開催 《講習テーマ》「デジ活!儲かる塾 Webをもっと活用して顧客をとりいれよう」 普及委員2名が講師となり、各支部にも普及委員を養成配置し、支部内のサロンの「ヘアナビ」普及及び活用支援を行う。8月下旬「デジ活!儲かる塾」企画打合せ9月下旬理事会において各支部の普及委員の推薦要請10月上旬セミナー事前打合せ10月下旬「ヘアナビ」普及委員養成、普及推進セミナー開催	269,000 235,000
長野県	受講者数30名「ヘアナビ」Bプラン「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数10%増	①県デジタル推進室を発足する。②組合や店舗のデジタルへ向けた施策を実施③「デジ活!儲かる塾」セミナーを実施する④各支部でデジタル推進委員を選出⑤デジタル推進委員は未登録店舗のサポートを行う。⑥デジタル推進委員は登録状況の把握を行う⑦各支部の組合員、従業員台帳を作成する。⑧「県LINEグループ」の登録キャンペーンを行う⑨県グループLINEを構築しいち早く情報が伝わる仕組みをシステム化する。⑩各支部台帳の名簿をLINE登録お願いする。⑪DXに積極的に取り組んでいる店舗や経営者を「デジタル・パフォーマー」として登録する。	248,470
静岡県	各部会(東部・中部・西部)でのセミナーで受講者総計80名を目指す。「ヘアナビ」への登録数UPを目指す1200店。その中で、Bプラン登録店は500店舗を目指す。	10:00~12:00word、Excelの基本動作 13:00~16:00午後からコースを二つに分ける word,Excel応用編(Excel,wordでpop作り)インターネット活用法 (facebook.innsutaguramu等活用法と電子マネー登録方法)	201,000
愛知県	受講者数50名 目標デジタル対応店舗数の増加(電子マネー、SNS等対応の店舗)	R6.9月上旬「ヘアナビ」推進ボランティア 一次募集R6.10月上旬「ヘアナビ」推進ボランティア 二次募集R6.12月9日「デジ活!儲かる塾」開催R7.1月中旬各支部において入力推進活動R7.3月上旬Aプラン導入サロンに告知用リーフレット配布	183,000
岐阜県	現状、初期設定の状態では推移していません。目指す所は、Bプラン登録30店舗(写真、メニュー、コメントの登録)を目指します。Aプランに関しては、「ヘアナビ」の趣向を、説明した上で、5店舗の登録を目指します。予約制そのものが、浸透してないなか、意識改革を含め、精一杯取り組ん受講者数80名「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数100件「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数50件	検討委員会開催、各支部で会合、催しの際、「ヘアナビ」の説明・普及を行う、各支部での普及活動の内容を報告。	200,000
三重県	各支部において「ヘアナビ」講座を開講、SNSの活用をより身近にし、各店舗での「ヘアナビ」活用へと導く。この講習の受講者を県下100名を目標とし、各プラン登録店舗数をAプラン5店舗、Bプラン50店舗を受講者300名「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数200店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数100店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数100店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数100店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数100店舗	12月9日儲かる業づくりSNS終了後、まずはBプラン変更を行い、また、予約システムを導入したいという組合員へはCプランへの登録を促す。	247,000
石川県	各店舗の情報発信を促す。事業検討委員会を開催して、普及の選出及び研修を企画する。	各店舗の情報発信を促す。事業検討委員会を開催して、普及の選出及び研修を企画する。	189,010
富山県	受講者30名「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数10店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数10店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数10店舗「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数10店舗	9/16検討委員会10/7支部普及委員養成説明会実施10/10各支部へパンフレット送付10/中旬~11/30各支部普及委員が組合員に説明	428,000
福井県	「ヘアナビ」の操作方法等を熟知し、それを各支部に持ち帰り、支部内でも広めてもらう。	2024年11月25日、当組合54支部から2名ずつ選出された108名を招集し、2時間ほど講習を行う。	88,000
大阪府	受講者数100名「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数50「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数50「ヘアナビ」Aプラン登録店舗数50	講師によるプロジェクターでの実演 各援助者によりマンツーマンで指導	134,480
京都府	滋賀県独自の「ヘアナビ」普及委員28名養成(各支部1名以上)Bプラン登録店舗数11店舗目標200店舗以上Aプラン登録店舗数2店舗目標10店舗程度外部リンク実施店舗数目標50店舗以上	令和6年12月2日県独自「ヘアナビ」普及委員養成セミナーを開催 動画資料を作成し組合向け公開(滋賀県組合ホームページ上)「ヘアナビ」普及委員が支部員に対し4デジタル活用について指導・支援を行う「ヘアナビ」普及委員が相互に意見交換できるオンライン会議を開催する。	247,100
奈良県	受講者35名動画作成編集を習得し、消費者への訴求力の強化を図る。「ヘアナビ」Bプラン登録店舗数30件増加、SNS・グループマイビジネスとの紐づけを推進することを目標とする。	SNS活用の幅を広げることを主眼にショート動画作成に動画編集アプリを使ったセミナーを行う。「ヘアナビ」活用の意義も伝えることで、Bプラン以上の登録を促す。奈良県青年部が取り組んでいる「ヘアナビ」更新サポート活動と連携を行う。	209,840



	成果目標	実施方法	予算合計
和歌山	受講者数30名「へアなび」Bプラン登録100店舗「へアなび」Aプラン登録目標店舗数10店舗「へアなび」Aプラン登録実施50店舗	8月中旬に「へアなび及びデジタル活用委員会」を立ち上げる。9月初旬、紀北の各支部組合員を対象にセミナーを開催する。10月初旬には紀中・紀南の組合員を対象にセミナーを開催する。	226,080
兵庫	受講者100名「へアなび」Bプラン登録店舗数100店舗「へアなび」Aプラン登録店舗数50店舗	1/20午後1時～4時、1時～2時ログイン画面からプラン選び、必要な項目の編集・登録2時～3時店舗編集、キャリー登録・編集、料金メニュー3時～4時SNS設定、休日カレンダー、サイト確認	200,000
岡山	受講者200名「へアなび」Bプラン出席参加者数「へアなび」Aプラン登録店舗数10%	県役員にて協議 各理事に通達及び確認日程と場所の調整 各種準備確認 当日の運営確認 実施	200,000
広島	7/1現在「へアなび」Bプラン20店舗を8月末日までに「へアなび」Cプラン全店舗1月末日までに「へアなび」Bプラン600店舗目標。グループマイビジネスリンク50店舗目標	7/8理事会6名によりC～Bプランに変更7/29支部長会議23名によりC～Bプラン変更8/5「へアなび」普及委員選出9/2中四国青年部交流会「へアなび」講習会9月中旬に講師会zoom会議、講習会や会議で周知。9月～1月各県、支部講習会、役員会、衛生消毒講習会で周知をはかる。	198,000
山口	受講者数25名「へアなび」登録店舗現在25店(Cプラン)をBプランへ変更20店舗グループマイビジネス実施5店舗	7/22第1回検討委員会8/5検討会議8/6講習会資料パワーポイント打合わせ8/19パワーポイント作成確認9/1講習会開催案内の通知10/21講習会開催令和5年に育成した「へアなび」普及委員が講師となり、東部、西部に分けて講習会を実施。支部普及委員が支部内サロンの「へアなび」ページ更新し普及につなげる。	199,902
島根	受講者数は100名を目標。その中の50名が「へアなび」Bプランへ登録することを目標とする。	9月に企画会議。2月講習会開催予定。	227,200
鳥取	受講者数は100名を目標。その中の50名が「へアなび」Bプランへ登録することを目標とする。		278,190
香川	ウェブサイトにSNS活用に関心を持っていない方を対象とし、集客や売上アップのための「へアなび」やSNSとの連携の有効性を理解して貰うことで「へアなび」の登録者数を増やす。	1回目：デジ活！初めの一步①「へアなび」とは②SNSの活用③SNSの活用事例④まとめ2回目：デジ活！集客の超基本①「へアなび」とは②SNSマーケティング③SNS活用のポイント④まとめ	200,000
徳島	組合数190件に対して2割の「へアなび」Bプラン登録店舗を目指す。Bプラン登録店舗の中でさらに上を目指す店舗にAプラン登録、グループマイビジネスリンクの登録を行なってもらう。	1/27, 2/17, 3/10に分け1回につき10から20名の組合員に参加。担当講師3名が説明を行う。登録店舗に対して3千円のQUOカードを贈呈する。	261,143
愛媛	「へアなび」グループマイビジネスを使用して各店舗の特徴や店からのお知らせができ、新規客の獲得・既存客へのお知らせができる。	東・中・南予で、平日夜1時間程の講習で、「スマホなんでも相談」と題して、「へアなび」グループマイビジネス・SNSの活用、LINEアカウトを進める。	210,000
高知	グループマイビジネスに登録した際のメリットを事例をあげて説明をしデジタル化の推進に繋げる。「へアなび」についても説明し組合への浸透を図る。	10/10組合事務局にて10/28のグループマイビジネスの利点、登録の仕方等確認打ち合わせをする。10/28グループマイビジネスに登録するまでを個人指導し、「へアなび」の説明も行う。	65,000
福岡	受講者80名グループプロフィール実店舗集数30名「へアなび」Bプラン登録店舗数25名「へアなび」Aプラン登録店舗数5名	実施日 令和7年3月10日13時～17時令和6年11月担当講師打合せ令和6年12月チラシ作成令和7年2月担当講師リハール令和7年3月10日13時～14時グループプロフィール活用の仕方セミナー15時～16時30分グループプロフィール作成実習16時30分～17時質疑応答	205,000
熊本	受講者170名「へアなび」Bプラン登録店舗数6店舗→150店舗「へアなび」Aプラン登録店舗数1店舗→5店舗	令和6年8月26日「へアなび」支部普及委員養成研修会を開催する。研修を受けた委員が支部で「へアなび」講習会を開きページ更新を助ける。	209,850
鹿児島	受講者30名「へアなび」Bプラン登録店舗数5店舗、Aプラン登録店舗数10店舗グループマイビジネスリンク実施店舗数15店舗	①事前会議2回②チラシ作成・資料パワーポイント作成③10月7日講習会開催④12月AもしくはBプランへの移行作業補助	200,800
佐賀	受講者300名「へアなび」Bプラン登録店舗数100店舗「へアなび」Aプラン登録店舗数50店舗	支部普及委員養成会議を開催「へアなび」講習会を開催各支部50%以上の登録を目標とする。	214,000
長崎	受講者100名(予定)「へアなび」Bプラン登録店舗数60店舗「へアなび」Aプラン登録店舗数20店舗	「へアなび」基礎編 予約の在り方及びスマートフォンへの使い方 8/28ありえコレジョホール9/9島原市霊丘公民館10/21大村中央公民館10/28諫早商工会議所	191,000
大分	受講者40名リポート20名Bプラン登録者30名Aプラン登録者0名	7/28大分県理容組合事務所にて打合わせ8/リポートによる打合わせ8/5大分県理容組合事務所にて打合わせ8/リポートによる打合わせセミナー8月中旬支部担当普及員選任とセミナー9/9支部担当普及	206,000

	成果目標	実施方法	予算合計
宮崎	「ヘアなび」Aプラン30店舗「ヘアなび」Bプラン80店舗「ヘアなび」Cプラン100店舗	8月中(事前会議)普及員が事務局2名の為普及員養成自前会議をWi-Fi環境下で1名～2名養成。10月7日(普及員養成会議)各支部長・分会長・地区長13名に対し「ヘアなび」普及員が説明10月以降普及員が各支部へ普及活動推進する。	200,000
沖縄	受講者数100名「ヘアなび」Bプラン登録店舗数100店舗ゲーグルマイビジネスリンク実施店舗数50店舗	検討委員会(令和6年9月2日予定)全組合員向けに案内書配布 講習会開催(令和7年1月20日予定)	200,000
			9,714,935

# 資料12

## 理容サロンの地震対策・意見の募集結果について

「理容サロンの地震対策・意見募集」について下記の通り選考いたしましたのでご報告申し上げます。

1. 募集期間：6月27日～8月26日
2. 応募作品数：20点
3. 作品審査：8月28日
4. 審査委員： 大森利夫理事長  
寺園洋行副理事長  
早川幹夫副理事長  
湊 正美副理事長
5. 入賞者

### 最優秀賞 結城 幸一（和歌山県）

#### 「理容サロンの地震対策の備えと発生後の対応について」

常日頃からしっかりと地震対策に備えているという方でも「今日大地震が発生しても、正しい対応ができる!」と自信を持って言えるでしょうか?

状況によって対応が異なりますが、いつ揺れに見舞われても身を守ることができるように備えなければなりません。

ここでは理容サロンの地震対策の備えと発生後の対応について考えてみました。

#### ◎日頃の備え

##### ・緊急避難場所の告知

サロン内に緊急避難場所やハザードマップを掲示し、お客様に日頃から周知します。

##### ・避難経路の確保

ドアや通路に障害物がないようにし、来店しているお客様やスタッフの避難経路を常に確保しておきます。停電時用のライトや消火器の位置をあらかじめ把握しておくことも大切です。

##### ・機器の転倒防止対策

倒れる危険性がある機器は、使わない時は壁などに固定したり、キャスターストッパー等で転倒や走り出しを防止できます。

またサロンには多数の商品があるため、棚がある場合は扉ストッパーを取り付けることで商品の飛び出しを防げます。

##### ・店内に閉じ込められた場合の必要な備品

お客様やスタッフが店内に閉じ込められ、身動き出来ない緊急時の対策として以下の備品も準備

しておきましょう。

#### 1.水

飲料水を常備します。

#### 2.非常用トイレ

大人でトイレに行く回数は1日約5~7回と言われています。排泄後ジェル化し始める吸水シート付きトイレ袋を用意します。

#### 3.防災防犯用ホイッスル

軽く吹いても音が届きやすい緊急用ホイッスルをスタッフ全員に配布します。

#### 4.応急手当キット

怪我をした場合に備えて、応急手当キットを用意します。

#### 5.懐中電灯と予備電池

停電時に備えて、LEDの懐中電灯と予備の電池を用意します。

続いて施術中に大地震が発生した際の対応について考えてみましょう。

### ◎発生後の対応

#### 1.カット中

すぐに避難できるようにカット中のお客様には速やかに避難を促します。

#### 2.毛染め中やパーマ施術中

毛染めが付いた状態やパーマ施術中でも頭にタオルを巻いて避難するように指示します。状況によってはタオルを複数枚渡したり、キャップを被ってもらいます。

#### 3.シャンプー中

シャンプー中のお客様には、泡がついた状態でも頭をタオルで覆い、速やかに避難を促します。状況によってはタオルを複数枚渡したり、キャップを被ってもらいます。

サロンではテーブルの下にもぐるなどは難しいので、バックやカバンなどで頭を守り、ショーケースなど倒れやすいものから離れ、いつでも逃げられるようにドアや窓などを開けて出口を確保しましょう。必要に応じて避難誘導します。

巨大地震発生時は揺れが大きく何かをするにも困難を極めますが、平常時からスタッフ全員で定期的に避難訓練を行い、地震対策に備えておくことが身の安全につながります。安全第一で、皆さんが安心して利用できるサロンを目指しましょう。

### 優秀賞

杉野みどり（埼玉県）／八木 一磨（静岡県）／宮城 丈二（兵庫県）

堅田裕見子（和歌山県）／亀岩真奈美（和歌山県）／鳥谷 一弘（鳥取県）

坂東 貢（徳島県）／高野 勝年（熊本県）／田中 敏樹（大分県）／有村 昌作（宮崎県）

（敬称略）

# 資料 1 3

## 議案第 1 号 令和 6 年度上半期事業報告に関する件

〔令和 6 年 4 月 1 日～9 月 30 日〕

事業計画	事業経過概況
<p><b>「総合振興対策関係」</b></p> <p>社会活動の正常化が進み、日本経済は回復基調にあるが、一方で国際情勢の緊迫や世界経済の不透明感等、様々な要因によって物価が高騰。日本経済は厳しい状況にあり、理容業もそのあおりを受けている。</p> <p>そうした中、全国理容連合会では、理容サロンの景気回復を支援すべく、特に本年度は国の補助金等を活用し「デジタル化の推進」や「儲かる業づくり」に焦点を絞って事業の選択と集中を図ることとする。</p> <p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>連合会基本理念である①法令順守・社会参加、②営業支援、③後継者育成に基づき、魅力ある豊かな理容産業創造のための具体的方策を推進する。</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容産業が繁栄するための基本的、専門的な研究を行い、営業支援をはじめとする各種施策を提言する。特に全理連ビルの運営等を検討する「理容業および連合会における将来像に対する検討委員会」や社会問題解決に向けての「ソーシャルビジネス対応委員会」、さらには新たな顧客層を開拓する「社会変化に伴う新営業の推進検討に関する委員会」が、それぞれの内容について研究し提案する。</p>	<p><b>「総合振興対策関係」</b></p> <p>令和 5 年度生活衛生関係営業対策事業（補正予算）として「儲かる業づくり」、令和 6 年度生活衛生関係営業対策事業として「デジ活！ 儲かる塾」を申請し、内示を受けた。</p> <p>効果を高めるため、ボトムアップ（下から上げるニーズ対応）方式での実施としており、各組合で計画された実施計画、予算書に基づいて儲かる業づくりが進められている。</p> <p>1. 総合対策事業の検討推進</p> <p>(1) 連合会基本理念の推進</p> <p>連合会基本理念に基づき、魅力ある豊かな理容産業創造のための具体的方策を各部門と連携し実施した。</p> <p>(2) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営</p> <p>理容総研の取組みについて下記委員会を設置し、研究を行った。</p> <p>■全国理容総合研究所 所長 早川幹夫 ◇将来像検討委員会 委員長 東根清一 委員 山口幸一 小坂 登 福代一成 専門委員 柳田照穂</p> <p>※第 1 回委員会</p> <p>日時 令和 6 年 8 月 1 日（木）午後 2 時 場所 全理連ビル 8 階</p> <p>打合せ事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>第 1 回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会議事録（厚労省公表）について</li><li>その他について</li></ol>

事業計画	事業経過概況
<p>(3) 「儲かる業づくり」の推進</p> <p>物価や人件費の上昇を価格転嫁した適正価格でのサービス提供に向けた、業界内でのリスキング（新しい学び）をはじめ学び直しについても研究して、時代に即した技術の活用法や新サービスに関する動画を作成し、オンライン上でいつでもどこでも学べる環境を提供。売上増に向けた方法として店販の方法なども研究する。</p> <p>(4) 「ヘアなび」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>ヘアサロンオンライン予約システム「ヘアなび」を活用したオンライン予約の普及を図る。さらにグーグルマップ等、店舗検索に広</p>	<p>◇儲かる業づくり推進委員会 委員長 稲葉孝博 委員 坂野隆人 根津英和 後藤辰己 専門委員 伊東明彦</p> <p>※第1回委員会 日時 令和6年8月1日（木）午後2時 場所 全理連ビル8階 打合せ事項 1. 儲かる業づくりについて</p> <p>※第2回委員会 日時 令和6年8月27日（火）午前10時 場所 全理連ビル8階 打合せ事項 1. 全国大会ブース発表について 2. 事例集について</p> <p>(3) 「儲かる業づくり」の推進</p> <p>時代にあった適正価格でのサービス提供、生産性向上に伴う衛生水準の確保、賃上げ・雇用維持等にむけて、ヘアサロンの売れるメニューづくりセミナーを令和5年度生活衛生関係対策事業（令和5年度補正予算）として実施する。</p> <p>実施に向けては、ボトムアップ（下から上げるニーズ対応）方式とするため、各地区・サロンが本当に求める内容、儲かる業につながる内容を検討し、そのテーマを連合会に提出して実施する形とした。国庫補助額は53,987,000円。</p> <p>また各組合等で実施するセミナーと合わせて、連合会主体で成功事例集等の制作を予定しており、その内容を理容総研の儲かる業づくり推進委員会で検討した（8/1、8/27）。</p> <p>(4) 「ヘアなび」等を活用したデジタル化の推進</p> <p>インターネットでのサロン探しが主流となりつつある中で、理容業界も各サロンのホームページを備えて、ネットを通じた情報発信</p>

事業計画	事業経過概況
<p>く使われているサービスへのリンクの貼り方等、「ヘアナビ」サイト、予約システムの効果的な活用方法を研究し、普及を図る。</p> <p>(5) 予算委員会および財政検討打合会の開催 連合会の財政状況について、経費の節減・合理化のための見直し並びに長期的方策を検討する。</p> <p>(6) 協議会長会の開催</p> <p>(7) 全国理容振興会議の運営</p> <p>(8) 行政との連携事業の推進</p> <p>(9) 地球温暖化防止施策の実施</p> <p>(10) 理容ボランティア事業の実施</p> <p>(11) 理容体験学習課外授業プログラム</p>	<p>体制づくりが大切であることから、令和6年度生活衛生関係営業対策事業として「デジ活！儲かる塾」に取り組み、「ヘアナビ」を活用した情報発信体制づくりに向けた実践的セミナーを各組合で開催する。国庫補助額は11,377,000円で、デジタル推進委員会で内容を検討している。</p> <p>(5) 予算委員会および財政検討打合会の開催 令和6年12月4日午後1時より、全理連ビルに於いて予算委員会を開催する予定。</p> <p>(6) 協議会長会の開催 ○協議会長会メンバー (座長) 四国 東崎 幸男(高知県) 北海道 渡辺 界立(北海道) 東北 阿部 忠(宮城県) 関東甲信越 山口 幸一(群馬県) 東海北陸 岩途戸公夫(三重県) 近畿 宮城 丈二(兵庫県) 中国 福代 一成(島根県) 九州 後藤 辰巳(大分県)</p> <p>(7) 全国理容振興会議の運営 詳細については「事業関係」の項参照</p> <p>(8) 行政との連携事業の推進 「理容こども110番の店」事業(「組織関係」の項参照)の見舞金補償制度の継続等、各組合が取り組みやすい環境の構築に努めた。</p> <p>(9) 地球温暖化防止施策の実施 詳細については「文化広報関係」の項参照。</p> <p>(10) 理容ボランティア事業の実施 詳細については「組織関係」の項参照。</p> <p>(11) 理容体験学習課外授業プログラム 平成19年度より開始した同事業は、理容学校入学者増加のために、理容業本来の姿を紹介できる機会として推進しており、組合員の減少傾向の中、後継者対策の重要施策として、若者を理容業に取り込む「理容体験学習課外</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(12) 顧客獲得戦略の推進 訪日外国人客の受け入れ態勢を整えるとともに、併せて今後の日本の人口減少による顧客減少に備え、新たな顧客層の開拓、売上増加につなげ、理容サロンの生産性向上に資することとする。</p> <p>(13) 各種調査の実施と調査結果の刊行（「総務関係」の項参照）</p> <p>(14) ツーペ事業の普及推進「事業関係」の項参照）</p> <p>(15) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> <p>(16) 毛髪相談事業の運営と検討</p> <p>2. 全国的PR事業の実施</p>	<p>授業プログラム」を教育部門、組織部門、青年部等の連携のもと引き続き実施することとし、各組合に実施の協力をお願いした。</p> <p>また、同プログラムの助成金は令和6年度より、1組合あたり一律100,000円（1組合1回限り）に変更した（昨年度までの助成金は、1回あたり100,000円、1組合あたり上限300,000円）。</p> <p>なお、現在までの実施組合は、長野県、滋賀県、奈良県、和歌山県、長崎県の6組合。</p> <p>(12) 顧客獲得戦略の推進 Hair Creation-2025の設定 若い世代の集客メニューの提案、ファッションや音楽（ユースカルチャー）に興味を持つ若い世代を対象としたヘアスタイルづくりに取り組んだ。Hair Creation-2025の設定については「教育」の項参照</p> <p>(13) 各種調査の実施と調査結果の刊行 詳細については「総務関係」の項参照。</p> <p>(14) ツーペ事業の普及推進 詳細については「事業関係」の項参照。</p> <p>(15) 「全国理美容NPO法人」の支援 訪問福祉理容サービス事業の全国的システム化に向けた活動を推進している全国理美容NPO法人を支援するため、9月第二月曜日（本年は9日）に全国的事業となっている「理容ボランティアの日」事業の開催を支援する。 また適宜、訪問福祉理容に関する厚労省課長通知の浸透を図るため、全国理美容NPO法人、理政中央会と連携しながら関係機関に働きかけを行い、訪問福祉理容の充実を図ることとした。 その他、全国理美容NPO法人事業計画に掲げられた事項について事業を実施する。</p> <p>(16) 毛髪相談事業の運営と検討 詳細については「教育関係」の項参照。</p> <p>2. 全国的PR事業の実施</p>



事業計画	事業経過概況
<p>3. 理容師法関係事業の検討推進</p> <p>理容の業権の拡充強化をはかるため、時代の変化に伴う必要な諸方策について検討するとともに、その対応につとめる。</p> <p>(1) 理容師法の改正のあった内容への対応</p> <p>(2) 全国衛生順守運動の推進</p>	<p>(1) テレビPR番組の制作・放映</p> <p>令和6年度テレビPR番組の制作に向けての情報収集、準備作業を行っている。</p> <p>(2) 理容キャラクター・チョコちゃんファミリーキャラクターの活用</p> <p>詳細については「文化広報関係」の項参照。</p> <p>(3) その他関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会ホームページの更新、追加等の管理を行った。</li> </ul> <p>3. 理容師法関係事業の検討推進</p> <p>(1) 理容師法の改正のあった内容への対応</p> <p>「規制改革会議等に対する対応」の項参照</p> <p>(2) 全国衛生順守運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称：パンデミック対応衛生消毒2024</li> <li>・主催：全国理容連合会</li> <li>・実行：各都道府県組合</li> <li>・後援：厚生労働省</li> </ul> <p>(公財) 全国生活衛生営業指導センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨：組合加盟店および訪問理容時の衛生消毒の徹底</li> <li>・運動期間：令和6年9月1日～末日の1カ月間</li> <li>・実施内容</li> </ul> <p>①セミナーの開催</p> <p>各組合および支部ごとに保健所などと連携して、組合員およびその従業員を対象とした衛生消毒セミナーを開催する。セミナー受講者には、「受講修了証」および「修了ステッカー」を交付する。</p> <p>なお、衛生消毒セミナー開催の効果をより向上させるため、組合未加入店への受講呼びかけや(一社)全国生活衛生同業組合中央会が実施する「生活衛生同業組合活動推進月間」と効果的に連携をはかるよう各組合に要請した。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(3) その他</p> <p>4. 生活衛生法運用対策に関する事業の検討推進</p> <p>(1) 適正化基準に関する検討</p> <p>(2) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>(3) 標準営業約款の推進</p>	<p>②アンケートの実施</p> <p>衛生消毒関連についての意識調査をグーグルフォームも用いて行う。連合会ホームページや機関紙『理楽TIMES』でアンケートの実施について呼びかける。</p> <p>③消毒マニュアル「理容店の消毒方法」のレイアウト一新</p> <p>理容師法施行規則に定められた各種消毒方法の同マニュアルのレイアウトを一新し、連合会ホームページ上からダウンロード可能にした。</p> <p>④対内外PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生順守運動の実施について『理楽TIMES』7月号に記事を掲載するとともに、連合会ホームページにも告知し、内外に周知した。</li> <li>・YouTube、SNS等を通じて理容サロンの衛生管理体制を広く社会に周知した。</li> <li>・各組合に組合発行機関紙へ衛生順守運動についての記事掲載を依頼した。また、各組合を通じて、都道府県や市区町村、保健所、指導センター等に、組合加盟店で衛生順守運動を実施していることについてのPRを要請した。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <p>4. 生活衛生法運用対策に関する事業の検討推進</p> <p>(1) 適正化基準に関する検討</p> <p>(2) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>理容業の振興指針（厚生大臣より昭和58年12月20日付官報にて告示）の改訂が令和6年3月21日付け官報にて行われ、現在の実施期間は令和11年3月31日までとなっている。</p> <p>(3) 標準営業約款の推進</p> <p>①令和6年3月末現在の約款登録件数は、16,932件。</p> <p>②(公財)全国生活衛生営業指導センターで</p>

事業計画	事業経過概況
<p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p>	<p>は、令和6年11月の1カ月間を「標準営業約款登録促進月間」として実施する予定。</p> <p>③顧客対策の一環である「全理連クレジットカード加盟店制度」については、全組合員店を対象にカード取扱い加盟店の募集をはかっている。</p> <p>○提携クレジットカード会社  (株)ジェーシービー、三井住友カード(株)、三井住友トラストクラブ(株)、三菱UFJニコス(株)、ユーシーカード(株)、りそなカード(株)</p> <p>5. 生活衛生関係団体との連携による各種施策の検討推進と渉外活動の展開</p> <p>(1) 規制改革会議等に対する対応</p> <p>規制改革・行政改革について、政府は「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」を設置して提案を受け付けているが、理美容関係では「理容師及び美容師の合格による免許証付与並びに名簿の廃止」について個人から提案があり、厚労省では対応しない旨の回答をしている。</p> <p>また、国家戦略特区を活用した「外国人美容師育成事業」については、昨年4月中旬より3名に「特定美容活動」の在留資格が承認され、都内で就労を開始。6月22日に新たに1名の在留資格が付与され、就労を開始しているがその後の情報はない。</p> <p>理美容師制度のあり方については、厚生科学審議会に生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会を設けて6月18日、第1回専門委員会が実施された。</p> <p>○厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会 委員名簿  委員長  芳賀康浩 青山学院大学経営学部教授  委員長代理</p>

事業計画	事業経過概況																						
<p>(2) 理容師法関係</p> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体との活動の推進（「文化広報関係」の項参照）</p>	<p>宮崎孝治 江戸川大学学長 委員 遠藤弘良 公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 大森利夫 全国理容生活衛生同業組合連合会理事長 谷本穎昭 公益社団法人日本理容美容教育センター理事長 内藤由紀子 北里大学医療衛生学部教授 藤田由紀子 学習院大学法学部政治学科教授 藤原國明 全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長 増田悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長 松野玲子 生活協同組合パルシステム東京理事長</p> <p>(五十音順)</p> <p>(2) 理容師法関係</p> <p>◎(公財)理容師美容師試験研修センター 同センターでは、「理容師実技試験モデルウィッグ標準仕様」に基づき下記の10社10商品を適正商品として認定している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>型式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・(株)レジーナ</td> <td>「R-001」</td> </tr> <tr> <td>・(株)ビューラックス</td> <td>「R-002」</td> </tr> <tr> <td>・(株)三矢</td> <td>「R-003」</td> </tr> <tr> <td>・(株)オカセン</td> <td>「R-005」</td> </tr> <tr> <td>・(株)アデランス</td> <td>「R-007」</td> </tr> <tr> <td>・(株)レジーナ</td> <td>「R-008」</td> </tr> <tr> <td>・(有)ロータス</td> <td>「R-009」</td> </tr> <tr> <td>・(株)オカセン</td> <td>「R-010」</td> </tr> <tr> <td>・(株)ユーカリジャパン</td> <td>「R-011」</td> </tr> <tr> <td>・(株)ユーロプレステージ</td> <td>「R-012」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 生活衛生法関係</p> <p>(4) その他関連事項</p> <p>6. 海外関係機関・団体等との活動の推進 詳細については「文化広報関係」の項参照。</p>	会社名	型式番号	・(株)レジーナ	「R-001」	・(株)ビューラックス	「R-002」	・(株)三矢	「R-003」	・(株)オカセン	「R-005」	・(株)アデランス	「R-007」	・(株)レジーナ	「R-008」	・(有)ロータス	「R-009」	・(株)オカセン	「R-010」	・(株)ユーカリジャパン	「R-011」	・(株)ユーロプレステージ	「R-012」
会社名	型式番号																						
・(株)レジーナ	「R-001」																						
・(株)ビューラックス	「R-002」																						
・(株)三矢	「R-003」																						
・(株)オカセン	「R-005」																						
・(株)アデランス	「R-007」																						
・(株)レジーナ	「R-008」																						
・(有)ロータス	「R-009」																						
・(株)オカセン	「R-010」																						
・(株)ユーカリジャパン	「R-011」																						
・(株)ユーロプレステージ	「R-012」																						

事業計画	事業経過概況
<p>「総務関係」</p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の総務関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、業務運営の効率化、合理化等をはかるための諸方策を検討推進する。</p> <p>1. 連合会理事長表彰の実施</p> <p>表彰基準に基づき、業界功労者に対する連合会理事長表彰を行う。</p>	<p>1. 連合会理事長表彰の実施</p> <p>連合会理事長表彰はじめ、下記のとおり各種表彰を行うこととした。</p> <p>(1) 叙勲・褒章</p> <p>令和6年春の叙勲・褒章で、旭日単光章を工藤満次氏（青森県組合副理事長）と野中正（鹿児島県組合副理事長）が、黄綬褒章を武蔵均氏（全理連名誉講師・千葉県組合）が受章した。</p> <p>※注 役職は受章当時。</p> <p>(2) 厚生労働大臣表彰</p> <p>連合会推薦2名、都道府県推薦11名、合計13名の受賞者が決定した。</p> <p>※同表彰は10月25日、ホテルニューオータニ（東京都）において行われる予定（主催：厚生労働省、全国生衛中央会）。</p> <p>(3) 厚生労働省健康・生活衛生局長表彰</p> <p>15名が表彰される予定。</p> <p>※同表彰は10月25日、令和6年度各種表彰式典（於：愛媛県）において行われる予定。</p> <p>(4) 全国生衛中央会理事長表彰</p> <p>連合会推薦8名、都道府県推薦7名、合計15名の受賞者が決定した。</p> <p>※同表彰は10月25日、ホテルニューオータニ（東京都）において行われる予定（主催：厚生労働省、全国生衛中央会）。</p> <p>(5) 連合会理事長表彰</p> <p>組合役員関係65名、職員関係1名、教育関係1名が表彰される予定。</p> <p>※同表彰は10月20日、令和6年度各種表彰式</p>

事業計画	事業経過概況
<p>2. 各種登録制度の実施  連合会役員および評議員（特別評議員含む）・組合役員・組合支部長の登録を行う。</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討  必要に応じ、適宜連合会定款・規程等の見直しを行い、その整備をはかる。</p> <p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備  各種会議等開催の実務を行うとともに、関連資料の収集整備を行う。</p>	<p>典（於：愛媛県）において行われる予定。</p> <p>2. 各種登録制度の実施  (1) 連合会評議員の登録  本年度の連合会評議員109名を、令和6年5月30日付（第190通常総会・評議員会）で登録した。</p> <p>(2) 組合役員・組合支部長の登録  各組合からの届けに基づき登録を行った。  組合役員総数 578名  組合支部長総数 941名</p> <p>3. 連合会定款・規程等の見直しおよび整備の検討  連合会定款、および連合会協議会規程の変更等を検討した。</p> <p>4. 各種会議等開催の実務並びに関連資料の収集整備  各種会議等開催の実務作業を行うとともに、適宜、関連資料の収集整備等に努めた。特に今年度は役員が任期満了となったことから、第190通常総会・同評議員会（R6.5/30）において役員を選任が行われ、理事49名、監事3名が選任された。それに伴い同日、第3回理事会が開催され、正副理事長、常務理事が選任するとともに、第3回常務理事会（R6.6/20）の席上で、理事長より各部門正副委員長の指名があり委嘱書を交付した。  なお、改選にともなう役員の新就任状況は次のとおり。</p> <p>理事長 大森 利夫（愛媛県）  副理事長 寺園 洋行（鹿児島県）  " 早川 幹夫（新潟県）  " 湊 正美（岩手県）  常務理事 財政委員長 山本賢司（栃木県）、総務委員長 小副川浩二（福岡県）、デジタル推進委員長 林 敏也（静岡県）、教育委員長 船津博司（神奈川県）、文化広報委員長 北地一行</p>

事業計画	事業経過概況
	<p>(香川県)、事業委員長 黒沢宣太郎  (青森県)、組織委員長 渡辺界立(北海道)、共済委員長 中村 修(奈良県)、村上良明(福島県)、増田 稔(千葉県)、稲葉 孝博(東京都)、行野欣也(石川県)、東根清一(和歌山県)、吉永和義(山口県)、伊藤博昭(長崎県)</p> <p>理事 小林一之(秋田県)、川田正彦(山形県)、阿部 忠(宮城県)、山口幸一(群馬県)、飯野高嗣(茨城県)、黒須一彦(埼玉県)、奥水一人(山梨県)、小野澤昌志(長野県)、坂野隆人(愛知県)、乾 静雄(岐阜県)、岩造戸公夫(三重県)、小坂 登(富山県)、奥村数馬(福井県)、増田直也(大阪府)、根津英和(京都府)、宇野臣一(滋賀県)、宮城丈二(兵庫県)、中原一郎(岡山県)、岡本幸蔵(広島県)、福代一成(島根県)、戸崎恭一郎(鳥取県)、坂東 貢(徳島県)、東崎幸男(高知県)、飯星英二(熊本県)、山田正光(佐賀県)、後藤辰己(大分県)、林田秀光(宮崎県)、石川カズミ(沖縄県)、吉村則男(理事会推薦)</p> <p>監事 藤田幹雄(北海道)、小野瀬文隆(茨城県)、庄司一生(静岡県)</p> <p>議長 阿部 忠  副議長 中原一郎</p> <p>◎協議会長会</p> <p>※座長 東崎幸男</p> <p>北海道 渡辺界立  東北 阿部 忠  関東甲信越 山口幸一  東海北陸 岩造戸公夫  近畿 宮城丈二  中国 福代一成</p>

事業計画	事業経過概況
	<p>四国 東崎幸男 九州 後藤辰己</p> <p>◎予算委員会</p> <p>委員長 山本 賢司 (財政委員長) 委員 小副川浩二 (総務委員長) " 林 敏也 (デジタル推進委員長) " 船津 博司 (教育委員長) " 北地 一行 (文化広報委員長) " 黒沢宣太郎 (事業委員長) " 渡辺 界立 (組織委員長) " 中村 修 (共済委員長)</p> <p>[各部門委員会委員]</p> <p>◎総務委員会</p> <p>委員長 小副川浩二 (九州・福岡) 副委員長 東根清一 (近畿・和歌山) 委員 山口幸一 (関信越・群馬) " 坂野隆人 (東海北陸・愛知) " 中原一郎 (中国・岡山)</p> <p>◎デジタル推進委員会</p> <p>委員長 林 敏也 (東海北陸・静岡) 委員 宮城丈二 (近畿・兵庫) " 岡本幸蔵 (中国・広島)</p> <p>◎教育委員会</p> <p>委員長 船津博司 (関信越・神奈川) 副委員長 稲葉孝博 (関信越・東京) " 行野欣也 (東海北陸・石川) 委員 川田正彦 (東北・山形) " 飯野高嗣 (関信越・茨城) " 増田直也 (近畿・大阪) " 戸崎恭一郎 (中国・鳥取) " 東崎幸男 (四国・高知) " 石川カズミ (九州・沖縄)</p> <p>◎文化広報委員会</p> <p>委員長 北地一行 (四国・香川) 副委員長 増田 稔 (関信越・千葉) 委員 小林一之 (東北・秋田) " 小坂 登 (東海北陸・富山)</p>



事業計画	事業経過概況
	<p> " 根津英和(近畿・京都)  " 後藤辰己(九州・大分) </p> <p> ◎事業委員会  委員長 黒沢宣太郎(東北・青森)  副委員長 吉永和義(中国・山口)  委 員 輿水一人(関信越・山梨)  " 乾 静雄(東海北陸・岐阜)  " 奥村数馬(近畿・福井)  " 飯星英二(九州・熊本) </p> <p> ◎組織委員会  委員長 渡边界立(北海道・北海道)  副委員長 村上良明(東北・福島)  委 員 小野澤昌志(関信越・長野)  " 岩造戸公夫(東海北陸・三重)  " 福代一成(中国・島根)  " 林田秀光(九州・宮崎)  " 吉村則男(理事会推薦) </p> <p> ◎共済委員会  委員長 中村 修(近畿・奈良)  副委員長 伊藤博昭(九州・長崎)  委 員 阿部 忠(東北・宮城)  " 黒須一彦(関信越・埼玉)  " 宇野臣一(近畿・滋賀)  " 坂東 貢(四国・徳島)  " 山田正光(九州・佐賀) </p> <p> ◎災害見舞金の給付  下記組合の受けた災害が災害救助法の適用となり、被害状況に基づき「災害見舞金給付規程」により災害見舞金を給付した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県組合 (R6. 6/27 令和6年能登半島地震)</li> <li>・富山県組合 (同上)</li> <li>・石川県組合 (同上)</li> </ul> </p> <p> ◎理事研修会  日 時 令和6年9月4日 午前10時  場 所 全理連ビル9階会議室  テーマ 防災講話 </p>

事業計画	事業経過概況
<p>5. 事務処理の合理化の検討推進  連合会事務局の事務処理の合理化をはかるとともに、連合会・各組合間における事務の円滑化をはかるため、適宜事務担当者間の情報・意見の交換等を行う。また、各組合との情報共有と組合員への情報提供を兼ねて、連合会ホームページで、了承、承認された会議資料を掲載する。</p> <p>6. 総務部門委員会の開催</p> <p>7. 総合振興対策に関連する事務作業  (1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営  (2) 協議会長会の開催  全国8協議会の連携による円滑な連合会運営をめざすとともに、時代に即した事業の検討・提案を行う。必要に応じてリモート会議で開催する。  (3) 各種調査の実施と調査結果の刊行  理容業経営実態調査はグーグルフォームで行い、外注から内製化へ移行する。調査結果については、ホームページで発表する。  調査項目については、「基本統計は維持」しつつ「儲かる業づくり」につながる</p>	<p>講師 結城大吾（渋谷消防署 原宿出張所所長）</p> <p>5. 事務処理の合理化の検討推進</p> <p>6. 総務部門委員会の開催  下記のとおり部門委員会を開催した。  日時 令和6年9月4日 午後1時  場所 全理連ビル9階会議室  出席者 各総務部門委員  打合せ事項  1. 儲かる業づくりをめざして  2. 縮小・廃止する事業の検討  3. 連合会事業のデジタル化へ向けて  4. 旅費規程について  5. 理事共助会規程について  6. その他について</p> <p>7. 総合振興対策に関連する事務作業  (1) 全国理容総合研究所（理容総研）の運営  詳細は「総合振興対策関係」の項参照。  (2) 協議会長会の開催  詳細は「総合振興対策関係」の項参照。  (3) 各種調査の実施と調査結果の刊行  経営実態調査の内容を十分に検討し、労働時間等に関する質問項目を追加して令和6年11月～令和7年1月（予定）に実施し、調査結果を各組合に情報提供する。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>質問等、項目を精査する。</p> <p>(4) 「全国理美容NPO法人」の支援</p> <p>(5) ポストコロナへの移行に伴う全国衛生順守運動の推進 「ポストコロナへの移行に伴う対応」をはじめ、「各店舗における衛生消毒」「感染症への対策」など、時宜にかなった適切な内容で衛生消毒講習会を開催する。</p> <p>(6) 振興指針・計画に基づく事業の推進</p> <p>(7) その他、関係機関との連携による調査への協力</p>	<p>(4) 「全国理美容NPO法人」の支援 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p> <p>(5) ポストコロナへの移行に伴う全国衛生順守運動の推進 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p> <p>(6) 振興指針・計画に基づく事業の推進 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p> <p>(7) その他、関係機関との連携による調査への協力 関係官庁・団体等からの調査依頼などについて、適宜協力を行った。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>「教育関係」</p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の教育関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、教育情報の提供をとおして経営、技術の向上、収益力アップをはかるための諸方策を検討推進する。</p> <p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>連合会が行うヘアワールド・ジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度の運用等教育事業の基本施策および教育制度の将来構想に関する事項を教育制度委員会で審議策定し、教育活動の推進をはかることとする。</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>(2) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p> <p>ヘアワールド・ジャパンカップ（全国理容競技大会）、各種講習、講師制度等の運用、各種視聴覚教材の検討推進、Hair Creation—の設定および教育事業推進打合せ等をとおして業界教育の普及につとめ、経営、技術の向上、</p>	<p>1. 業界教育に関する基本施策の検討推進</p> <p>(1) 教育制度委員会の運営</p> <p>令和6年度中に1回開催</p> <p>出席者</p> <p>委員長 船津 博司（教育委員長）</p> <p>副委員長 行野 欣也（教育副委員長）</p> <p>委員 川田 正彦</p> <p>” 飯野 高嗣</p> <p>” 根津 英和</p> <p>” 戸崎恭一郎</p> <p>” 石川カズミ</p> <p>オブザーバー 木下裕章（中央講師会幹事長）</p> <p>審議事項</p> <p>① 全国大会の運営について</p> <p>② 教育制度の基本的構想について</p> <p>③ その他について</p> <p>(2) その他、必要事項の検討</p> <p>2. 教育普及活動の実施</p>

事業計画	事業経過概況
<p>収益力アップをはかるとともに、理容師制度（業務独占）の堅持と進展のため、衛生教育のさらなる推進をはかることとする。</p> <p>(1) ヘアワールド・ジャパンカップ 2024（第76回全国理容競技大会）の開催 理容技術の普及並びに向上を目的とし、広く社会にPRするため、愛媛県組合の実行で開催する。また、ヘアワールド・ジャパンカップ2024として国内外から広く選手を募り国際化を図るとともに、行政の協力を得ながら一体となってローカル色を表した大会とする。なお、事前の選手登録、当日の受付においては、既存のシステム（グーグルフォーム、パスマーケット等）を用いてデジタル化を図る。</p> <p>(2) 第62回技能五輪全国大会への参加 理容、美容をはじめ約40職種の23歳以下の青年技能者が、その技能レベルを競う同大会に連合会推薦選手を参加させることとする。</p> <p>(3) 各種講習の実施 顧客の要望に対応できる技術と売れるサロンスタイルの普及を重点に、全理連中央講師</p>	<p>(1) ヘアワールド・ジャパンカップ 2024（第76回全国理容競技大会）、ウエルカムパーティーの開催 同パーティー・大会の開催（令和6年10月20日、21日）のため、開催実行組合との打合せを下記のとおり行う予定。 打合日 令和6年9月9日、10日 場 所 椿神社、愛媛県武道館、ANAクラウンプラザホテル松山他 出席者 愛媛県組合役員、事務局 打合せ事項 ① 各会場における準備状況について また、大会名・呼称を「ヘアワールド・ジャパンカップ 2024」略称を「ヘアワールド 2024」とすることとした。</p> <p>(2) 第62回技能五輪全国大会への参加 開催期日 令和6年11月22日（金）～11月25日（月）の4日間（競技は23・24日） 開催場所 愛知県（理容は愛知県国際展示場） 上記開催に伴い、当連合会より同大会理容職種役員（下記参照）を選出し、同役員により競技課題等の作成等諸準備作業を行った。なお、各組合より選手を募集し、連合会からは4名が出場予定。 【理容職種役員（全理連推薦）】 ○競技主査 兼 運営委員 兼 競技委員 石黒 知樹（全理連中央講師） ○大会競技委員 花島 和久（全理連名誉講師） 山崎 桂（全理連中央講師） 小栗 達哉（ ” ” ）</p> <p>(3) 各種講習の実施 令和5年度までは各種講習申込等の事務作業は中央理美容専門学校が連合会より受託し</p>

事業計画	事業経過概況																								
<p>等を活用し、次の各種講習を推進していく。リモート講習を活用しやすい仕組みづくりについても引き続き検討を行う。また、組合講習で活用するテキストの内容が古くなったことから、映像を見ながら学べる視聴覚教材にリニューアルし儲かる業づくりへつなげる。さらに収益力アップを図るため、ヘアスタイルにあった粧材やシェービング後の肌のケア用の粧材など消費者の購買意欲を動機づける方法などを講習に盛り込む検討をする。</p> <p>① 組合講習</p>	<p>対応していたが、第1回理事会（R6. 4/24）において受託業務を連合会へ返還されることが了承されたことから、連合会が申込等の事務作業を行うこととなった。</p> <p>他に、組合講習で活用するテキストのリニューアル（パーマ、カラー）が完成したことから各会員へ配布し儲かる業づくりへつなげる。</p> <p>① 組合講習</p> <p>「メンズヘア」「レディスヘア」「ヘアケア」「エステ」「経営」の5項目、①「Hair Creation」、②「イケメンヘア」、③「就活ヘア」、④「フルムーンヘアⅡ」、⑤「シニアレディス4つのベーシック」、⑥「“Re：髪(頭皮)エステティック”」、⑦「究極のシャンプー&amp;シェーブ」、⑧「毛髪と頭皮に関するトラブル対応」、⑨「耳エステ」、⑩「BBエステ」「メンズBBエステ」「BBブライダルエステ」「BB着付け」⑪「訪問福祉理容」、⑫「トレンド活用セミナー」⑬「医療用ウィッグ」の13科目から年1回（R6年度より各組合年2回から1回開催に変更）選択し、次の24組合で開講した。</p> <table border="0"> <tr> <td>青 森 (9/30)</td> <td>山 形 (9/9)</td> </tr> <tr> <td>宮 城 (7/29)</td> <td>福 島 (8/26)</td> </tr> <tr> <td>栃 木 (9/10)</td> <td>新 潟 (7/1)</td> </tr> <tr> <td>山 梨 (9/9)</td> <td>岐 阜 (9/9)</td> </tr> <tr> <td>富 山 (7/29)</td> <td>大 阪 (7/29)</td> </tr> <tr> <td>滋 賀 (9/3)</td> <td>兵 庫 (7/22)</td> </tr> <tr> <td>岡 山 (4/1)</td> <td>広 島 (8/19)</td> </tr> <tr> <td>山 口 (8/5)</td> <td>愛 媛 (7/22)</td> </tr> <tr> <td>高 知 (8/19)</td> <td>福 岡 (9/2)</td> </tr> <tr> <td>熊 本 (6/17)</td> <td>佐 賀 (8/26)</td> </tr> <tr> <td>長 崎 (7/7)</td> <td>大 分 (9/9)</td> </tr> <tr> <td>宮 崎 (7/29)</td> <td>沖 縄 (7/1)</td> </tr> </table>	青 森 (9/30)	山 形 (9/9)	宮 城 (7/29)	福 島 (8/26)	栃 木 (9/10)	新 潟 (7/1)	山 梨 (9/9)	岐 阜 (9/9)	富 山 (7/29)	大 阪 (7/29)	滋 賀 (9/3)	兵 庫 (7/22)	岡 山 (4/1)	広 島 (8/19)	山 口 (8/5)	愛 媛 (7/22)	高 知 (8/19)	福 岡 (9/2)	熊 本 (6/17)	佐 賀 (8/26)	長 崎 (7/7)	大 分 (9/9)	宮 崎 (7/29)	沖 縄 (7/1)
青 森 (9/30)	山 形 (9/9)																								
宮 城 (7/29)	福 島 (8/26)																								
栃 木 (9/10)	新 潟 (7/1)																								
山 梨 (9/9)	岐 阜 (9/9)																								
富 山 (7/29)	大 阪 (7/29)																								
滋 賀 (9/3)	兵 庫 (7/22)																								
岡 山 (4/1)	広 島 (8/19)																								
山 口 (8/5)	愛 媛 (7/22)																								
高 知 (8/19)	福 岡 (9/2)																								
熊 本 (6/17)	佐 賀 (8/26)																								
長 崎 (7/7)	大 分 (9/9)																								
宮 崎 (7/29)	沖 縄 (7/1)																								

事業計画	事業経過概況
<p>② 組合講師認承講習</p> <p>③専修講習指導者研修会</p> <p>④理容専修講習</p> <p>(4) 講師制度の運用</p> <p>講師の認定および講師研修会を行い、講師の充実をはかり教育普及活動を推進する。</p> <p>令和6年度においては新任講師の募集は行わず、組合員数に応じて講師の定員数の見直しの検討をすすめる。</p>	<p>② 組合講師認承講習</p> <p>前年度に引き続き、協議会ごとに開講することとし、本年度の科目は「Hair Creation-2025」として、下記の8協議会において開催され、計354名の組合講師を認承した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道協議会 7/29 19名</li> <li>・東北協議会 9/2 62名</li> <li>・関東甲信越協議会 9/2 14名</li> <li>・東海北陸協議会 7/8 74名</li> <li>・近畿協議会 8/26 64名</li> <li>・中国協議会 7/15 35名</li> <li>・四国協議会 9/2 12名</li> <li>・九州協議会 7/22 74名</li> </ul> <p>③ 専修講習指導者研修会</p> <p>年度1回東京で開催（連続2日間の研修会）は受講者数の低迷により第2回理事会（R6.5/29）において廃止となった。</p> <p>④ 理容専修講習</p> <p>(4) 講師制度の運用</p> <p>令和5年度までは全理連中央講師会事務局は中央理美容専門学校が連合会より受託し対応していたが、第1回理事会（R6.4/24）において中央講師会事務局を連合会へ返還されることが了承されたことから、中央講師会事務局は連合会へ移設された。</p> <p>◎全理連中央講師会総会</p> <p>日時 令和6年5月28日 午後12時30分</p> <p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>出席者数 101名</p> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度事業報告および収支決算報告</li> <li>2. 令和6年度事業計画案および収支予算案</li> <li>3. 会則第19条第4条教科部会改正の件</li> <li>4. 会則第3条講師会事務所移設の件</li> <li>5. 役員（監事・監査）選出の件</li> </ol> <p>◎新任講師募集について</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(5) Hair Creation—2025の設定 理容師ならではの営業支援に直結した技術の普及を目指すことを目的に委員会を設定し、収益力アップのための2025年のHair Creation—研究創作を行い発表することとする。</p> <p>3. 教育事業推進打合会の開催 通常開催およびリモート出席等臨機応変に対応する。</p> <p>4. 教育部門委員会の開催</p>	<p>令和6年度においては新任講師の募集は行わない。</p> <p>(5) Hair Creation—2025の設定 設定委員を委嘱し、設定委員会を次のとおり開催した。Hair Creation—2025の名称は「UNDERSTAND」(アンダースタンド)。 テキスト、ポスター等、デジタルデータをダウンロード方式で製作した。 なお、発表は7月3日にアリミノホールで行われた全理連中央講師会・研修会で行われた。</p> <p>第1回(1/16)、第2回(2/19) 第3回(2/28)、第4回(5/15) 技術動画・スチル撮影: 4/2・3、9・10 出席者 各設定委員</p> <p>◎Hair Creation—2025 設定委員会 委員長 山本 賢司(教育委員長) 委員 木下 裕章(全理連中央講師・チーフ) " 鷲尾 勉( " ・新潟県) " 松下 香苗( " ・神奈川県) " 丸山 一樹( " ・東京都) " 野寄 交右( " ・静岡県) " 松原 智哉( " ・兵庫県) " 坂元 久文( " ・福岡県)</p> <p>3. 教育事業推進打合会の開催 日時 令和6年7月3日午後2時30分 場所 全理連ビル9階会議室 出席者 46組合教育担当役員 リモート2名、欠席1名</p> <p>打合せ事項 ① 令和6年度連合会教育部門の事業推進について ② ヘアワールド・ジャパンカップ 2024(第76回全国理容競技大会)について ③ 各種講習の実施について ④ その他について</p> <p>4. 教育部門委員会の開催</p>



事業計画	事業経過概況
<p>5. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 営業力・競争力の強化を図る営業支援事業の推進</p> <p>(2) 理容総研の営業支援に関する実務作業</p> <p>(3) 毛髪相談事業の運営と検討 全理連ヘア・カウンセラーの有資格者を対象とした、より専門的・実践的な講習（ステップアップ講習）を実施する。</p>	<p>下記のとおり部門委員会を開催した。</p> <p>日時 令和6年9月4日 午後1時</p> <p>場所 全理連ビルB1階東京都組合講堂</p> <p>出席者 各教育部門委員</p> <p>打合せ事項</p> <p>① “儲かる業づくりをめざして”の検討について</p> <p>② 縮小・廃止する事業の検討について</p> <p>③ 令和6年度教育部門事業執行状況について</p> <p>④ 令和7年度教育部門事業計画立案に関する事項について</p> <p>⑤ その他について</p> <p>5. 総合振興対策に関する事務作業</p> <p>(1) 営業力・競争力の強化を図る営業支援事業の推進</p> <p>(2) 理容総研の営業支援に関する実務作業 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p> <p>(3) 「毛髪相談事業」の運営</p> <p>①全理連ヘア・カウンセラー資格認定講習 ヘア・ケア全般の知識修得以外に、ヘッドスパなど営業に直結した内容で最後に筆記試験を行い、合格した者に資格を認定する。連合会主催の講習は東京で令和7年2月17日・18日に開催予定。現在、受講者を募集中。</p> <p>②全理連ヘア・カウンセラーステップアップ講習 ヘアクリニックへのニーズに対応するセミナーとして「全理連ヘア・カウンセラー」の有資格者を対象に連合会主催の講習を東京会場において令和7年3月17日に開催予定。現在、受講者を募集中。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>「文化広報関係」</p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の文化広報関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、各種宣伝活動の実施をとおして理容業のイメージ・アップをはかり、社会的認識を高めるための諸方策を検討推進する。また、関連各種情報の提供をとおして経営、技術等の振興をはかる諸方策を検討推進するとともに、各種文化活動を実施する。</p> <p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>各種マスコミへの対応、および他業種・他企業とのコラボレーション企画等により、理容業のイメージ・アップをはかり、社会的認識を高めるために、対外情報宣伝活動を推進する。</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>機関紙および情報誌の発行、および各種媒体等の活用により、関連各種情報の提供を行い経営、技術等の振興をはかる。</p> <p>① 機関紙「理楽TIMES」の発行</p>	<p>1. 情報宣伝活動の実施</p> <p>(1) 対外情報宣伝活動の実施</p> <p>① マスコミへの対応</p> <p>総合振興対策より示された連合会基本理念の推進策に基づき、理容業のイメージ・アップをはかるため、関連各部門との連携をはかり、各種マスコミからの取材・問い合わせに対応するとともに、理容業界をPRするニュースリリースを適宜送付し、対外宣伝の充実をはかった。</p> <p>② その他、必要事項の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズヘアPR用の顧客向け店頭用ポスターを作成し連合会ホームページ上で配布した。</li> <li>・ホームページの運営管理</li> </ul> <p>(2) 対内情報宣伝活動の実施</p> <p>① 機関紙「理楽TIMES」の発行</p> <p>連合会基本理念推進に関する記事をはじめ</p>

事業計画	事業経過概況
<p>② 情報誌の発行（全国大会特集号）</p> <p>③ 各組合および関係団体への情報の提供</p> <p>④ その他、必要事項の実施</p> <p>2. 各種文化活動の実施</p> <p>理容業における文化的な諸活動をすすめ、情操教育の推進をはかるための諸方策を推進する。</p> <p>(1) 「理容ミュージアム」の運営</p> <p>理容に関する各種資料を収集・展示し、映像と音声による解説によるミュージアムの運営を充実させるとともに、理容の歴史・文化を広く一般にPRし、啓発と意義の浸透をはかる。</p> <p>(2) 「理容遺産」の認定</p> <p>歴史に残る理容の文化遺産を次世代に伝えることを目的とする理容遺産の認定および認定式典の作業を必要に応じて進める。</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催</p>	<p>めとして、連合会の動き、業界を取り巻く諸情勢に関連する記事等を中心とした内容にした。</p> <p>令和6年9月号現在の発行部数は36,500部（贈呈分を除く）。</p> <p>② 情報誌の発行（ヘアワールド'2024特集号）</p> <p>ヘアワールド2024特集号の発行に向けて準備を進めている。</p> <p>③各組合および関係団体への情報の提供</p> <p>連合会基本理念推進に関連する記事をはじめとして、連合会の動き、業界を取り巻く諸情勢の情報提供を適宜行った。</p> <p>④その他、必要事項の実施</p> <p>2. 各種文化活動の実施</p> <p>(1)「理容ミュージアム」の運営</p> <p>各種マスコミからの取材・問い合わせに対応した。</p> <p>(2)「理容遺産」の認定</p> <p>3. 文化広報部門委員会の開催</p> <p>日時 令和6年9月4日 午後1時</p> <p>場所 全理連ビル9階会議室</p> <p>出席者 各文化広報部門委員</p> <p>打合せ事項</p> <p>① 儲かる業づくりをめざして</p> <p>② 事業縮小・廃止する事業の検討</p> <p>③ 令和6年度文化広報部門事業執行状況について</p> <p>④ 令和7年度文化広報部門事業計画立案に関する事項について</p>

事業計画	事業経過概況
<p>4. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 未来を考える地球温暖化防止施策の実施</p> <p>国が進める地球温暖化対策に合わせ、理容業を通しての提案を行い地球温暖化防止に協力する。また、ドライヤーの時間を短くして、手櫛で決まる(持続)「SDGsヘアスタイル」をテーマに近年の猛暑を乗り切る涼しげなヘアスタイルの募集をはじめ、「10年後の理美容業界に求める未来像の意見・提言」「SDGs社会における理美容業のあり方」に関するアイデア募集、脱プラスチックに関する理美容製品の募集を行いその紹介を行う。クールビズ啓発ポスターは頒布せず連合会ホームページで公開する。</p>	<p>⑤ 令和7年度地球温暖化防止施策(クールビズ)について</p> <p>⑥ その他について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業</p> <p>(1) 業界の未来を考える地球温暖化防止施策の実施</p> <p>持続可能な社会、業界の未来像を考えるものとして、10年後の理美容業界に求める未来像の意見・提言と、社会フェーズを捉え、環境負荷軽減をキーワードとした、ドライヤーの時間を短くして、手櫛で決まる(持続)「SDGsヘアスタイル」などの作品を国内外から募集。あわせて、理美容関係商社が取り扱っている脱プラ商品に関する調査を実施した。さらに、「熱中症警戒アラート」が発表された時には、健康に重大な被害が発生する恐れのある子供や高齢者を熱中症から守るため、全国のバーバーサロンを避難場所として提供する社会安全事業「バーバーサロンCOOL SHAR(クールシェア)」をスタート。その内容を5月24日伊藤信太郎環境大臣、環境省の秦康之環境省地球環境局長出席のもと記者発表を行った。他にPRポスター(A4判)を作成し連合会ホームページ上で発表、ダウンロード形式で組合員に配布した。また、「バーバーサロンCOOL SHAR(クールシェア)」のステッカーとリーフレットを作成し、理楽TIMES7月号に同梱し各サロンへ配布した。</p> <p>なお、この事業には厚生労働省、環境省より後援をいただいた。</p> <p>■2024クールビズヘアの募集・発表</p> <p>①募集告知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理楽TIMES」1月号紙上</li> <li>・連合会ホームページ上</li> <li>・全国の理容学校(81校)へ案内を送付</li> <li>・AIPPメンバーへのリリース送信(117媒体)</li> </ul> <p>②募集結果</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間 令和6年3月1日～4月8日</li> <li>・クールビズヘア部門応募作品 130点</li> <li>・10年後の理美容業界に求める未来像の意見・提言 10点</li> </ul> <p>③作品審査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和6年4月25日</li> <li>・審査委員 大森利夫理事長、西堀慎介文化広報委員長、早川幹夫副理事長、寺園洋行副理事長、湊正美副理事長</li> <li>・クールビズヘア部門入賞者 最優秀賞 勝木琢海（新潟県） 優秀賞 Viktoriia Vradii（ウクライナ）</li> <li>入選 野田典宏（埼玉県）、Dennis Pagliawan（フィリピン）、松林亮太（国際文化理容美容専門学校生）</li> <li>・意見・提言入賞者 最優秀賞 原田良太（兵庫県） 優秀賞 浦川政裕（長崎県）</li> </ul> <p>※入賞者には賞状と副賞（最優秀10万円、優秀3万円、入選1万円）を贈呈した。</p> <p>④脱プラ製品に関する調査</p> <p>脱プラ製品を取り扱っている理美容関係商社からサンプル品の提供を受けた。 商社名：イリヤ化学（株）、ウエラジャパン（同）、クラシエホームプロダクツ販売（株）（日理（株））、（株）日本天然物研究所（日理（株））、（株）フィヨーレコスメティクス（滝川（株））、（株）ミルボン</p> <p>※協力商社を代表して（株）滝川に感謝状を贈呈した。</p> <p>⑤入賞作品の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理楽TIMES」7月号紙上</li> <li>・連合会ホームページ上</li> </ul> <p>(2) チョキちゃんファミリーキャラクターの活用</p>

事業計画	事業経過概況
<p>チョコちゃんのファミリーキャラクターを活用し、人々に親しみやすい理容サロンをアピールする。</p> <p>(3) 全国PR事業の実施 理容業のイメージ・アップをはかるため、理容の全国的魅力をアピールする各種PR事業の実施につとめる。</p> <p>① テレビPR番組の制作・放映 ② その他関連事項</p> <p>これまで進めてきた理容PR大使「理容名誉大使」の選考並びに制度の推進につとめる。また、ホームページの連合会管理による迅速な情報提供につとめる。</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動の推進 世界理容美容機構（OMC）およびアジアの理美容関係機関・団体等との交流を行うとともに、2024年世界理容美容技術選手権大会（フランス・パリ）に向けて、日本ナショナルチームの強化のため海外における技術および情報等を収集する。本年は観戦ツアーの募集は行わない。</p>	<p>活用 上半期は着ぐるみの貸し出しはなかった。</p> <p>(3) 全国PR事業の実施 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p> <p>(4) 海外関係機関・団体等との活動</p> <p>(1) アジア各国との理美容技術交流の推進 海外文化交流の推進とヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国理容競技大会）への選手招致に向けて、坊っちゃん刈り・マドンナカット等のセミナーを実施した。</p> <p>期 日：令和6年7月9・10日 開催地：韓国・ソウル市 日本からの参加者：大森 利夫（全理連理事長） 仲山 浩史（全理連中央講師） 随行職員1名</p> <p>1. CE'ATE'（セアテ）理容美容学校セミナー 2. 韓国理容師中央会セミナー 3. 水嶋光一在韓国日本国大使との面談</p> <p>(2) 2024THBA台湾カップへの派遣</p>

事業計画	事業経過概況
	<p>令和6年4月13日、台湾・台北市の国際見本市会場（台北世界貿易センター）において開催された2024THBA台湾カップに日本代表選手団を派遣し、ストリートカット&amp;スタイルで水島稔郎選手が、ロースキンフェードで田中穰選手が金メダルを獲得した。また、ロースキンフェード競技で日本代表が台湾カップを受賞した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストリートカット&amp;スタイル 1位 水島稔郎（静岡） 2位 台湾 3位 台湾</li> <li>・ファッションプロカット 1位 台湾 2位 仲山恵三（静岡） 3位 台湾</li> <li>・ロースキンフェード 1位 田中 穰（北海道） 2位 平野彰敏（福岡） 3位 篠田 隼（佐賀） 4位 平田光政（熊本）</li> </ul> <p>○派遣した関係役員及び選手等</p> <p>団 長 山本 賢司（全理連教育委員長） 選 手 田中 穰（北海道） 仲山 恵三（静岡県） 水島 稔郎（静岡県） 平野 彰敏（福岡県） 平田 光政（熊本県） 篠田 隼（佐賀県）</p> <p>随行職員 1名</p> <p>(3) 全理連ナショナルチームの運営</p> <p>2024全理連ナショナルチームは、2024パリ世界大会（世界理容美容技術選手権大会・令和6年10月13～14日）において、日本選手が上位入賞を果たすために編成され合同トレーニングを行った。</p> <p>○トレーニング</p> <p>期 日 令和6年4月15・16日（第3回） 5月20・21日（第4回）</p>

事業計画	事業経過概況
	<p>6月17・18日(第5回)  7月22・23日(第6回)  8月19・20日(第7回)  9月15・16日(第8回)</p> <p>場 所 全理連ビル(東京都渋谷区)</p> <p>(4) 2024パリ世界大会への派遣  (5) 各種会議への参加</p>



事業計画	事業経過概況
<p><b>「事業関係」</b></p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうち事業関係にかかる業務並びに各種継続事業の推進につとめるとともに、全理連ビル運営の健全化をはかるための方策を検討推進する。</p> <p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>建築後58年を経過した全理連ビルの健全な管理運営をはかるため、各種点検を行い、適宜工事等を行う。また、全理連ビルに関する情報収集および建物や設備の劣化状態の確認を行う。</p> <p>各テナントの契約更新時には、契約形態を普通賃貸契約から定期借家契約へと移行していく。さらに、テナントの賃貸料などについては周辺の家賃相場を調査して坪単価の値上げ交渉を進める。</p>	<p>1. 全理連ビルの運営</p> <p>(1)ビル運営関係</p> <p>全理連ビルの健全な管理運営をはかるため、下記のとおり諸設備・施設の整備保守につとめた。</p> <p><b>【主なもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4階テナント内避難誘導灯移設工事 (R6. 4/8)</li> <li>・ 1階駐車場出入口 (1台)、カーリフトシャフト内 (1台)、2～6、8階防犯カメラの増設・入れ替え (R6. 4/23)</li> <li>・ 2、5階男子トイレ小便器部品交換工事 (R6. 5/8、R6. 7/13)</li> <li>・ カーリフト地震感知器部品交換 (R6. 6/28)</li> <li>・ 3階共用部EV前エアコン部品交換修理 (R6. 7/8)</li> <li>・ 1階共用部廊下・EVホール床洗浄 (R6. 9/10 予定)</li> <li>・ 各階防火扉 (B 2～9 F) 部品取替工事 (R6. 9月上旬予定)</li> <li>・ 屋上消火水槽配管、各階消火栓弁交換 (R6. 10月頃予定)</li> </ul> <p>※ <b>【防災・減災対策について】</b></p> <p>大地震が起こった際、8階事務局の書類棚が倒れないよう突っ張り棒で押さえるなど、対策を進めている。</p> <p>(2)テナント関係</p> <p>8月31日現在、全室入居している。</p> <p>各テナントの家賃について、令和6年4月1日より坪単価18,500円になるように家賃</p>

事業計画	事業経過概況
	<p>の値上げを交渉している。</p> <p>2階の(株)アイ・アイ・ピー金沢は、この値上げに同意し、契約を交わしたが、令和6年9月末日に退去することとなり、現在は原状回復工事中である。</p> <p>3、4、6階のRepro(株)は、交渉が難航し、一時は先方の顧問弁護士が連絡窓口となったが、それぞれのフロアの契約更新時の6ヵ月前に協議し、交渉を継続中である。</p> <p>2、5階の辻・本郷税理士法人は、それぞれのフロアの契約更新時に家賃の値上げを協議し、2階の79.87坪部分の家賃を7月16日より坪単価16,000円から18,500円に、2階の29.35坪部分の共益費を、10月1日より坪単価1,500円から2,000円に増額改定の契約を交わした。</p> <p>2階の(株)アイ・アイ・ピー金沢の退去後の入居テナント(47.08坪)は、辻・本郷税理士法人に決まり、家賃は坪単価18,500円、共益費は坪単価3,000円とし、契約形態は普通賃貸借契約から定期借家契約への切り替えに同意し、契約締結予定である。</p> <p>1階の(株)セブンイレブン・ジャパンは、契約書上、3年毎に賃料の増減を請求できるとしており、今年度は家賃の増額請求が出来ない期間のため、共益費の増額改訂を交渉中である。</p> <p>また、1階の日本マクドナルド(株)の事務所(6.35坪)は、現状の家賃を据え置き、契約形態を普通賃貸借契約から定期借家契約への契約形態への移行が完了した。</p> <p>(3) 7階宿泊施設関係</p> <p>運営委託会社(太平ビルサービス(株))と連携をとり、代々木の宿の健全な運営につとめている。</p> <p>【主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室(5号室)テレビ入れ替え(R6.7/17)</li> </ul>

事業計画	事業経過概況
<p>2. 理容関連用品等の推薦事業の実施 理容サロンの経営の安定と生活の向上に資するための商品開発や、理容関連用品等の推薦事業を実施する。</p> <p>3. 書籍、刊行物等の販売 理容サロンの経営、技術の向上をはかるための各種書籍および刊行物等を販売する。また、理容業用帳簿や日報のデジタル化商品の開発を検討する。</p> <p>4. 福利厚生制度の充実・運営</p>	<p>・エアコンフィルター清掃(R6. 8/4、8/9) ・受付前の避難誘導灯交換(R6. 9月下旬予定)</p> <p>※【防災・減災対策について】 防災上、避難経路を確保するため、エレベーター前の備品(植木・姿見など)を移動した。また、避難経路が分かるよう全てのお客様に避難経路図を手渡すことや、ロビーや廊下に避難経路図を掲示した。</p> <p>(4) 9階貸会議室関係 8月31日までの貸会議室の利用状況などは、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用件数 182件</li> <li>・売上額 9,834,100円</li> <li>・稼働率 47.8%</li> </ul> <p>なお、貸会議室の電話予約を簡素化するため、空き状況をリアルタイムで確認できるオンライン予約システム(株式会社セレクトタイプ提供)を導入している。</p> <p>また、貸会議室収入を増加させるため、Google Mapやインターネットサイト(2社に掲載中:貸会議室ドットコム、スペースマーケット)を活用している。</p> <p>2. 理容関連用品等の推薦事業の実施 現在推薦している商品は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「千喜万寿・如意ピン」大日ヘルシーフーズ㈱</li> <li>・「胎毛筆」(株)光文堂</li> <li>・「シェービングブラシ消毒管理システム」(株)光文堂</li> <li>・「ANKAエタノール消毒器」全理商連</li> </ul> <p>3. 書籍、刊行物等の販売 8月31日現在における書籍・刊行物等の販売状況は、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理容業用帳簿 26冊</li> <li>・営業日報 88冊</li> <li>・全理連バッチ 164個 (内訳:裄77個、タック58個、新タック29個)</li> </ul> <p>4. 福利厚生事業の充実・運営</p>

事業計画	事業経過概況
<p>組合員のための福利厚生事業の一環として、制度の充実をはかりPRを行う。</p> <p>(1)指定旅館友の会制度の充実</p>	<p>(1)指定旅館友の会制度の充実</p> <p>8月31日現在の全国の指定旅館は23会員である。令和4年度より、会員数増加を目指し、入会キャンペーンを実施中である。キャンペーン期間中は、入会金を通常20,000円を無料にし、年会費は15,000円を3,000円としている。令和6年度は、愛媛県から2件の推薦があり入会した。</p> <p>◎各種会議等の開催</p> <p>○監査会</p> <p>日時 令和6年4月25日 午前10時</p> <p>監査内容</p> <p>①令和5年度事業報告について</p> <p>②令和5年度収支決算書について</p> <p>③財産目録について</p> <p>※監事(旅館側) 小山 雅豊 (連合会側) 小副川 浩二</p> <p>○第1回企画委員会</p> <p>日時 令和6年4月25日 午前11時</p> <p>打合せ事項</p> <p>友の会通常総会(書面)議案について</p> <p>①令和5年度事業報告承認の件</p> <p>②令和5年度収支決算承認の件</p> <p>③令和6年度事業計画(案)承認の件</p> <p>④令和6年度収支予算(案)承認の件</p> <p>※企画委員</p> <p>(旅館側) 橘 直樹、小山 雅豊 (連合会側) 阿部 忠</p> <p>○第2回企画委員会(書面)</p> <p>日時 令和6年7月5日送付</p> <p>打合せ事項</p> <p>新規入会希望ホテルの審査について</p> <p>○第3回企画委員会(書面)</p> <p>日時 令和6年8月7日送付</p> <p>打合せ事項</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(2) 葬儀支援サービス 委託先：(株)全国儀式サービス 家族葬について検討、推進を行う。</p> <p>5. 事業部門委員会の開催</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 理容器具商組合および関連企業との積極的な連携をはかり、理容サロンの経営の向上に資するための方策を推進する。 (2) ツーペ事業の普及推進</p>	<p>新規入会希望ホテルの審査について ○第50通常総会（書面） 日時 令和6年6月28日 附議事項 ※全事項承認 ① 令和5年度事業報告承認の件 ② 令和5年度収支決算承認の件 ③ 令和6年度事業計画(案)承認の件 ④ 令和6年度収支予算(案)承認の件</p> <p>(2) 葬儀支援サービス 委託先：(株)全国儀式サービス 8月31日現在の利用状況は、4件（青森県、山形県、神奈川県、三重県）である。</p> <p>5. 事業部門委員会の開催 日時 令和6年9月4日 午後1時 場所 全理連ビル8階 出席者 各事業部門委員 打合せ事項 ① 儲かる業づくりを目指して ② 縮小・廃止する事業の検討 ③ 令和6年度上半期事業部門事業執行状況について ④ 令和7年度事業部門事業計画立案に関する事項について ⑤ 全理連ビルについて ⑥ その他について</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 全国理容振興会議の運営 (2) ツーペ事業の普及推進 組合員の経営安定をはかる一環として、アイシャルサプライ等々の企業との連携により、ツーペ事業の普及推進につとめた。社会貢献事業として実施している「医療用ウィング」については、組合講習科目として普及をはかった。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>「組織関係」</p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業の組織関係にかかる業務並びに各種事業の推進につとめるとともに、組織強化のための諸方策を検討推進する。</p> <p>連合会、47都道府県組合の体制強化の礎となる組合加入の推進については、全理商連との連携事業を本年度も引き続き注力していくこととする。</p> <p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p>	<p>1. 組織体制強化の検討推進</p> <p>(1) 組織強化対策協議会の開催および組織強化運動の実施</p> <p>今年度は経済力向上に向けて、組合の活性化を図るとともに、未加入サロンへ組合加入の働きかけを行う協力を器具商団体に依頼し、新規組合員を獲得した器具商には新規加入1店につき1万円の協力金を、新規組合員を獲得した支部には加入奨励金として1万円を支給するほか、新規加入5～9サロンにつき5万円、10サロン以上の場合10万円の特別報奨金を、組合経由で支給することとした。加入促進にむけては、組合加入促進用ツールとしてPR用情報紙『代々木の窓から』を活用し、日本政策金融公庫各支店や全国理容用品商組合連合会加盟のディーラーの協力を得ながら、各組合において「経済力向上への組合加入キャンペーン」を実施している（実施期間は令和6年4月～同7年3月）。</p> <p>○組織強化対策協議会委員</p> <p>委員長 渡辺 界立</p> <p>副委員長 村上 良明</p> <p>委員 小林 一之</p> <p>” 小野澤昌志</p> <p>” 奥村 数馬</p> <p>” 福代 一成</p> <p>” 林田 秀光</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な推進</p> <p>各地域における「衛生消毒講習会」等の活動や、全国生衛中央会の「生活衛生同業組合活動推進月間」等、関係機関とも連携し、平成23年から25年に発出された厚生労働省課長通知や組合加入促進物等も有効に活かしながら、組合員の脱退防止や未加入店の加入促進に資する活動をさらに推進する。</p> <p>(3) 組合員増加策等の検討</p> <p>組織部門関係会議で組合員の脱退防止や未加入店の加入促進など、組合員の増加に資する諸方策を検討・実行する。令和4年度に実施した組合員、後継者の年齢構成等基礎調査を活用しながら、組織強化運動の実施案を検討・実行する。</p> <p>(4) 「理容こども110番の店」制度の維持・継続</p> <p>地域の安全を守るために取り組んでいる「理容こども110番の店」制度の維持・継続をはかり、地域への貢献につとめる。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入検討の推進</p> <p>後継者層をはじめとするサロン従業員の集まりであるジュニアパートナー制度について、「ジュニアパートナーに関する規約」を作成し、各組合において導入を推進する。早期からの組合事業への参加を促し、後継者育成につとめる。</p> <p>2. 組織活動の指導推進</p> <p>(1) 理容2024メッセージ全国大会 予算状況を鑑み、開催しない。</p> <p>(2) 2024年理容業界振興論文 予算状況を鑑み、募集を行わない。</p>	<p>(2) 「衛生消毒講習会」「生活衛生同業組合活動推進月間」等との連携による組織強化活動の積極的な推進</p> <p>「衛生消毒講習会」や全国生衛中央会の「生活衛生同業組合活動推進月間」等、関係機関とも連携し、厚生労働省課長通知も有効に活かしながら、組合員の脱退防止や未加入店の加入促進に資する活動をさらに推進する。本年度は特に、業界全体の衛生水準の向上に向けて、衛生消毒講習会への非組合員の参加を推進し、あわせて組合加入促進をはかる。</p> <p>(3) 組合員増加策等の検討</p> <p>組織部門委員会、組織強化対策協議会で諸方策を検討予定。</p> <p>(4) 「理容こども110番の店」制度の維持・継続</p> <p>万が一組合員店が被害を受けた場合の補償として、損害保険会社と「見舞金補償制度」の保険契約（1年ごとの契約）を結んでいるが、本年度も連合会が保険料を負担し、全組合員店分の契約更新手続きを行う。</p> <p>(5) ジュニアパートナー制度の各組合における導入検討の推進</p> <p>各組合からジュニアパートナー代表者1名の登録を依頼しているほか、組織部門委員会、組織強化対策協議会で推進策を検討予定。</p> <p>2. 組織活動の指導推進</p> <p>(1) 理容2024メッセージ全国大会 予算状況を鑑み、開催しない。</p> <p>(2) 2024年理容業界振興論文 予算状況を鑑み、募集を行わない。</p>

事業計画	事業経過概況
<p>(3) 女性部および青年部の会議開催への支援 協議会単位で開催する女性部および青年部の会議開催費用の一部を助成する。なお、活動の共通テーマを「物価上昇に伴う、儲かる業づくりの推進」「後継者育成」「組合加入・共済加入」「女性理容師活躍メニューの促進」「ジュニアパートナー制度導入の検討」とし、積極的な活動を要請することとする。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施 有償化をめざして実施する訪問福祉理容をはじめ理容ボランティア活動のあり方についても検討する。各組合への助成は予算状況を鑑み、行わない。 (2) 標準営業約款の推進 YouTube等動画サイトを活用して標準営業約款（Sマーク）の周知・普及につとめる。</p>	<p>(3) 女性部および青年部の会議開催への支援 7月1日付けで各組合に文書を送付し、会議開催費用の助成について案内した。</p> <p>◎女性部会議 ・北海道協議会 4/15開催(20,000円を助成) ・東北協議会 6/16開催(120,000円を助成) ・四国協議会 7/15開催(80,000円を助成)</p> <p>◎青年部会議 ・北海道協議会 4/15開催(20,000円を助成) ・東北協議会 6/16開催(120,000円を助成) また、青年部・女性部の連携した活動に活用する目的で最新の青年部女性部代表者名簿を作成した。</p> <p>3. 組織部門委員会の開催 下記のとおり部門委員会を開催した。 日時 令和6年9月4日 午後1時 場所 全理連ビル9階会議室 出席者 各組織部門委員 打合せ事項 1. 儲かる業づくりをめざして 2. 縮小・廃止する事業の検討 3. ジュニアパートナー制度について 4. 組織強化推進策について 5. その他について</p> <p>4. 総合振興対策に関連する事務作業 (1) 理容ボランティア事業の実施 各組合への助成は行わないが、「理容ボランティアの日」(毎年9月の第2月曜日)の実施状況について報告依頼文書を送付した。 (2) 標準営業約款の推進 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p>



事業計画	事業経過概況
<p><b>「共済関係」</b></p> <p>令和6年度における連合会事業計画の基本方針に基づき、総合振興対策および関連各部門との連携事業のうち共済関係にかかる業務の推進につとめるとともに、新規加入者の獲得、既加入者の増口加入をはかるため、委託保険会社の協力を得ながら組合員や従業員およびその家族に加入促進を積極的に行う。また、既加入者の脱退防止策について検討を行うこととする。</p> <p>連合会の健全財政の礎となる共済加入の推進については、これまで実施した取り組み状況等を踏まえ、今後の方策を検討しつつ、本年度も加入促進に注力していく。</p> <p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) PR活動の実施</p> <p>組合員および従業員に共済制度を周知するため、適宜PR活動を実施する。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>共済制度への加入促進をはかるため、より効果的な促進方策を検討するとともに、具体的な実施作業を行うこととする。</p> <p>(3) 加入促進運動の実施</p> <p>各共済制度への加入促進を行うため、期間を定めた加入促進運動を実施する。</p> <p>2. 共済管理システムの保守</p> <p>共済管理システムを改善し、業務をオンラ</p>	<p>7月1日現在の各共済加入状況</p> <p>(1) 火災共済 17,979件</p> <p>(2) 団体生命共済</p> <p>    小型制度 12,288人、27,589口</p> <p>    大型制度 39人</p> <p>    こども特約 359口</p> <p>(3) 年金共済 844人</p> <p>(4) 賠償責任補償共済 34,992件</p> <p>(5) 療養補償共済</p> <p>    所得補償コース 6,352人、14,140口</p> <p>    医療補償コース 2,978人</p> <p>事務手数料の各組合への支払い</p> <p>    上半期分は令和6年9月末日、下半期分は令和7年3月に支払う予定。</p> <p>1. 各種施策の実施</p> <p>(1) PR活動の実施</p> <p>    ①機関紙活用によるPR活動の実施</p> <p>        機関紙「理楽TIMES」への掲載はない。</p> <p>    ②その他必要なPRの実施</p> <p>        ・各共済制度の周知徹底をはかるため、共済の制度内容をまとめた加入促進用パンフレットを各組合に配布した。</p> <p>        ・ガイドブック(PDF)を作成し、ホームページに掲載予定である。</p> <p>(2) 加入促進方策の検討と実施</p> <p>    組合独自の共済加入促進事業として、新規加入者の獲得、既加入者の増口加入や脱退防止に繋がるような企画を計画していただく。</p> <p>(3) 加入促進運動の実施</p> <p>    団体生命(小型)、療養補償(所得・医療)の3つの共済を重点共済とし、4月1日より11月末日までの8カ月間にわたり加入促進運動を実施中。</p> <p>2. 共済管理システムの保守</p> <p>    共済管理システムを改善し、事務処理の合理</p>

事業計画	事業経過概況
<p>インで事務処理をし、管理の合理化・簡素化を検討する。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 加入者がオンライン上で加入・脱退等の申請ができるシステムを検討し、共済事務の合理化・簡素化を推進する。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討推進 共済制度検討委員会を開催し、各共済制度の健全運営をはかりながら、制度改善の諸方策について検討推進する。特に団体生命共済の推進策および各共済制度の既加入者の脱退防止策につとめる。</p> <p>5. 共済部門委員会の開催</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業</p>	<p>化を図った。</p> <p>3. デジタル化による事務処理簡素化の検討 共済事務簡素化のため、複写式の申込書を随時PDFへ移行中である。</p> <p>4. 制度改善の諸方策の検討推進 共済制度検討委員会を行う予定。 日時 令和6年9月4日 午後2時 場所 全理連ビル8階会議室 出席者 共済検討委員 打合せ事項 (1) 生命保険会社の加入促進運動取り組み姿勢について (2) 団体生命共済大型制度の現状について (3) 令和7年度共済加入促進運動の実施について(案) (4) その他について</p> <p>5. 共済部門委員会の開催 日時 令和6年9月4日 午後1時 場所 全理連ビル8階会議室 出席者 共済部門委員 打合せ事項 ① 儲かる業づくりを目指して ② 縮小・廃止する事業の検討 ③ 令和6年度上半期共済部門事業執行状況について ④ 令和7年度共済部門事業計画立案に関する事項について ⑤ その他について</p> <p>6. 総合振興対策に関連する事務作業 詳細は「総合振興対策関係」の項参照。</p>

# 資料14

## 令和6年度各種表彰式典の運営について

1. 日 時 令和6年10月20日(日) 午後1時

2. 場 所 ANA クラウンプラザホテル松山 4階「ダイヤモンドボールルーム」

3. 表彰式典の運営について

(1)厚生労働省健康・生活衛生局長表彰 (受賞者 15名、贈呈者：厚生労働省生活衛生課長)

受賞者全員の氏名を読み上げ、前に並んでいただき、生活衛生課長が受賞者の代表者に表彰状・楯を授与する(欠席の場合は代理者に並んでいただくので、事前に代理者を決めておいていただくこととする)。

(2)退任役員感謝状贈呈 (対象者 15名、贈呈者：理事長)

出席者の氏名を読み上げ、前に並んでいただき、理事長が受彰者の代表者に感謝状・記念品を授与する(欠席者については、表彰者名簿をもって代える)。

(3)全国理容連合会理事長表彰 (贈呈者：理事長)

出席者の氏名を読み上げ、前に並んでいただき、理事長が受賞者の代表者に表彰状・記念品を授与する(欠席者については、表彰者名簿をもって代える)。

(4)教育功労者顕彰(受彰者 2名、贈呈者：理事長)

氏名を読み上げ前列に並んでいただき、理事長が表彰状・メダルを交付する。

4. 表彰状並びに記念品等の取り扱いについて

当日の欠席者の各種表彰状・記念品は、表彰式典終了後、連合会より所属組合に送付する。

# 資料15

令和6年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者について

◎厚生労働省健康・生活衛生局長表彰候補者（15名）

東北協議会	たまやま 玉山	てるお 輝穂	(岩手県組合副理事長)
	おの 小野	ゆきお 幸夫	(宮城県組合常務理事)
関東甲信越協議会	かねこ 金子	あきら 晃	(茨城県組合常務理事)
	いとう 伊藤	みさお 三佐夫	(千葉県組合理事)
	うえだ 上田	ひろし 博	(山梨県組合理事)
	こばやし 小林	そうきち 宗吉	(東京都組合理事)
東海北陸協議会	まつうら 松浦	ひろし 宏司	(静岡県組合常任理事)
	おか 岡	きよただ 清忠	(三重県組合理事)
	まつお 松尾	かつのぶ 克夫	(富山県組合理事)
近畿協議会	きむら 木村	ひろし 洋士	(滋賀県組合常任理事)
	なかい 中井	たかや 隆也	(和歌山県組合理事)
中国協議会	かわむら 川村	さとし 哲司	(広島県組合常任理事)
四国協議会	ふじた 藤田	しんじ 真二	(愛媛県組合常任理事)
九州協議会	たかき 高木	のぶゆき 信之	(評議員、福岡県組合副理事長)
	ふくみね 福嶺	まさはる 雅春	(沖縄県組合理事)

注1. 敬称略。

注2. 役職は令和6年4月1日現在。

# 資料16 差替資料

令和6年度全国理容連合会理事長表彰候補者について

## 1. 組合役員関係 (65名)

北海道	◎兒玉 哲一 (副理事長)	志田 和久 (理事)
青森	◎中里 育生 (理事)	宮木 由仁 (理事)
秋田	真崎 智一 (理事)	
山形	齋藤 明美 (理事)	
岩手	◎佐藤 憲弘 (監事)	佐々木俊夫 (理事)
宮城	五十嵐健一 (支部長)	
福島	伊藤 淳 (理事)	
群馬	今井 勇 (元理事)	
栃木	遠藤 宏 (常務理事)	
新潟	田中 和弘 (理事)	
茨城	◎細谷 和夫 (理事)	山野邊 篤 (理事)
千葉	◎川名 正一 (理事)	滝口 敏之 (常任理事)
	武藏 均 (常任理事)	
神奈川	◎佐藤 和廣 (理事)	新井 清志 (理事)
	黒澤 保 (理事)	
埼玉	入曾 一夫 (理事)	根岸 健治 (理事)
山梨	加室 光人 (支部長)	
東京	◎矢尾板直樹 (常任理事)	高橋 智恵 (理事)
	松壽 昇 (理事)	
長野	小池 望 (代表監事)	
静岡	竹内 康弘 (理事)	
愛知	◎伊藤 健一 (理事)	澤田 克彦 (理事)
	山下 展孝 (理事)	
岐阜	日比 久之 (理事)	
三重	山口 泰男 (副支部長)	
富山	◎梧桐 雄介 (教育理事)	中村 弘之 (理事)
福井	田野 收一 (支部長)	
大阪	◎増田 直也 (理事長)	林 寿郎 (理事)
	西村 幸久 (理事)	
京都	吉河 裕二 (支部長)	
滋賀	上村 武史 (常任理事)	
奈良	◎山岡 節男 (常任理事)	山内 明 (理事)

和歌山	結城 幸一 (常任理事)	
兵庫	遠山 武志 (理事)	
岡山	川上 百仁 (支部総代)	
広島	小野田 勉 (監事)	
山口	安藤 裕通 (理事)	
島根	曾田 誠 (常任理事)	
鳥取	◎田食 勝一 (理事)	氏 香織 (理事)
香川	森 昭人 (常務理事)	
徳島	井沢 秀一 (支部役員)	
愛媛	◎新山 登 (監事)	近藤 孝幸 (議長団)
高知	大隅 猛 (理事)	
福岡	有田 賢志 (理事)	
熊本	伊藤 英紀 (常任理事)	
鹿児島	植木 清幸 (支部役員)	
佐賀	伊佐 一正 (理事)	
長崎	小瀬良直人 (理事)	
大分	◎吉田 実 (理事)	
宮崎	柳田 浩二 (理事)	
沖縄	◎宮城 彰太 (理事)	

2. 職員関係 (1名)

越智 緑里 (北海道)

3. 教育関係 (1名)

町田 典一 (全理連名誉講師)

注1. ◎は協議会推薦。敬称略。順不同。

注2. 役職は各組合、各協議会からの推薦時現在。

# 資料17

## 「講師旅費・謝礼支給基準」の一部改訂（案）について

これまで全理連中央講師が出講した場合の旅費・謝礼支給基準の雑交通費は、「空港あるいは駅までの雑交通費として鉄道使用の場合は、5,000円、航空機使用の場合は7,000円を支給する。」となっておりますが、連合会規程の旅費支給基準の3（4）雑交通費では、「航空機使用の場合」の雑交通費の支給は無いことから、下記のとおり連合会規程と統一いたしたくご提案申し上げます。

### 記

#### 講師旅費・謝礼支給基準（抜粋）

現 行	改 訂 案
<p>6 その他</p> <p>空港あるいは駅までの雑交通費として鉄道使用の場合は、5,000円、航空機使用の場合は7,000円を支給する。</p>	<p>6 <u>雑交通費</u></p> <p><u>その他の実費として5,000円を支給する。</u></p> <p><u>附 則（第5次改正 雑交通費）</u></p> <p><u>この規程は、令和6年〇月〇日より施行する。</u></p>

# 資料18

## 大会名称・呼称について

10月21日実施する全国大会の呼称について言葉・文字の正式名称を、下記のとおりご提案申し上げます。

### 記

ヘアワールド・ジャパンカップ 2024（第76回全国理容競技大会）

—略称・ヘアワールド2024—



JAPAN BARBER CHAMPIONSHIP 2024

日本の技  
今ここで  
解き放て



KAMI WAZA

THE 76th  
JAPAN BARBER  
CHAMPIONSHIP  
in EHIME

ASIA ONE

ヘアワールド  
ジャパンカップ 2024

(第76回 全国理容競技大会)

2024年(令和6年)10月20日、21日

ANAクラウンプラザホテル松山

愛媛県武道館



JO BARBER

うみなみ まちなみ しまなみ やまなみ おてなみ

■主催：全国理容生活衛生同業組合連合会 ■主管：全理連四国協議会 ■実行：愛媛県理容生活衛生同業組合  
■後援：厚生労働省、外務省、愛媛県、松山市、愛媛新聞社、南海放送、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛朝日テレビ、愛媛CATV  
■協賛：タカラベルモント株式会社、株式会社アデランス

# 資料19

## ヘアワールド・ジャパンカップ2024選手(決定)数

8月29日

地区	項目 県別	選手申込数					合計
		第1部門	第2部門	第3部門	第4部門	第5部門	
東 北	北海道	2	2	2	1	0	7
	青森	0	0	0	0	0	0
	秋田	0	0	1	0	0	1
	山形	2	1	0	1	0	4
	岩手	1	1	2	0	1	5
	宮城	1	0	1	0	0	2
	福島	2	0	2	1	0	5
関 東 甲 信 越	群馬	1	0	1	0	0	2
	栃木	0	0	1	0	0	1
	新潟	2	1	2	1	0	6
	茨城	0	1	1	0	0	2
	千葉	1	3	2	0	0	6
	神奈川	2	1	2	1	0	6
	埼玉	3	1	1	0	1	6
	山梨	0	0	0	0	0	0
	東京	5	5	5	1	0	16
東 海 北 陸	長野	1	0	1	0	0	2
	静岡	1	0	2	1	1	5
	愛知	3	2	4	0	0	9
	岐阜	1	0	0	0	0	1
	三重	1	0	0	0	0	1
	石川	1	1	1	0	0	3
近 畿	富山	1	2	1	0	0	4
	福井	0	0	1	0	0	1
	大阪	4	3	4	0	1	12
	京都	2	0	2	0	1	5
	滋賀	0	0	0	0	0	0
	奈良	0	0	1	0	0	1
	和歌山	0	0	0	0	0	0
中 国	兵庫	2	0	3	0	0	5
	岡山	1	1	2	0	0	4
	広島	0	1	1	1	0	3
	山口	0	1	0	0	0	1
	島根	2	0	0	1	0	3
四 国	鳥取	0	0	0	0	0	0
	香川	2	1	0	1	1	5
	徳島	1	0	0	1	0	2
	愛媛	3	0	1	1	0	5
九 州	高知	2	0	0	0	0	2
	福岡	3	3	3	0	0	9
	熊本	1	1	1	0	0	3
	鹿児島	1	1	1	1	0	4
	佐賀	1	1	1	0	0	3
	長崎	0	1	0	0	0	1
	大分	0	0	0	0	0	0
	宮崎	1	0	0	0	0	1
沖縄	2	1	1	0	0	4	
養成校		0	0	0	2	0	2
小計		59	36	54	15	6	170
海 外	韓国(社会中央会)	0	0	0	20	0	20
	韓国(セアテ)	0	0	0	4	0	4
	中国						0
	台湾						0
合計		59	36	54	39	6	194

〈参考〉

## 出場選手数内訳

R6.8.29現在（海外申込受付中）

	会場	競技時間	部門名	8/9申込	補充申込	合計数
1回戦	B	9：45～	第4部門	15+24(海外)		39
2回戦	A	10：35～	第1部門	47	12	59
3回戦	B	11：45～	第2部門	32	4	36
			アデランス杯	6		6
4回戦	A	12：55～	第3部門	45	9	54
				169	25	194

ヘアワールド・ジャパンカップ2024(第76回全国理容競技大会)タイムテーブル

2024.8.26

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
選手・モデル受付	7:30~8:00(30) 第1部~第3部、第4部門坊っちゃん・マドンナカット、第5部門アデランス杯・ヘアピース										
本会場	1回戦 8:20~8:45 (25) 第4部門坊っちゃん・マドンナカット(本会場B会場)										
別室	2回戦 9:00~9:40 (40) 第1部門クラシカルフリースタイル(1F柔道場)										
	3回戦 9:50~10:30(40) 第2部門レディス・クリエイティブヘア(1F柔道場)										
	3回戦 9:40~10:05(25) 第5部門アデランス杯・ヘアピース(1F柔道場)										
	4回戦 10:50~11:30(40) 第3部門Hair Creation-2024ラ・ソアー(1F柔道場)										
本会場	1回戦B会場 9:30~9:35 (5) 第4部門坊っちゃん・マドンナカット										
	2回戦A会場 10:15~10:25 (10) 第1部門クラシカルフリースタイル										
	3回戦B会場 11:25~11:35 (10) 第2部門レディス・クリエイティブヘア										
	3回戦B会場 11:25~11:35 (10) 第5部門アデランス杯・ヘアピース										
	4回戦A会場 12:35~12:45 (10) 第3部門Hair Creation-2024ラ・ソアー										
本会場	(選手団長・選手は8:45までに整列) 8:45~記者発表 9:10~閉会式(実行委員長あいさつ、審査要項発表、選手宣誓)										
A会場											
B会場	第4部門 坊っちゃん・マドンナカット 1回戦 9:35~9:40(5) 選手入場 9:45~10:20(35) 競技 10:30~11:00(30) 審査										
A会場	第1部門 クラシカルフリースタイル 2回戦 10:25~10:30(5) 選手入場 10:35~11:10(35) 競技 11:20~12:05(45) 審査										
B会場	第2部門 レディス・クリエイティブヘア 3回戦 11:35~11:40(5) 選手入場 11:45~12:20(35) 競技 12:30~13:15(45) 審査										
B会場	第5部門 アデランス杯・ヘアピース 3回戦 11:35~11:40(5) 選手入場 11:45~12:20(35) 競技 12:30~13:00(30) 審査										
A会場	第3部門 Hair Creation-2024 ラ・ソアー 4回戦 12:45~12:50(5) 選手入場 12:55~13:30(35) 競技 13:40~14:25(45) 審査										
本会場	B会場 14:20~14:40(20) A会場 14:30~14:50(20) 表彰式・閉会式 15:30~ ( )										
記録集計 (目安)	1回戦 11:15~11:35(20) 第4部門 2回戦 12:20~12:50(30) 第1部門 3回戦 13:35~14:05(30) 第2部門 4回戦 13:15~13:35(20) 第5部門 14:40~15:10(30) 第3部門										

# 資料 21

ヘアワールド・ジャパンカップ2024（第76回全国大会） 賞状・賞品一覧表

第1部門				坊っちゃん・マドンナカット			
優勝	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	優勝	大会委員長賞	メダル	大森 利夫
	厚生労働大臣賞	カップ	武見 敬三		厚生労働大臣賞	カップ	武見 敬三
2位	愛媛県知事賞	楯	中村 時広	2位	外務大臣賞	トロフィー	上川 陽子
	松山市長賞	楯	野志 克仁		愛媛県知事賞	楯	中村 時広
3位	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	3位	大会委員長賞	メダル	大森 利夫
	タカラベルモント賞	トロフィー	タカラベルモント (紹介のみ)		大会委員長賞	メダル	大森 利夫
敢闘賞	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	敢闘賞	大会委員長賞	メダル	大森 利夫
	大会委員長賞	メダル	寺園 洋行		大会委員長賞	メダル	寺園 洋行
	大会委員長賞	メダル	早川 幹夫		大会委員長賞	メダル	早川 幹夫
	大会委員長賞	メダル	湊 正美		大会委員長賞	メダル	湊 正美
	大会委員長賞	メダル	東崎 幸男		大会委員長賞	メダル	東崎 幸男
第2部門				アデランス杯・ヘアピース			
優勝	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	最優秀賞	アデランス大賞	トロフィー	アデランス
	厚生労働大臣賞	カップ	武見 敬三		大会委員長賞	メダル	大森 利夫
2位	愛媛県知事賞	楯	中村 時広	優秀賞	アデランス賞	トロフィー	アデランス
	松山市長賞	楯	野志 克仁		大会委員長賞	メダル	大森 利夫
3位	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	敢闘賞	アデランス賞	トロフィー	アデランス
	タカラベルモント賞	トロフィー	タカラベルモント		大会委員長賞	メダル	大森 利夫
敢闘賞	大会委員長賞	メダル	大森 利夫	(注) 氏名＝当日の贈呈者 ※第1、第2、第3部門優勝者には、 下記のいずれかの賞状が贈られる予定です。 内閣総理大臣賞（2名） 経済産業大臣賞（1名）			
	大会委員長賞	メダル	寺園 洋行				
	大会委員長賞	メダル	早川 幹夫				
	大会委員長賞	メダル	湊 正美				
	大会委員長賞	メダル	東崎 幸男				
第3部門							
優勝	大会委員長賞	メダル	大森 利夫				
	厚生労働大臣賞	カップ	武見 敬三				
2位	愛媛県知事賞	楯	中村 時広				
	松山市長賞	楯	野志 克仁				
3位	大会委員長賞	メダル	大森 利夫				
	タカラベルモント賞	トロフィー	タカラベルモント (紹介のみ)				
敢闘賞	大会委員長賞	メダル	大森 利夫				
	大会委員長賞	メダル	寺園 洋行				
	大会委員長賞	メダル	早川 幹夫				
	大会委員長賞	メダル	湊 正美				
	大会委員長賞	メダル	東崎 幸男				

# 資料 22

## ヘアワールド・ジャパンカップ 2024（第 76 回全国理容競技大会） における会場整理のための入場区分について

ヘアワールド・ジャパンカップ 2024（第 76 回全国理容競技大会）の運営がより円滑に行われるよう、会場の「愛媛県武道館」競技フロアを下記のとおり ID カードの色分けによって入場できるエリアを区分し、会場整理を行いたくご提案申し上げます。（裏面の会場平面図参照）

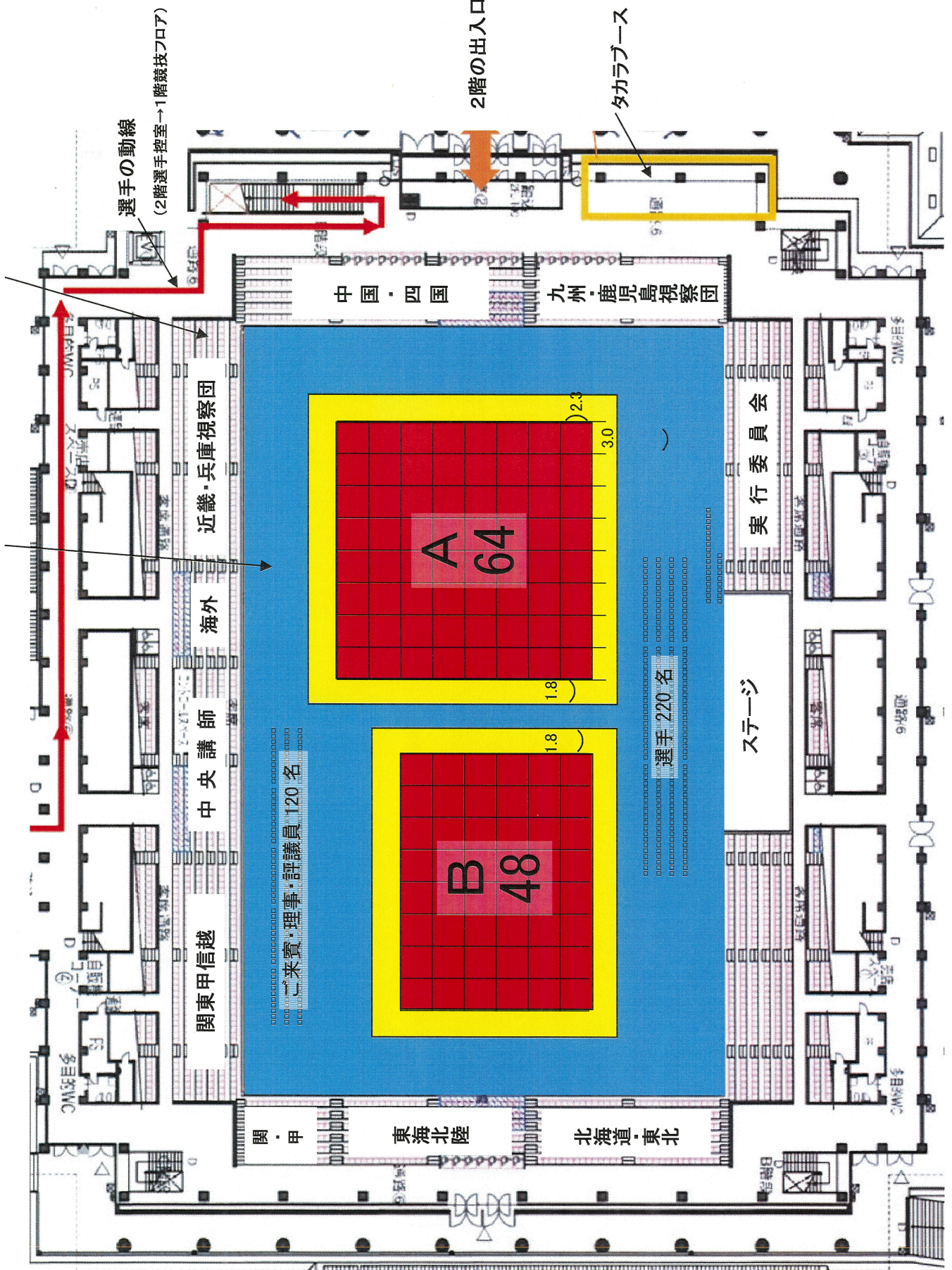
### 記

- A・赤（全域入場可）  
大会委員長、実行委員、審査委員、監視委員、精算委員、  
連合会事務局
- B・黄（フロア内の報道・取材エリア入場可）  
組合報道、一般マスコミ、業界ジャーナル（1社2名）  
永年審査委員
- C・青（フロア内の指定されたエリア入場可）  
上記以外の大会役員、大会評議員、視察団、選手団長、  
全理連中央講師、来賓（協賛商社、関係商社、その他来賓）  
上記限定者以外の業界ジャーナル

愛媛県武道館1階競技フロア・2階観覧席図面

1階競技フロア

2階観覧席



# 資料 23

## 2024 パリ 世界大会 日本代表団の派遣について

世界理容美容機構(OMC)の世界総会ならびに 2024 パリ世界大会(世界理容美容技術選手権大会)が、令和6年10月12～14日の3日間、フランス・パリで開催されるのにもない、連合会として下記のとおり役員、選手を派遣いたしたくご提案いたします。

### 記

#### 1. 各種国際会議等の派遣役員ならびに日程(予定)について

日 程	諸会議・競技大会等	出席役員等
10月12日 (土)	(1) OMC世界総会 (2) 審査委員会議 (3) 歓迎レセプション	寺園副理事長、教育委員長 審査委員、招待者
10月13日 (日)	(1) 世界大会1日目 (2) 国際理美容見本市 (3) 1日目競技表彰式	寺園副理事長、教育委員長 審査委員
10月14日 (月)	(1) 世界大会2日目 (2) 国際理美容見本市 (3) 2日目競技・団体戦総合表彰式	寺園副理事長、教育委員長 審査委員

#### 2. 派遣団構成

団 長	寺園 洋行 (全理連副理事長)
選手団 団長	船津 博司 (全理連教育委員長)
チーフトレーナー	栗野 大輔 (全理連中央講師・鹿児島)
トレーナー	濱野 雄一 ( " " ・東京)
"	片桐 寿彦 ( " " ・愛知)
シニア部門選手	島本 文子 (広島) 平野 彰敏 (福岡)
	平田 光政 (熊本) 篠田 隼 (佐賀)
個人戦選手	田中 穰 (北海道) 水島 稔郎 (静岡)
随 行 員	連合会職員

#### 3. 期間および旅程(予定)

##### ①期 間

7日間：10月10日(木)～10月16日(水)

※寺園副理事長(派遣団団長)、船津教育委員長(選手団団長)は10月11日(金)出発。

##### ②旅 程

羽田→パリ(大会会場近隣ホテル5泊)→羽田



4. 選手への助成等

①出場登録料（概算）

シニア部門選手（4名・2カテゴリー）

約 175,000 円 × 7 名（のべ人数） 1,225,000 円

個人戦選手（2名）

約 87,500 円 × 2 175,000 円

②団体戦出場選手（ナショナルチーム選手）への往復航空運賃（概算）

シニア部門選手（4名）

約 300,000 円 × 4 1,200,000 円

③「全理連ナショナルチーム育英支援の会」からの支援金

シニア部門選手（4名）

200,000 円 × 4 800,000 円

個人戦選手（2名）

100,000 円 × 2 200,000 円

---

合 計

3,600,000 円